

4 議案の要旨・附帯決議

内閣提出法律案

所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第1号）

（衆議院 6.3.2可決 参議院 3.8財政金融委員会付託 3.28本会議可決）

【要旨】

本法律案は、物価高を上回る持続的な賃金の上昇が行われる経済の実現、生産性の向上等による供給力の強化等の観点から、国税に関し、所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、所得税の定額減税

居住者の令和6年分の所得税額から居住者並びに配偶者及び扶養親族一人につき3万円を控除する。ただし、合計所得金額が1,805万円超の高額所得者は対象外とする。

二、賃上げ促進税制の強化

- 1 従来の大企業向けの措置について、税額控除率の上乗せ措置等を見直す。
- 2 中堅企業（従来の大企業のうち従業員数が2,000人以下の法人）向けの新たな措置を創設する。
- 3 中小企業向けの措置について、5年間の繰越控除制度を創設する。
- 4 教育訓練費に係る税額控除率の上乗せ措置についての適用要件を緩和する。
- 5 子育てとの両立支援や女性活躍支援に積極的な企業への税額控除率の上乗せ措置を創設する。

三、戦略分野国内生産促進税制の創設

電気自動車、半導体等を対象に、生産・販売量に応じた10年間の税額控除を行う制度を創設する。

四、イノベーションボックス税制の創設

国内で自ら研究開発した特許権等から生ずる一定の所得について、30%の所得控除を行う制度を創設する。

五、プラットフォーム課税の導入

国外事業者がデジタルプラットフォームを介して国内向けに行うデジタルサービスについて、国外事業者の取引高50億円超のプラットフォーム事業者に消費税の納税義務を課す制度を導入する。

六、その他

適用期限の到来する租税特別措置の延長、既存の租税特別措置の整理合理化等、所要の措置を講ずる。

七、施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、令和6年4月1日から施行する。

なお、本法律施行に伴う令和6年度の租税減収見込額は、約2兆3,460億円である。

【附帯決議】（6.3.28財政金融委員会議決）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 所得税の定額減税の実施に当たっては、対象者が確実に減税措置を受けられるよう、適切な執行体制を確保するとともに、十分な周知・広報を行うほか、各事業者や自治体の事務負担にも配慮し、減税事務の円滑な実施に努めること。とりわけ、令和6年能登半島地震の被災地においては、被災地の実情に十分配慮した対応に努めること。
- 二 賃上げ促進税制については、中小企業の実態を踏まえ、長期にわたり実施されている同税制の効果の検証を行うとともに、新たに創設された上乗せ要件が子育てと仕事の両立支援や女性活躍支援に与える効果についても的確に把握するよう努めること。
- 三 新たに創設される各種の企業関係税制については、今後、各措置の適用実態を検証し、企業等

の行動変容を促すインセンティブ措置として機能しているか否か等の観点から、政策効果や必要性をよく見極めた上で、一部の企業等に対する過度の優遇にならないよう、不断の見直しを行うこと。また、他の租税特別措置についても、適用実態の把握と効果等の検証を十分に行い、効果が不透明なもの等は廃止・縮減するなど、徹底した改革を推進すること。

四 今般の政治資金を巡る問題を踏まえ、税制は国民の理解と信頼の上に成り立っているとの認識の下、国民からの税に対する信頼を損なわないよう、課税上問題があると認められる場合には適時・適切に税務調査を行うなど、適正、公平な課税の実現に努めること。

五 適格請求書等保存方式（インボイス制度）が実施されたことにより、事業者間取引において不当な扱いが生じているといった意見があることを踏まえ、中小・小規模事業者に対する不当な扱いを防止するための取引環境の整備への取組を強化すること。

六 高水準で推移する申告件数及び滞納税額、経済取引のグローバル化・デジタル化による調査・徴収事務等の複雑・困難化、新たな経済活動の拡大、軽減税率制度やインボイス制度の実施への対応など社会情勢の変化による事務量の増大に鑑み、適正かつ公平な課税及び徴収の実現を図り、国の財政基盤である税の歳入を確保するため、国税職員の定員確保、職務の困難性・特殊性を適正に評価した給与水準の確保など処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を払うこと。

特に、社会的関心の高い消費税の不正還付防止への対応、国際的な租税回避行為や富裕層への対応を強化し、更には納税者全体への税務コンプライアンス向上を図るため、定員の拡充及び職員の育成等、従来にも増した税務執行体制の強化に努めること。

右決議する。

地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第2号）

（衆議院 6.3.2可決 参議院 3.13総務委員会付託 3.28本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、個人住民税の改正

令和6年度分の個人住民税について、定額減税を実施する。

二、法人事業税の改正

減資等により外形標準課税の対象法人が減少していること等の課題に対応するため、その適用対象法人の見直しを行う。

三、固定資産税及び都市計画税の改正

令和6年度の評価替えに当たり、現行の土地に係る負担調整措置等を継続する。

四、森林環境譲与税の改正

譲与基準の見直しを行う。

五、その他

1 税負担軽減措置等の整理合理化等を行う。

2 この法律は、一部を除き、令和6年4月1日から施行する。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第3号）

（衆議院 6.3.2可決 参議院 3.13総務委員会付託 3.28本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

1 令和6年度分の通常収支に係る地方交付税の総額については、地方交付税法第6条第2項の額に、法定加算額及び地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等による加算額を加え、交付税特別会計借入金償還額、同特別会計における借入金利子支払額等を控除した額18兆6,671億円とする。

- 2 地方交付税の基準財政需要額の算定方法については、こども・子育て施策に要する経費の財源を充実することとし、新たに「こども子育て費」を設けるとともに、令和6年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正するほか、臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とする。
 - 3 令和6年度分の東日本大震災に係る震災復興特別交付税については、新たに611億円を確保することとし、総額904億円とする。
- 二、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正
個人住民税の定額減税による地方公共団体の減収額を埋めるため、定額減税減収補填特例交付金を創設する。
- 三、施行期日
この法律は、令和6年4月1日から施行する。

関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第4号）

（衆議院 6.3.19可決 参議院 3.22財政金融委員会付託 3.29本会議可決）

【要旨】

本法律案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、個別品目の関税率の見直し
ルイボスの分類変更に伴い、税細分を新設し、現行の関税率を維持する。
- 二、輸入手続の利便性向上
特例輸入者による特例申告の納期限の延長において必須とされている担保について、関税の保全のために必要があると認められる場合にのみ提供を求める取扱いに緩和する。
- 三、重加算税制度の見直し
仮装・隠蔽に基づく更正の請求について、関税の重加算税の対象に追加する。
- 四、暫定税率等の適用期限の延長等
 - 1 令和6年3月31日に適用期限が到来する暫定税率（411品目）及び特別緊急関税制度について、これらの適用期限を1年延長するとともに、加糖調製品（5品目）の暫定税率を引き下げる。
 - 2 令和6年3月31日に適用期限が到来する沖縄に係る関税制度上の特例措置（特定免税店制度）について、適用期限を3年延長する。
 - 3 ポリ塩化ビニル製使い捨て手袋について、暫定税率を撤廃する。

五、施行期日

この法律は、別段の定めがある場合を除き、令和6年4月1日から施行する。

【附帯決議】（6.3.29財政金融委員会議決）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響に十分に配慮しつつ、調和のとれた対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。
- 二 特例輸入者による特例申告の納期限の延長に係る担保の取扱い緩和については、その運用が恣意的になって一部の事業者に対する過度な優遇につながらないように留意し、関税等の徴収に支障を来すことのないよう財務状況の確認を徹底するとともに、AEO（認定事業者）制度については、国際物流におけるセキュリティ確保と貿易の円滑化の両立を一層図っていく観点から、AEO認定の審査、事後監査に万全を期すよう努めること。
- 三 ロシア等に対する輸出入規制や経済安全保障への対応及び覚醒剤等の不正薬物や金の密輸入阻止の観点から、税関においては、警察庁等の関係省庁との連携及び情報共有を強化しつつ、一層厳格な水際取締りを行うこと。
- 四 社会のデジタル化や経済・社会構造の変動に伴う輸入申告件数の急増や新型コロナウイルス感染症に関する水際措置の終了に伴う訪日外国人旅行者数の回復など、税関を取り巻く環境が急速

に変化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図り、覚醒剤等の不正薬物・銃器を始めとした社会悪物品や知的財産侵害物品等の国内持込みの阻止により国民の安全・安心を確保しつつ、2025年に開催される大阪・関西万博におけるテロ対策や展示物等の的確かつ迅速な通関等を通じ安全かつ円滑な開催に寄与するため、高度な専門性を要する職務に従事する税関職員の定員の確保、処遇改善、機構の充実、職場環境及び取締検査機器等を含む業務処理体制の整備等に特段の努力を払うこと。

右決議する。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第5号）

（衆議院 6.4.4可決 参議院 4.8財政金融委員会付託 4.12本会議可決）

【要旨】

本法律案は、国際通貨基金に対する加盟国の出資総額が増額されることとなったこと等に伴い、我が国の同基金への出資額を増額するための措置等を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国際通貨基金に対する加盟国の出資総額が増額されることとなったことに伴い、政府は、同基金に対し、462億3,080万特別引出権に相当する金額（現行は308億2,050万特別引出権に相当する金額）の範囲内において出資することができることとする。

二、この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】（6.4.11財政金融委員会議決）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 世界経済の複合的な危機に伴い、加盟国が直面する課題への対応に国際通貨基金が一層貢献できるよう、今後も同基金の機能やガバナンス等の強化に向け、我が国としても同基金に協力するとともに、主要出資国にふさわしいリーダーシップを発揮するなど、我が国の国際的プレゼンスの向上に努めること。

二 今後のクォータの見直しに当たっては、その増資規模について十分検討するとともに、加盟国の出資割合の調整に関し、経済力を基礎としながらも新たな指針の必要性について各加盟国に働きかけ、我が国の国益に資する見直しとなるよう努めること。

三 開発途上国の抱える債務問題が深刻化する中、国際通貨基金や世界銀行グループを通じて債務国における借入先や借入額等の債務データを的確に把握することが重要であることから、債権国による当該債務データの共有を促進していくとともに、債務国が適切な債務管理を行い、返済能力に応じた借入れが実施されて債務の持続可能性が確保できるよう、各加盟国に対し積極的に働きかけていくこと。

四 我が国の国際貢献の機会を拡大する観点から、国際機関において日本人職員の登用機会を更に広げる活動を推進し、有能な人材が円滑に採用されるよう支援に努めるとともに、出資に見合う枢要なポストの獲得に尽力すること。

五 国際機関の活動や我が国の貢献について国民の理解を得るために、日本語表記を含めた広報活動や情報公開のより一層の充実に努めること。

右決議する。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第6号）

（衆議院 6.3.19可決 参議院 3.25外交防衛委員会付託 3.28本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、在ナイロビ国際機関日本政府代表部を新設するとともに、同政府代表部に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。

- 二、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。
- 三、在外公館に勤務する外務公務員の子女教育手当の小学校に係る加算額の限度の適用対象年齢を引き下げる。
- 四、在外公館に勤務する外務公務員の在勤手当の月額を規定する通貨を改定する。
- 五、この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、在ナイロビ国際機関日本政府代表部の新設に係る部分は、政令で定める日から施行する。

二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法案（閣法第7号）

（衆議院 6. 3. 26可決 参議院 3. 27外交防衛委員会付託 3. 29本会議可決）

【要旨】

- 本法律案は、令和9年に開催される2027年国際園芸博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、国際博覧会条約第12条の規定に基づく政府委員として2027年国際園芸博覧会政府委員を置くこととし、その任務、給与等について所要の事項を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。
- 一、外務省に、2027年国際園芸博覧会政府委員（以下「委員」という。）一人を置く。
 - 二、委員は、特別職の国家公務員とし、かつ、外務公務員とする。
 - 三、委員は、2027年国際園芸博覧会に関し、日本国政府を代表することを任務とする。
 - 四、関係府省の長は、委員の任務の円滑な遂行を図るため、必要な措置をとる。
 - 五、委員の任免は、外務大臣の申出により内閣が行う。
 - 六、委員の俸給月額、は、117万8,000円とする。
 - 七、この法律は、令和6年4月1日から施行し、2027年国際園芸博覧会の終了の日から起算して1年を経過した日に効力を失う。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第8号）

（衆議院 6. 4. 11可決 参議院 4. 22財政金融委員会付託 4. 26本会議可決）

【要旨】

- 本法律案は、国家公務員等の旅費制度について、国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担軽減を図るため、旅費の計算等に係る規定の簡素化及び支給対象の見直しを行うほか、国費の適正な支出を図るための規定を整備する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。
- 一、旅費の計算等に係る規定の簡素化
 - 1 旅費の種類及び内容に係る規定を簡素化する。
 - 2 旅行命令簿等及び旅費請求書の様式を廃止する。
 - 二、旅費の支給対象の見直し
 - 1 自宅発の出張に係る旅費の支給を可能とする。
 - 2 旅行代理店等に対する直接の支払を可能とする。
 - 三、国費の適正な支出の確保
 - 1 本法の規定に違反して旅費の支給を受けた旅行者等に対して旅費の返納を求めるとともに、旅行者の給与等からの控除を可能とする規定を新設する。
 - 2 本法の適正な執行を確保するため、財務大臣による各庁の長に対する監督規定を新設する。
 - 四、施行期日

この法律は、令和7年4月1日から施行する。

【附帯決議】（6. 4. 25財政金融委員会議決）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 政令で定めることとする旅費については、宿泊料に係る上限額の設定方法次第では現行制度の場合と比較して支給額が増加する可能性もあることから、年度ごとに旅費総額を把握するとともに、適切な実費弁償が図られていることを検証し、必要に応じて改善策を講じるなど不正防止や冗費節約の観念を損なうことなく国費の適正な支出が確保されるよう努めること。

二 国家公務員等の旅費制度に係る業務プロセスについては、働き方改革の観点から、更なる事務負担軽減を図るべく、不断に見直しを行うこと。

右決議する。

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案（閣法第9号）

（衆議院 6. 3. 29修正議決 参議院 4. 3厚生労働委員会付託 4. 17本会議可決）

【要旨】

本法律案は、単身高齢者世帯の増加等を踏まえた安定的な居住の確保の支援、被保護世帯の子どもへの支援の充実等を通じて、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、生活困窮者自立相談支援事業において、居住に関する相談支援等を行うことを明確化する。
- 二、生活困窮者一時生活支援事業の名称を生活困窮者居住支援事業に改め、都道府県等は、同事業のうち必要があると認めるものを行うように努めるものとする。
- 三、生活困窮者住居確保給付金の対象者について、収入が著しく減少し、家賃を支払うことが困難となった者等であって、家計を改善するため新たな住居を確保する必要があると認められるものを追加する。
- 四、市町村長は、無届の疑いがある社会福祉住居施設を発見したときは、都道府県知事に通知するよう努めるものとする。また、社会福祉住居施設設置に係る届出義務に違反した者は、罰金に処するものとする。
- 五、保護の実施機関は、訪問その他の適当な方法により被保護者である子ども及び当該子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行う子どもの進路選択支援事業を実施できるものとする。
- 六、進学準備給付金の名称を進学・就職準備給付金に改め、その対象者に、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保護者であって安定した職業に確実に就くと見込まれる者等を追加する。
- 七、生活困窮者家計改善支援事業の国庫補助率を2分の1から3分の2に引き上げる。
- 八、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業並びに生活困窮者居住支援事業の一部の事業の対象に、生活保護法に規定する特定被保護者を追加する。
- 九、都道府県等は、支援会議を組織するように努めるものとする。また、保護の実施機関は、被保護者に対する支援に関係する者により構成される調整会議を組織することができるものとする。
- 十、都道府県知事は、市町村長が行う医療扶助及び被保護者健康管理支援事業について、広域的な見地から調査等を行い、市町村長に対し、当該調査等に基づく必要な援助を行うよう努めるものとする。
- 十一、この法律は、一部を除き、令和7年4月1日から施行する。

なお、衆議院において、この法律による改正後の各法律の規定の検討について、生活困窮者に対する支援等が公正で分かりやすいものであることを確保する観点も含めて行うことを明記する修正が行われた。

【附帯決議】（6. 4. 16厚生労働委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、「住まい」は生活の基盤そのものであり、その確保に向けて入居時から入居中、退居時までの切れ目のない居住支援の体制を構築するため、住宅セーフティネット制度や住宅確保要配慮者居住支援法人との連携、空き家・公営住宅の活用も含め、居住支援に関する省庁横断的な施策の推進を図ること。また、生活困窮者居住支援事業の全国的な実施に向け、小規模自治体での広域実施の推進等、実施率の向上に資する効果的な支援策を講ずること。
- 二、本法による見直し後の生活困窮者住居確保給付金の支給状況を把握するとともに、生活困窮者等が住居を確保し、安心して暮らせるよう、居住保障の在り方について引き続き議論を継続すること。
- 三、貧困者の窮迫に付け込む貧困ビジネスの実態と原因について把握し、必要な対策を講ずること。
- 四、子どもの貧困への対応として、子ども食堂等、学校や家庭以外の子どもの居場所の充実を図るとともに、重層的支援体制整備事業との連携を強化すること。また、教育行政やこども家庭庁の

施策とも連携を図りつつ、被保護世帯の子どもの大学等への進学を促進するために必要な施策を行うこと。

五、生活困窮者自立相談支援事業の機能を強化するため、社会福祉士等、専門性を持つ専任職員を配置するとともに、地域の実情に応じた適切な人員体制が確保されるよう、良質な人材確保を促す補助体系に見直すなど、相談支援員の処遇改善による人材確保及び定着促進を図ること。また、相談支援員の研修の充実などスキルの向上や資格の取得を支援するための必要な措置を講ずること。

六、生活困窮者の早期支援につなげられるよう、生活困窮者自立支援法に規定する支援会議等の設置を更に促進すること。その際、現場の業務負担に留意し、既存会議の活用等、効率的な運用の促進に努めること。

七、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業の質の改善を図るとともに、自治体間格差を是正するため、好事例の横展開、未実施自治体への丁寧な支援などを行い、広域連携等の必要な環境整備に努め、両事業の全国的な実施を目指すこと。

八、生活困窮者家計改善支援事業が、本人の尊厳の確保に配慮しつつ行われ、また、私生活への行き過ぎた介入が行われることがないよう、関係機関に改めて周知を行うこと。

九、生活困窮者就労準備支援事業における就労体験先への交通費負担を軽減する予算措置を実効的なものとする。

十、支援対象者の社会参加や就労体験・訓練の場をより多く確保し、地域で支える体制を整備するため、認定生活困窮者就労訓練事業者の認定方法を工夫するとともに、事業者に対する優先発注、税制優遇、事業の立上げ支援等の経済的インセンティブの活用や支援ノウハウの提供など、受皿となる団体や企業が取り組みやすい環境を整備すること。

十一、生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者家計改善支援事業及び生活困窮者居住支援事業の全国的な実施等を図るための指針を策定するに当たっては、委託先となる法人の財政基盤の安定化及び相談支援員の処遇改善を図るため、地方自治体による委託先の選定において、複数年度契約の方法も採り得ることや、経費の多寡のみで評価するのではなく、支援の質や実績、地域の実情への理解や関係機関との連携状況を総合的に評価すべきことを明記すること。

十二、生活困窮者自立支援制度は誰もが利用者になり得ることから、必要な者に支援が届くように、引き続き必要な予算をしっかりと確保するとともに、支援が分かりやすいものであることを確保すること。

十三、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携強化に当たっては、被保護者が生活困窮者向けの事業に参加する場合でも、ケースワーカーと連携し、保護の実施機関が継続的に関与する仕組みとするとともに、現場の業務負担の増加により支援の質が低下しないよう、両制度の実施機関の適切な人員体制を確保すること。

十四、医療扶助の適正化を推進するとともに、地方自治体のガバナンス強化の観点から、被保護者の国民健康保険や後期高齢者医療制度への加入について検討を深めること。また、不正請求を行った医療機関の指定取消しを徹底すること。

十五、地方自治体における保護の実施体制については、その質及び量の両面において必ずしも十分とは言えないのが現状であることに鑑み、本法に定めた被保護者等に対する支援施策の確実な実施を図るため、地方交付税措置の更なる拡充を含む必要な措置を講ずるよう検討すること。

十六、生活保護の申請、利用に当たっては、被保護者就労準備支援事業及び被保護者家計改善支援事業の利用を条件とするようないわゆる「水際作戦」はあってはならないことを地方自治体に周知徹底すること。

十七、社会福祉協議会における緊急事態対応の仕組みについて、平時から検討を行うこと。

十八、ひきこもりを対象としたいいわゆる「引き出し屋」による被害防止のために必要な措置を講ずるとともに、当事者及びその家族に対して生活困窮者自立相談支援事業やひきこもり地域支援センターの周知、アウトリーチの強化を行うこと。

十九、居住支援は生活困窮者支援の最重要課題の一つであることから、本法による見直し後の諸施策の達成状況を確認すること。

右決議する。

雇用保険法等の一部を改正する法律案（閣法第10号）

（衆議院 6.4.11可決 参議院 4.17厚生労働委員会付託 5.10本会議可決）

【要旨】

本法律案は、多様な働き方を効果的に支える雇用のセーフティネットを構築するとともに、労働者の学び直しの支援強化による雇用の安定及び就業の促進を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、1週間の所定労働時間が10時間未満である者について、雇用保険法の適用除外とする。
- 二、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な教育訓練を受ける受給資格者（正当な理由がなく自己の都合によって退職した者に限る。）にあっては、当該教育訓練を受ける日以降（離職日前1年以内に当該教育訓練を受けたことがある者にあっては、待期期間の満了後）、失業している日について、基本手当を支給するものとする。
- 三、教育訓練給付金の額について、一般被保険者又は一般被保険者であった者等が教育訓練の受講のために支払った費用の額に100分の20以上100分の80以下の範囲内において厚生労働省令で定める率を乗じて得た額とする。
- 四、一般被保険者が、職業に関する教育訓練を受けるための休暇（以下「教育訓練休暇」という。）を取得した場合に、当該教育訓練休暇を開始した日（以下「休暇開始日」という。）から起算して1年の期間内の教育訓練休暇を取得している日について、当該一般被保険者を受給資格者と、休暇開始日の前日を受給資格に係る離職の日とみなした場合に支給されることとなる基本手当の日額に相当する額の教育訓練休暇給付金を、特定受給資格者以外の受給資格者に対する所定給付日数に相当する日数分を限度として、支給するものとする。
- 五、育児休業給付に要する費用に係る国庫の負担額について、暫定措置を廃止し、国庫は、育児休業給付に要する費用の8分の1を負担するものとする。
- 六、育児休業給付に要する費用に対応する部分の雇用保険率を、1,000分の5とする。厚生労働大臣は、雇用保険財政の状況に応じて、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、1年以内の期間を定め、育児休業給付に要する費用に対応する部分の雇用保険率を1,000分の4とすることができるものとする。
- 七、この法律は、一部を除き、令和7年4月1日から施行する。

【附帯決議】（6.5.9厚生労働委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、雇用保険の適用拡大による短時間労働者の就労状況の変化について調査を行い、その結果を踏まえ、労働政策審議会において必要な検討を行うこと。
- 二、就業調整等に伴い雇用保険被保険者の資格を喪失する者について、その実態を把握し、労働政策審議会に報告して、議論を行うこと。
- 三、複数の事業所で雇用される労働者の雇用保険の加入手続が確実に行われるよう、周知・広報を強化すること。また、複数の事業所で雇用される労働者への雇用保険の適用の在り方等について労働政策審議会において検討を行うこと。
- 四、65歳以上の労働者を対象に令和4年1月から試行中の雇用保険マルチジョブホルダー制度について、制度の周知・広報を強化した上で、その施行状況を適宜労働政策審議会に報告し、制度の適用対象者の在り方等について議論を行うこと。
- 五、雇用保険の強制適用事業ではない暫定任意適用事業について、実態の把握を行い、適用の在り方について労働政策審議会において議論を行うこと。
- 六、我が国の完全失業者に占める基本手当の受給者割合が20パーセント程度となっていることも踏まえつつ、今般の適用拡大の施行状況を把握し、必要な取組を検討すること。
- 七、教育訓練給付について、効果的な給付の観点から、講座の効果、賃金上昇の確認方法等の十分な検証を行い、その結果を踏まえ、指定講座の見直し等を含め、労働政策審議会において必要な検討を行うこと。
- 八、教育訓練給付の拡充措置について、非正規雇用労働者の活用状況を把握するとともに、より多

くの非正規雇用労働者が教育訓練を受けられるよう必要な支援を行うこと。

九、非正規雇用労働者については、同一労働同一賃金の徹底に取り組み、雇用の安定化と労働者保護を図ること。

十、雇用保険の国庫負担は雇用政策に対する政府の責任を示すものであることから、求職者給付の国庫負担の在り方について、令和4年の雇用保険法改正により導入した国庫負担の仕組みの下で、適正な財政運営を行うとともに、国の財政・財源の構造から検討を行うこと。

十一、介護休業給付の国庫負担割合の暫定措置的引下げについて、労働政策審議会において引き続き検討を行い、令和9年4月1日以降できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で、暫定措置を廃止して本則の水準に戻すものとする。

十二、雇用形態に関わらず、職業能力の開発・向上が労働者の雇用や職業の安定のために不可欠であるとともに、我が国経済の発展にも資するものであることを踏まえ、労働者の職業能力開発支援について、給付の趣旨を踏まえた国庫負担を含めた必要な予算を確保すること。

十三、保険料率の引上げは抛出する労使に多大な影響があることを踏まえ、育児休業給付の保険料率を弾力的に調整できるかを労働政策審議会で確認する際には、育児休業給付の状況や見通しに基づいた丁寧な議論を行うとともに、その財政運営の在り方について適時に検証していくこと。
右決議する。

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第11号）

（衆議院 6.3.19可決 参議院 3.25国土交通委員会付託 3.29本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一 奄美群島振興開発特別措置法の一部改正

- 1 法律の目的に、奄美群島への移住の促進を図ることを追加することとする。
- 2 基本理念に、奄美群島と自然的、経済的、社会的及び文化的に密接な関連がある沖縄（沖縄県の区域をいう。）その他の奄美群島と近接する地域との連携の促進を追加することとする。
- 3 基本方針に定める事項について、移住の促進に関する事項を追加するとともに、住宅及び生活環境の整備に関する事項に空家等に関する対策が含まれること等とする。
- 4 振興開発計画に定める事項について、3の基本方針の改正に準じた改正を行うこととする。
- 5 交付金事業計画に記載することができる事業に、移住の促進に資する事業等を追加することとする。
- 6 配慮規定について、移住の促進に関する事項を追加するとともに、医療の確保、情報の流通の円滑化、防災対策の推進、教育の充実等に関する事項を拡充することとする。
- 7 独立行政法人奄美群島振興開発基金は、他の業務の遂行に支障のない範囲内で、同基金による債務の保証・事業資金の貸付けを受けようとする者又は受けている者及び振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者に対し、経営の改善及び発達に係る助言を行うことができることとする。
- 8 法律の有効期限を5年間延長し、令和11年3月31日までとすることとする。

二 小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正

- 1 法律の目的に、小笠原諸島への移住の促進を図ることを追加することとする。
- 2 基本方針に定める事項に、移住の促進に関する事項を追加することとする。
- 3 振興開発計画に定める事項に、移住の促進に関する事項を追加することとする。
- 4 配慮規定について、移住の促進に関する事項を追加するとともに、医療の充実、情報の流通の円滑化、防災対策の推進、教育の充実等に関する事項を拡充することとする。
- 5 法律の有効期限を5年間延長し、令和11年3月31日までとすることとする。

三 この法律は、一部の規定を除き、令和6年4月1日から施行することとする。

【附帯決議】（6.3.29国土交通委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 奄美群島及び小笠原諸島における定住や移住の促進に資するため、医療・介護や住宅の確保といった生活環境の整備について具体的かつ充実した施策の実施に努めること。また、両地域における交流人口の増大や本土との物価格差の是正等のため、人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化に資するための施策の充実について検討を加え、所要の措置の実現を図ること。
- 二 奄美群島及び小笠原諸島における子育て環境の格差解消に向け、特に奄美群島における子供の貧困について、特段の配慮を行うこと。また、両地域の子供が遠隔教育等を活用し、確実な学力を身につけることができるよう必要な支援に努めること。
- 三 奄美群島振興交付金制度は、主にソフト面において、地域が主体的に施策を実施するためのものである趣旨に鑑み、沖縄との連携などについても積極的な活用が図られるよう配慮すること。また、奄美群島における住環境や情報通信等インフラの整備に当たっては、沖縄振興に関する諸施策の状況を参考にし、調和ある発展が図られるよう留意すること。
- 四 奄美群島及び小笠原諸島は、自然環境面において極めて貴重な地域であることから、その振興開発に当たっては、自然環境の保護・保全に積極的に取り組むとともに、エコツーリズム等の自然環境の保護・保全と両立する持続可能な観光の振興が図られるよう配慮すること。
- 五 離島航空路線が住民の生活路線であること、他地域との交流の活発化に欠かせないインフラであること等に鑑み、地元の意見や自然環境との調和に十分配慮しつつ、本土と奄美群島間の航空運賃の軽減について必要な措置を講ずるとともに、小笠原諸島における航空路の開設を含め、必要となる取組に努めること。
- 六 奄美群島及び小笠原諸島は、台風の常襲地帯に位置するとともに、地震に伴う津波被害も想定されるなど、災害を被りやすい地理的及び自然的条件にあることから、台風に強い農林水産業の生産基盤の強化のため奄美群島振興交付金及び小笠原諸島振興開発補助金などの活用や、災害時の物資の確保、津波浸水想定区域等に位置する学校、社会福祉施設、医療施設等の公共施設に係る避難救助体制の充実に向けた支援など、必要な防災・減災対策を推進すること。
- 七 独立行政法人奄美群島振興開発基金の債務保証・融資業務については、主務省とも連携して業務実績の向上に努めること。また、新たな業務については、専門人材の育成等に努め、業務が同基金の確実な収益基盤の拡大を図るとともに、更なる業務改善のための機能強化についても検討を進めること。
- 八 奄美群島及び小笠原諸島は、島ごとに独立したエネルギー供給網を持つという特性をいかし、再生可能エネルギーを活用した分散型エネルギー供給システムを構築できるよう必要な制度上及び財政上の支援措置の検討を進めること。

右決議する。

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第12号） （衆議院 6.4.25可決 参議院 5.8国土交通委員会付託 5.15本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一 広域的特定活動として、特定居住（当該地域外に住所を有する者が定期的な滞在のため当該地域内に居所を定めることをいう。以下同じ。）のため必要な住宅又は事務所等の提供その他の特定居住の促進に関する活動（相当数の者を対象に行われるものに限る。）を追加するとともに、拠点施設として、一団地の住宅施設、特定居住を行う者の共同利用に供する事務所・事業所、特定居住を行う者と地域住民との交流の促進に資する施設等を追加することとする（当該拠点施設を以下「特定居住拠点施設」という。）。
- 二 市町村は、都道府県に対し、特定居住拠点施設に関する事項及び当該特定居住拠点施設に係る重点地区の区域をその内容に含む広域的地域活性化基盤整備計画の作成を提案することができることとする。

三 市町村は、都道府県から特定居住拠点施設に関する事項及び当該特定居住拠点施設に係る重点地区の区域が記載された広域的地域活性化基盤整備計画の写しの送付を受けたときは、単独で又は共同して、当該広域的地域活性化基盤整備計画等に基づき、当該市町村の区域内の当該重点地区の区域内において特定居住の促進を図るための計画（以下「特定居住促進計画」という。）を作成することができることとする。また、特定居住促進計画には、おおむね、計画の区域、一に定める特定居住に係る広域の特定活動に関する基本的な方針、特定居住拠点施設等の整備に関する事項、計画期間等を記載するものとする。

四 特定居住促進計画の作成及び同計画に定められた事業等の実施について、建築基準法等の特例等を定めることとする。

五 市町村は、単独で又は共同して、特定居住促進計画の作成等に関する協議等を行うための特定居住促進協議会を組織することができることとする。

六 市町村長は、特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人等又は特定居住の促進を図る活動を目的とする会社で、特定居住促進計画の区域における特定居住拠点施設等の整備等の業務を適正かつ確実に行えるものを、その申請により、特定居住支援法人として指定することができることとする。

七 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】（6.5.14国土交通委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 本法による措置は、地域の活性化とともに東京一極集中の是正にもつながるものとするよう努めること。

二 二地域居住等に係る施策の効果を検証し、今後の検討に資するため、二地域居住者等の実数及びその居住地を把握し公表すること。また、今後の二地域居住者等の推計についても、可能な限り具体的に把握し公表するよう努めること。

三 二地域居住等の促進に関し、附則第4条に基づく検討に際しては、本法の枠組みによる制度や市町村主体による推進の適否について、具体的なデータと実態に基づく検証を踏まえ、根本的に検討すること。

四 二地域居住等を実施する際の公共サービスの提供及びそれに応じた費用負担の在り方並びにこれらに対する二地域居住者等の意見の反映のための仕組みについては、二地域居住等を促進する観点から重要な論点であることを踏まえ、諸外国の事例も含めて早急に検討を進め、二地域居住者等が希望する環境を整備すること。なお、本法の施行後5年を目途として、本項に係る方策等について総合的に検討し、必要な措置を講ずること。

五 二地域居住等を実施する際の移動費用の負担軽減に係る支援を検討すること。その支援期間については、二地域居住等を長期間にわたり実施できるよう配慮すること。なお、本法の施行後5年を目途として、本項に係る方策等について総合的に検討し、必要な措置を講ずること。

六 二地域居住等に伴う地域内の移動における時間的な負担等を軽減するとともに、それに必要な交通基盤の整備に関する支援策を講ずること。また、二地域居住先等での住まいの確保の需要に対応するため、空き家や既存施設の有効活用等のための支援策を充実させること。

七 二地域居住等を適正かつ円滑に促進するため、二地域居住者等が居住先で果たすべき役割や責任の在り方についても、市町村が作成する特定居住促進計画に反映されるよう促すこと。また、同計画の策定に係る市町村の負担軽減のための支援を行うこと。加えて、二地域居住者等の地域コミュニティとの関係構築を促進するため、二地域居住者等を受け入れる地域の体制や環境の整備に必要な支援策を充実させること。

八 二地域居住等を促進するため、新しいライフスタイルの魅力やメリットを発信し、認知度向上に向けて必要な措置を講ずるとともに、企業に対して二地域居住等に関するヒアリングを行い、制度のニーズや課題、必要な支援等を把握すること。また、ヒアリングを踏まえて、従業員が二

地域居住等を円滑に実施できるよう、テレワークの推進を含め、所要の環境の整備を促すこと。
加えて、二地域居住先等における子育てと仕事の両立など多様なライフスタイルに応じた就業環境の確保及び二地域居住先等での保育・教育環境の整備に必要な支援策を講ずること。

- 九 二地域居住等が災害時の避難先の確保や支え合いの基盤の構築につながることにについて周知に努めるとともに、こうした観点を踏まえた地方公共団体の取組を後押しすべく、好事例の共有を含め必要な対応を行うこと。また、令和6年能登半島地震や東日本大震災等の災害からの復興に向けて、二地域居住等により、被災地に多様な知見やノウハウを有する人材を結び付けることができれば、復興の加速化や地域の発展にも資することから、被災地方公共団体における二地域居住等の実態や支援等のニーズを把握し、更なる促進に向けた対応を検討すること。
右決議する。

特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第13号）

（衆議院 6.3.19可決 参議院 3.19外交防衛委員会付託 3.28本会議可決）

【要旨】

本法律案は、特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法の失効規定及び同法の失効後の経過措置を定めた規定等を削除するものである。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案（閣法第14号）

（衆議院 6.4.16可決 参議院 5.8外交防衛委員会付託 5.10本会議可決）

【要旨】

本法律案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官定数の変更、統合作戦司令部の新設を含む自衛隊の組織の改編、任期を定めた自衛官の採用を含む自衛官等の人材確保のための制度の導入及び拡大、日本国の自衛隊とドイツ連邦共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定に係る物品又は役務の提供に関する規定の整備、国際機関等に派遣される防衛省の職員の業務の追加等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、自衛官の定数を改める。
- 二、統合作戦司令部を新設し、併せて陸上総隊司令官の指揮権に関する規定を整備する。
- 三、公務に有用な専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を任期を定めて自衛官として活用するため、自衛官を任期を定めた採用の対象に加えるとともに、任期を定めて採用された自衛官に対する俸給、号俸の決定基準等その他給与に関し必要な事項を定める。
- 四、予備自衛官及び即応予備自衛官について、その任用期間が満了した時に一定の年齢に達している者を引き続き任用できることとする。また、予備自衛官補の教育訓練の修了期限について、当該期限を延長することができる期間「1年」を「2年」に拡大する。
- 五、修学後、自衛隊に勤務しようとする者に対する学資金の貸与の対象範囲を拡大する。
- 六、ドイツとの物品役務相互提供協定に係る物品又は役務の提供に関する規定を整備するとともに、大規模な災害に対処する外国軍隊に対する物品又は役務の提供の対象として、ドイツの軍隊を追加する。
- 七、共同の部隊の新編に伴い、共同の部隊の使用する船舶に乗り組んでいる自衛官の権限を整備するとともに、船舶の登録、船舶に必要な施設及び船舶のトン数の測度等を定めた関係法律並びに船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び遵守事項等を定めた法律の適用除外その他所要の規定を整備する。
- 八、大湊地方隊を廃止する。
- 九、国際機関等に派遣される防衛省の職員が従事することができる業務に、装備品等の共同開発事業等の管理、調整及び実施に関する業務を追加する。
- 十、本法律は、令和7年3月31日までの間において政令で定める日から施行するほか、必要な施行

期日を定める。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第15号）

（衆議院 6. 3. 19可決 参議院 4. 1法務委員会付託 4. 5本会議可決）

【要旨】

本法律案は、裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、裁判官以外の裁判所の職員の員数を31人減少し、2万1,713人に改める。
- 二、この法律は、令和6年4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

【附帯決議】（6. 4. 4法務委員会議決）

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 民事訴訟手続の審理期間及び合議率の目標を達成するため、審理期間が長期化している近年の状況を検証し、審理の運用手法、制度の改善等に取り組むとともに、産業の高度化や国際化に対応できるよう裁判官の能力及び職責の重さの自覚の一層の向上に努めること。
- 二 裁判所職員定員法の改正を行う場合には、引き続き、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数と判事の欠員見込みの概数を明らかにし、その定員が適正であることを明確にすること。
- 三 令和2年4月16日、令和3年4月6日及び令和5年4月6日の当委員会における各附帯決議等を踏まえ、最高裁判所において、引き続き、判事補の定員の充足に努めるとともに、判事補の定員の在り方について、現実的な実員の増減見通しも踏まえて検討していくこと。
- 四 現在の法曹養成制度の下で法曹志望者の数について顕著な改善傾向が見られないことを踏まえ、そのことが法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき引き続き必要な分析を行い、その結果を国会に示すとともに、同制度や法改正の趣旨を踏まえた更なる法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。
- 五 裁判手続等のデジタル化の進捗状況を踏まえ、合理化・効率化が可能な事務と注力すべき事務をそれぞれ考慮した上で裁判官・裁判所職員の適切な人員配置を行うよう努めるとともに、裁判官以外の裁判所職員の労働時間を把握し、適切な労働環境を整えること。
- 六 両親の離婚時における子の利益確保の要請等への対応の必要性、子をめぐる事件を始めとした家事事件の複雑化・困難化の動向等を踏まえ、家庭裁判所における多角的な対応が適切かつ十分に行われるよう、家庭裁判所の人的・物的体制の整備を進めること。
- 七 裁判官・裁判所職員が健康的に働き続けられる職場環境を整備すること。子育て、介護等について仕事と家庭の両立に向けた取組をより一層進めること。
- 八 地域の人口及び交通状況等の推移や事件動向、裁判手続等のデジタル化の進捗状況を踏まえ、地域の実情に即した、国民の裁判所へのアクセスの向上を図るため、適切な人的・物的体制の整備に努めること。

右決議する。

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律案（閣法第16号）

（衆議院 6. 4. 9可決 参議院 4. 24経済産業委員会付託 5. 17本会議可決）

【要旨】

本法律案は、我が国における脱炭素成長型の経済構造への円滑な移行に向けて、低炭素水素等の供給及び利用を早期に促進するため、主務大臣による基本方針の策定、主務大臣の認定を受けた低炭素水素等の供給及び利用に関する計画に基づき事業を実施する者に対する助成金の交付及び規制の特例措置、水素等を供給する事業者による低炭素水素等の供給の促進に関し判断の基準となるべき事項の策定等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 総則

「低炭素水素等」とは、水素等であつて、その製造に伴って排出される二酸化炭素の量が一定

の値以下であること等の経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。

二 基本方針等

主務大臣は、環境大臣その他関係行政機関の長に協議した上で、低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する基本的な方針を定めるものとする。

三 低炭素水素等供給等事業計画の認定

低炭素水素等供給事業者又は低炭素水素等利用事業者は、単独で又は共同して、低炭素水素等供給等事業計画を作成し、主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

四 認定供給等事業計画に係る支援措置

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構は、認定供給等事業者が、低炭素水素等を継続的に供給するために必要な資金や、共同して使用する施設の整備に必要な資金に充てるための助成金を交付する。また、認定供給等事業計画に基づく高圧低炭素水素等ガスの製造について、製造開始から３年間、経済産業大臣が保安の確保のための検査を行うことができることとする等の高圧ガス保安法の特例等を創設する。

五 水素等供給事業者の判断の基準となるべき事項

経済産業大臣は、水素等供給事業者の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

六 施行期日

この法律は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（6.5.16経済産業委員会議決）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 我が国が、パリ協定の1.5度目標と整合的に2050年カーボンニュートラルを実現するために、既に確立された技術をもって低廉なコストでその達成に貢献できるとされる再生可能エネルギー等の導入や省エネルギー化の取組を更に強化するとともに、本法に基づく支援措置については、エネルギーの安定供給と脱炭素化の両立、国民負担の過度な増大に留意しながら適切に進めること。
- 二 低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する各種施策については、省エネルギー化や再生可能エネルギーの普及拡大等の推進を前提として、電化では代替が困難な分野への活用により優先的に取り組むこととし、GX経済移行債をもって行われる他の脱炭素の施策を含めた総合的な効果等を適時分析し、その評価に基づいて投資対象の拡大又は縮小を含めた見直しを的確に行うこと。
- 三 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行において、我が国のエネルギー自給率の向上や経済安全保障の観点からも重要となる国内における低炭素水素等のサプライチェーン構築を着実に進めるとともに、国際競争力確保の観点から、徹底したコスト削減が図られるよう、必要な措置を講ずること。
- 四 低炭素水素等に関する技術や製品をいかした我が国の産業振興や、国際競争力強化に向けては、世界の脱炭素政策、とりわけ欧州で炭素国境調整措置が整備されつつある現状に鑑み、各種産業に係る国際的なルール形成や国際標準化において、我が国が主導権を握ることができるよう施策を戦略的に実施するとともに、低炭素水素等の生産過程における脱炭素化を図る取組を推進すること。
- 五 我が国が持つ低炭素水素等の製造、輸送、貯蔵、活用その他の脱炭素技術について、特に二酸化炭素排出量が多い技術や設備を多く有する国々における産業やエネルギーの脱炭素化への国際貢献も視野に、その質を更に高めるよう取り組むこと。
- 六 低炭素水素等を活用するための施策が長期にわたって必要となることを踏まえ、事業者が予見可能性を持って事業に取り組むことができるよう、GX経済移行債の先行投資支援を始めとした資金調達や、GX価値の向上、GX製品市場の拡大等を通じてコスト回収を可能とする制度措置を講じ、必要な人材の確保及び育成、技術基盤の強化、低炭素水素等が利活用される機会と分野の拡充等に向けた事業環境の整備を進めること。
- 七 低炭素水素等のサプライチェーンの構築における地方公共団体の果たす役割の重要性に鑑み、地方公共団体における地域のグランドデザイン作成を支援するとともに、地域産業や、利用者の

視点に立ったエネルギーインフラの整備等の取組が着実に進むよう必要な措置を講ずること。

八 低炭素水素等の基準については、本法成立後速やかに設定し、公表するとともに、将来的には、国際的なルールとの動向を踏まえて、低炭素水素等の生産時のみならず、利用までのライフサイクル全体の二酸化炭素排出量を評価することを検討すること。また、基準の見直しや支援の在り方の検討に当たっては、水素等の更なる低炭素化・脱炭素化が進むよう配慮すること。

九 GX経済移行債の先行投資支援を活用した価格差に着目した支援及び拠点整備支援などの政府による財政支援は、将来的に事業者が自立することを前提とし、事業者が予見可能性を持って確実に事業に取り組むことができるよう必要となる条件や評価項目・方法等の詳細を明確に定めるとともに、カーボンニュートラルを加速する制度設計とすること。また、支援の実施に当たっては、多額の国費を活用して行われる事業であることや国民負担、国際競争力への影響、炭素リーケージの可能性、負担と受益の公平性等を踏まえ、その施策の進捗状況や費用対効果について定期的に評価及び分析を行い、投資対象も含め必要に応じた柔軟な見直しを行うこと。

十 水素の特性による漏えいや爆発の危険性に鑑み、その製造から輸送・貯蔵・利用・取扱い等における安全性を確保するとともに、保安体制の充実を始め製造保安責任者等への指導、教育の充実、保安に関する技術基準の整備の検討など、安全性向上のための取組を確実かつ早期に進めること。また、事業者による安全対策や周辺住民への影響等について、地域住民とのリスクコミュニケーションが適切に図られるよう取り組むとともに、水素等の物性や取扱い等に関する情報発信等を進めること。

十一 低炭素水素等の供給を促進するため水素等供給事業者に求める自主的な取組を促すための措置については、事業者が取り組むべき基準を明確に定めるとともに、その運用に当たっては、事業者に過度な負担とならないよう十分留意すること。

十二 本法に基づく支援措置の実施に向けての制度設計に当たっては、学識経験者や有識者、産業界、労働界等から広く意見を聴き、その意見を尊重するとともに、意思決定過程の透明性を確保すること。

十三 低炭素水素等の利用を促進するため、国民に対して低炭素水素等に関する適切かつ具体的で分かりやすい情報が提供されるよう、必要な措置を講ずること。

十四 政府は、毎年、低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する施策の実施状況に関する客観的調査を行い、その結果をエネルギーに関する年次報告の中で国会に報告するとともに、公表しなければならないこと。また、国内及び諸外国における低炭素水素等の供給及び利用の状況、技術の進捗その他諸課題について適時調査を行い、分析し公表すること。

十五 低炭素水素等の供給及び利用の状況その他の事情が著しく変動したときは、速やかに低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する施策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。

右決議する。

二酸化炭素の貯留事業に関する法律案（閣法第17号）

（衆議院 6.4.9可決 参議院 4.24経済産業委員会付託 5.17本会議可決）

【要旨】

本法律案は、二酸化炭素の貯留事業の健全な発達等を図るとともに、公共の安全を確保するため、二酸化炭素の貯留事業に係る許可制度及び貯留権の創設、貯留事業における保安の確保のために必要な措置の義務付け、二酸化炭素が貯蔵された事業場の長期的な管理のための制度の整備、導管輸送事業に係る届出制度の創設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 貯留事業及び試掘の許可

経済産業大臣は、貯留層が存在する可能性がある区域を「特定区域」として指定した上で「特定区域」において、貯留事業又は試掘を行おうとする事業者を募集し、これらを最も適切に行うことができると認められる者を選定し、貯留事業等の許可をする。経済産業大臣が貯留事業等を

許可したとき、当該貯留区域等に係る貯留権等が設定される。貯留権等は物権とみなす。

二 貯留事業及び試掘の事業規制及び保安規制

貯留事業者等は、貯留事業等を開始する前に、実施計画について主務大臣の認可を受けなければならないものとするとともに、技術基準への適合義務等の保安規制を課す。また、貯留事業者に対し、二酸化炭素の貯蔵の状況の監視を義務付けるほか、特定貯留事業の業務について、特定の者に対し、不当に優先的な取扱いをすること等を禁止する。さらに、一定の要件を満たす場合には、経済産業大臣の許可により、貯留事業場の管理業務を、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構に移管することを可能とする。

三 損害の賠償

貯留事業等によって他人に損害を与えたときは、貯留事業者等が当該損害を賠償する責任を負う。

四 導管輸送事業の事業規制及び保安規制

貯留層に貯留することを目的として、二酸化炭素を導管で輸送する導管輸送事業を行おうとする者は、経済産業大臣に届け出なければならないこととした上で、導管輸送事業者は、特定導管輸送事業の業務等について、特定の者に対し、不当に優先的な取扱いをすること等を禁止する。また、技術基準への適合義務等の保安規制を課す。

五 施行期日

この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（6.5.16経済産業委員会議決）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 政府は、二酸化炭素の分離回収、輸送、貯留に係る技術概要、CCSを導入する意義や必要性等について広く国民の理解を得るため、前面に立って丁寧に説明すること。その際、二酸化炭素の地下貯留に伴う国民の様々な懸念を払拭することに最大限努めること。
- 二 CCS事業を実施する地域の選定に当たっては、北海道苫小牧市等の先行地域の事例を参考にしつつ、地域住民や地方公共団体、利害関係者を始めとする幅広い国民の多様な意見を丁寧に聴取し、それらの意見を十分に踏まえるとともに、事業者に対し、こうした意見を十分に踏まえて事業を実施するよう求めること。あわせて、地域で活用できる交付金制度を含め、関連する産業や雇用の創出等に向けた支援の仕組みを検討すること。
- 三 CCS事業の特性として、分離回収、輸送、貯留に至るバリューチェーンの過程で多数の関係者が関与し、事業実施期間が長期にわたる上、地下の地質は不確実性を伴うことから、政府は、その実施に当たって、二酸化炭素が漏えいすることのないよう、公共の安全の確保と環境の保全に万全を期すこと。とりわけ、環境の保全の観点からは、鉱業法や環境影響評価法等を参考にしながら、必要な対応を検討すること。その際、最新の科学的な知見に基づき、事業者の負担にも十分配慮するよう努めること。
- 四 政府は、CCS事業の実施に当たって、労働団体等の意見も十分に踏まえ、労働者の安全の確保に万全を期すこと。
- 五 貯留事業者によるモニタリングの内容や項目、貯留事業者から独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構に貯留事業場の管理業務を移管する際の要件や期間等については、透明性を確保しつつ、最新の科学的な知見に基づいて定めること。
- 六 鉄鋼等の脱炭素化が難しい事業分野において、グリーントランスフォーメーションの推進が図られるよう、当該事業分野におけるCCS事業の支援に努めるとともに、こうした支援と並行して、既に確立された技術をもって低廉なコストで2050年カーボンニュートラルの実現に貢献できるとされる再生可能エネルギー等の導入や省エネルギー化の取組を更に強化すること。
- 七 民間事業者によるCCS事業への積極的な参入を促すため、過度な規制が事業推進の阻害要因とならないよう留意しつつ、分離回収に係る保安措置等の事業規制の在り方を含め、ビジネスモデル構築に向けた環境整備の検討を加速すること。また、事業者が投資回収の予見性を確保でき

るよう、予算措置や税制措置、カーボンプライシング制度の在り方など、経済的な支援措置や制度的措置を早期に明確化すること。その際、政府による財政支援措置は、ＣＣＳ事業を将来的に民間事業として自立させ、2050年カーボンニュートラル実現への道のりを加速できる制度設計とすること。

- 八 ＣＣＳ事業に係る費用の低減と安全性の確保を両立し、ＣＣＳ事業の活用可能性を高めるため、直接空気回収技術を含む二酸化炭素の分離回収や液化二酸化炭素輸送船等に係る技術開発の取組を強化すること。また、ＣＣＳを含めた脱炭素技術の研究開発の状況など、ＣＣＳ事業を巡る状況が著しく変化したときは、速やかにＣＣＳ事業に関する施策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。加えて、分離回収に係る技術は、ＣＣＳに限らず、カーボンリサイクルの実施の前提となる共通技術であることから、当該技術の研究開発の積極的な推進により、カーボンリサイクルに係る新たな産業分野の育成にも努めること。
- 九 ＣＣＳ事業に関して、様々な専門的知見を有する人材を育成する取組を強化するとともに、貯留適地の調査や貯留事業場の管理業務を担う独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の体制強化に取り組むこと。
- 右決議する。

都市緑地法等の一部を改正する法律案（閣法第18号）

（衆議院 6.5.14可決 参議院 5.15国土交通委員会付託 5.22本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一 国土交通大臣は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針を定めなければならないこととする。また、都道府県は、同方針に基づき、当該都道府県の緑地の保全及び緑化の推進に関する計画を定めることができることとする。
- 二 市町村が定めることができる当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画の記載事項に、特別緑地保全地区内における緑地の有する機能の維持増進を図るために行う事業であって高度な技術を有するものとして国土交通省令で定めるもの（以下「機能維持増進事業」という。）の実施の方針等を追加するとともに、同事業の実施に係る都市計画関係手続を簡素化できる特例を創設することとする。
- 三 都市における緑地の保全及び緑化の推進を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、都道府県等の要請に基づき、特別緑地保全地区内の土地を買い入れること、当該買入れに係る土地の区域内において機能維持増進事業及び土地の管理を行うこと等の業務に関し一定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、国土交通大臣が、全国を通じて一に限り、都市緑化支援機構として指定できる制度を創設することとする。
- 四 緑地確保事業者（その事業において都市における緑地の整備、保全その他の管理に関する取組を行う事業者をいう。）が作成・申請した、その実施する都市における緑地の確保のための取組に関する計画を国土交通大臣が認定する制度を創設するとともに、国土交通大臣は、その登録を受けた者に当該認定のための審査に当たっての調査について、その全部又は一部を行わせることができることとする。
- 五 都市計画区域について定められる都市計画は、都市における自然的環境の整備又は保全の重要性を考慮して定めなければならないこととする。
- 六 都市の脱炭素化の促進に資する都市再生事業に係る民間都市再生整備事業計画に、再生可能エネルギー発電設備等の整備事業の概要等の事項を記載できることとするとともに、当該事項が記載された認定計画に係る当該事業に対し、民間都市開発推進機構による金融支援措置を講ずることとする。
- 七 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】（6.5.21国土交通委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 国の基本方針を定めるに当たっては、気候変動対応、生物多様性確保、幸福度の向上などを観点とした定量的な指標等を盛り込み、今後の目指すべき都市緑地の姿について具体的に示すこと。また、都道府県や市区町村の定める計画と政策的連携が図られるよう努めるとともに、取組の進捗状況について定期的な把握とその評価を実施し、必要に応じて目標達成のために追加的施策を講ずること。
- 二 特別緑地保全地区等内の緑地の買入れに当たっては、都市緑化支援機構が国から都市開発資金の無利子貸付けを受けて実施する制度に加え、地方公共団体に対する支援を拡充し、国が直接買入れを実施する制度についても追加を検討すること。
- 三 機能維持増進事業の実施に当たっては、防災上危険な場所で優先的に実施すること、事業実施後も緑地の状況変化に応じた継続的な対応が求められる可能性があること、地域をよく知る地域住民や有識者などの声に丁寧に対応することなどにも留意しつつ、都市と地方いずれもが、それぞれの地域の実情を踏まえた取組を行うよう、また、都市緑化支援機構が実施する場合においては、これらを踏まえた業務実施協定が締結されるよう周知すること。
- 四 都市緑化支援機構による機能維持増進事業の対象に、新たに都道府県等が買入れる土地以外の既に指定されている特別緑地保全地区等も加えるよう検討すること。
- 五 都市緑化支援機構の指定に当たっては、全国での緑地の買入れや機能維持増進事業の実施を行う法人として全国を通じて一に限ることを踏まえ、その手続過程の透明性を図ること。また、指定を受けた法人が、いわゆる新たな天下り先となることを防止する観点からも、経営体制等の情報公開などを積極的に行うよう指導監督を徹底すること。
- 六 都市緑化支援機構に対する都市開発資金の無利子貸付けに当たっては、その要望額の根拠となる機能維持増進事業等に要する費用の透明性を確保し、その妥当性について十分検証を行うとともに、全体の事業量を確認し必要十分な予算の確保に努めること。
- 七 都市緑化支援機構や地方公共団体に限らず、都市緑地の維持管理を行う者として重要な役割を担っている地域のボランティアやNPOなどに対しても、持続可能な活動を行うための税財政上の支援を講ずること。
- 八 優良緑地確保計画について、認定手続の透明性を確保するため、開発に見合った必要な緑地の割合を示すなど認定審査の基準を明確化すること。また、民間事業者等による緑地確保の取組も重要であることを踏まえ、認定制度の効果的な活用が図られるよう、認定を受ける具体的なメリットを十分に周知すること。
- 九 都市開発により損なわれる生態系の価値と同等の土地等を確保するミティゲーション制度等の取組について、調査研究や導入の検討を進めること。
- 十 都市緑地は、その立地上、相続時に宅地開発事業者などに売却されることが多いことを踏まえ、都市緑地の維持や保全を図る観点から、相続時の納税猶予制度の創設や民有緑地の物納許可の拡充など税制面での負担軽減措置について検討を行うこと。
- 十一 オフサイトにおける整備を含む再生可能エネルギー発電設備等に対する民間都市開発推進機構による金融支援は、他の再生可能エネルギー事業との公平な競争に配慮して、民間資金では実現しえないもの等に限定して行うよう努めるとともに、他の公的支援と重ならない公平なものとする。
- 十二 グリーンインフラは、自然を資本として社会資本の整備やまちづくり等に取り入れることで、防災・減災等のインフラとしての機能を発揮するとされ、都市の持続可能性を高めることが見込まれることから、海外の先進事例を参考として、今後、その導入に向けた取組を一層推進すること。

右決議する。

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案（閣法第19号）

（衆議院 6. 4. 11可決 参議院 4. 17国土交通委員会付託 4. 26本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部改正

- 1 物資の流通の効率化のための取組に係る基本理念の規定を新設するとともに、国は、基本理念にのっとり、物資の流通の効率化に関する総合的な施策を策定し、実施する責務を有することとする。
- 2 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の業務に、認定を受けた流通業務総合効率化事業の実施に必要な資金の出資を追加することとする。
- 3 貨物自動車運送事業者等は、運送ごとの貨物の重量の増加のための措置を、また、荷主は、同措置に加え、運転者の荷待ち時間等の短縮のための措置を、それぞれ講ずるよう努めなければならないこととする。さらに、これらの者のうち、輸送能力等が一定以上で国土交通大臣等の指定を受けた者は、定期に、これらの措置の実施に関する中長期計画を作成等しなければならないこととするほか、このうち指定を受けた荷主は、当該計画の作成等の業務を統括管理する者を選任しなければならないこととする。

二 貨物自動車運送事業法の一部改正

- 1 真荷主（自らの事業に関して貨物自動車運送事業者と運送契約を締結して貨物の運送を委託する者で、貨物自動車運送事業者以外をいう。）及び一般貨物自動車運送事業者は、運送契約を締結するときは、運送の役務の内容及びその対価等を書面に記載して相互に交付しなければならないこととする。
- 2 元請となる一般貨物自動車運送事業者は、貨物の運送を下請事業者に委託する場合、当該下請事業者に係る運送事業の健全な運営の確保に資するための措置を講ずるよう努めなければならないこととする。また、元請事業者は、真荷主から引き受けた一定以上の重量の貨物の運送を下請事業者に委託したときは、実運送事業者の名称等を記載した実運送体制管理簿を作成等しなければならないこととする。
- 3 貨物軽自動車運送事業者は、一定の重大事故を引き起こしたときは、遅滞なく、国土交通大臣へ報告しなければならないこととする。また、四輪以上の軽自動車を使用して貨物を運送する貨物軽自動車運送事業者は、営業所ごとに、貨物軽自動車安全管理者を選任しなければならないこととする。

三 この法律は一部を除き、公布の日から1年を超えない範囲で政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】（6. 4. 25国土交通委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 トラック運送事業については、過労死や精神疾患などの健康被害が深刻であり、人手不足に陥っている現状を踏まえ、できるだけ早期に時間外労働の上限を一般労働者と同様にできるよう、関係省庁、労働者団体を含む関係団体及び荷主等の連携及び協力を強化し、トラックドライバーの賃金引上げの原資となる適正な運賃収受の実現や物流効率化等の労働環境改善に向けた実効性のある取組を一層強力に推進すること。その上で、トラックドライバーの人材の確保及び育成のため、運転免許取得費用の軽減等を始めとした各般の支援策を講ずること。特に、女性ドライバーの確保に向けて、荷役作業等の省力化等の取組はもとより、女性が働きやすい労働環境の整備を一層推進すること。また、2024年問題で不足する輸送力を補うため、原則として労働基準法が適用されない個人の運送事業者へ貨物が集中し、当該事業者の労働環境が悪化しないよう配慮するとともに、適宜必要な対策を講ずること。

- 二 トラックドライバーの賃金水準の向上等の観点から実運送事業者における適正な運賃収受を図

るため、貨物自動車運送事業法に基づく標準的な運賃を毎年見直すとともに、その効果について検討し、在り方も含め適時適切な見直しを行うことにより、トラック運送事業者が当該運賃を活用して行う荷主との適正な運賃交渉と適切な価格転嫁を実現すること。また、実運送事業者における標準的な運賃の収受及び荷待ち時間の短縮等の状況について調査し、公表すること。さらに、その結果を踏まえ、トラックドライバーの賃金水準を全産業平均並みに引き上げられるよう、必要な措置を講ずること。

三 二の実効性を担保するため、国土交通省のトラックＧメン、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会等、関係行政機関に加え、労働者団体を含む関係団体との更なる連携強化を図るとともに、悪質な荷主等への監視を強化すること。また、市場運賃を度外視した安価な運賃で事業者を募ることや、安価な運賃で事業を請け負うことに対する監視を強め、その状況を踏まえ、「荷主至上主義」の実態から脱却するため、適切な規制措置を導入すること。さらに、当該関係行政機関等において情報収集と共有を図り、関係する荷主等に対し、違反行為を是正し再発を防止するため、貨物自動車運送事業法を始め、独占禁止法、下請代金法など関係法令に基づく勧告・公表等を積極的に行うこと。

四 国土交通省におけるトラックＧメンの機能を強化し、荷主や元請事業者等への是正指導を徹底すること。これに向け、全国及び地方貨物自動車運送適正化事業実施機関を活用し、貨物自動車運送事業者からの情報収集や、荷主・元請事業者等の違反原因行為に係る調査等を補完する体制について、調査員証の発行などにより、強化、明確化を図ること。また、トラック運送事業の近代化や、物流のサプライチェーン全体の取引の適正化に向け、トラックＧメンを物流産業全体の健全化に向けた組織とすることや、全国及び地方貨物自動車運送適正化事業実施機関の業務の拡大や体制の抜本強化について検討を進めるとともに、官民一体での取組を一層推進すること。

五 一定規模以上の荷主等に義務付けられる中長期的な計画の作成や、元請事業者に義務付けられる実運送体制管理簿の作成及び下請関係に入るトラック事業者等に対して義務付けられる当該管理簿作成に必要な情報の通知に当たっては、事業者等にとって過度の負担とならないよう、ガイドラインの作成やデジタル技術の活用等を行い、制度が円滑に導入されるよう努めること。また、トラックＧメン等が効率的かつ確実に事業者等の取組状況を把握できるよう、デジタル技術の活用を推進すること。

六 トラック運送事業における多重下請構造の是正を図り、実運送事業者における適正な運賃収受を実現するため、実運送を行わず利用運送を専門に行う第１種貨物利用運送事業者（いわゆる「専業水屋」）についても実態を把握し、運転者の運送及び荷役等の効率化に向けた責務を担わせるよう検討するなど、規制措置の導入も含め必要な対策を講ずること。

七 運送契約の書面及び実運送体制管理簿については、可視化のためのＤＸの推進やデータ等の規格統一を目指すこと。また、当該管理簿により可視化された多重下請構造の実態を分析し、その是正に向けて諸外国の規制事例等を参考にしつつ、必要な措置の検討を継続すること。また、検討の結果、更なる措置が必要と判断された場合には、下請次数を２次までとする規制を含め必要な措置を検討すること。加えて、新たに標準的な運賃の項目として設定された下請手数料（利用運送手数料）の確実な収受に向け、制度を周知し、浸透を図るとともに、トラックＧメン等による監視を徹底し、併せて運賃収受等に係る実態調査を行うこと。

八 物流のサプライチェーン全体の最適化も念頭に、物流業界における商慣行の見直しを実現するため、トラックドライバーの荷役・荷待ち時間の短縮やトラックの積載率の向上等を図るための取組が適確に実施されるよう、関係所管大臣が判断基準として示す取り組むべき事項について分かりやすく示し、適宜改定を行うとともに、着荷主を含む荷主や倉庫業者、流通・仲介業者など関係する全ての事業者に当該取組を周知し、必要な支援を行うこと。また、荷主等における取組状況についてフォローアップ調査を定期的実施し、取組が不十分な荷主等に対しては、関係省庁と連携しつつ、積極的に指導、助言等を行うこと。

九 物流効率化等の努力義務を課す対象に、運送契約には直接関わりを持たないものの商取引には大きな影響力を持つ商社等についても対象に含めることを検討すること。

- 十 荷主等において、物流統括管理者として物流改善の取組を推進できる人材の確保、育成を図ることができるよう、必要な支援を講ずること。また、物流統括管理者が、実効的に物流改善に取り組める環境整備に努めること。
- 十一 一貫パレチゼーションの推進により荷役等の負担を軽減するため、フォークリフトの免許取得や中小事業者に対するパレット導入促進等のための支援を行うこと。また、荷主においてパレットの標準化や回収が行われるよう、適切に指導を行うこと。
- 十二 トラックドライバーの拘束時間を短縮し、労働環境の改善等の働き方改革を進める観点から、高速道路の更なる活用に資する新たな料金制度の検討・導入に加え、安全面に万全の配慮を図った上での高速道路における自動運転トラックの導入、中継輸送や自動運転に活用可能な物流拠点の整備を進めること。また、中小トラック事業者においても中継輸送の普及、実用化が進められるよう、必要な助言、財政的支援等を行うとともに、多くの企業間の連携が図られるよう支援すること。さらに、ダブル連結トラックの一層の活用に向け、高速道路のサービスエリア・パーキングエリアにおける優先駐車マスの整備や、物流事業者のニーズを踏まえた通行経路の拡充等に取り組むこと。
- 十三 再配達率削減緊急対策事業の実施に当たっては、再配達率削減に資する先進的なD X、G Xの取組を支援するとともに、物流に係る広報に努め、広く消費者に意識改革、行動変容を促すこと。また、「送料無料」表示の見直しを含め、消費者の物流に対するコスト意識の浸透を図る取組を進めるとともに、運送業に対する社会的な理解の醸成に努めること。
- 十四 積載率の向上による物流効率化の推進に当たっては、過積載防止対策について万全を期すること。また、積載率が向上することにより、規模の大きな事業者等に貨物が集中するなどし、中小零細事業者等が顧客を失い経営環境が悪化しないよう配慮するとともに、適宜必要な対策を講ずること。
- 十五 貨物軽自動車運送事業における運行の安全を担保するため、貨物軽自動車安全管理者が受講する貨物軽自動車安全管理者講習において、整備の知識を含む運行管理者並みの要件を課すこと。また、貨物軽自動車運送事業者の多くを占める個人事業主においても、安全管理者の選任、講習の受講、国土交通大臣への事故報告が確実に行われるよう周知徹底を図るとともに、運転者の適性診断の受診、業務記録及び事故記録の作成・保存、貨物運送保険への加入等を図ること。
- 十六 貨物鉄道輸送や内航海運等へのモーダルシフトを進めるため、国土政策の観点も含め、鉄道施設や港湾施設等の必要なインフラの整備等を推進するとともに、荷主、運送事業者等の関係者ととともに、新たな需要を生むための方策を検討すること。また、次世代の物流高度化、生産性向上に資する「自動物流道路」の構想について、海外での事例等も踏まえ、今後の方針・計画を早期に示すこと。
- 十七 本法に基づく措置及び本決議を踏まえた措置のほか、平成30年及び令和5年の貨物自動車運送事業法の改正により創設・延長された措置や、令和5年6月に「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」が決定した「物流革新に向けた政策パッケージ」等に基づく諸施策の実施状況等について、国土交通省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、公正取引委員会等が連携し、物流業界や労働者団体を含む関係団体及び荷主等の協力の下、定期的に検証を行い、その結果、必要となる措置を速やかに実施すること。
- 右決議する。

令和六年能登半島地震災害の被災者に係る所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の臨時特例に関する法律案（閣法第20号）

（衆議院 6.2.20可決 参議院 2.20財政金融委員会付託 2.21本会議可決）

【要旨】

本法律案は、令和6年能登半島地震災害（以下「今般の災害」という。）の被災者の負担の軽減を図るため、令和5年分の所得税について、今般の災害による損失に係る特別な措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、雑損控除の特例

今般の災害により住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、令和5年分の所得において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができる。

二、災害減免法の特例

今般の災害により住宅や家財について甚大な被害を受けたときは、雑損控除との選択により、令和5年分の所得税について、災害減免法による軽減免除の適用を受けることができる。

三、被災事業用資産等の損失の必要経費算入の特例

今般の災害により事業用資産等について損失が生じたときは、その損失の金額について、令和5年分の事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入することができる。

四、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

地方税法の一部を改正する法律案（閣法第21号）

（衆議院 6.2.20可決 参議院 2.20総務委員会付託 2.21本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、雑損控除の特例

令和6年能登半島地震災害の被災者の負担の軽減を図るため、令和6年能登半島地震災害によりその者の有する資産について受けた損失の金額については、所得割の納税義務者の選択により、令和5年において生じた損失の金額として、令和6年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税の雑損控除額の控除及び雑損失の金額の控除の特例を適用することができるものとする。

二、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）

（衆議院 6.4.19可決 参議院 5.17内閣委員会付託 6.5本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、こども未来戦略の加速化プランに盛り込まれた施策を実施するため、次の措置等を講ずる。

- 1 児童手当の支給期間の延長、所得制限の撤廃、第3子以降の児童に係る支給額の増額等を行う。
- 2 妊娠期の負担軽減のため、妊婦支援給付金を支給する「妊婦のための支援給付」を創設する。
- 3 妊娠期から伴走型で支援を行う「妊婦等包括相談支援事業」を創設する。
- 4 保育所等に通っていない満3歳未満の子供の通園のための「乳児等のための支援給付」を創設する。
- 5 産後ケア事業を地域子ども・子育て支援事業に位置付け、計画的な提供体制の整備を行う。
- 6 児童扶養手当の第3子以降の児童に係る加算額の引上げを行う。
- 7 両親共に育児休業を取得した場合に支給する「出生後休業支援給付」及び育児期に時短勤務を行った場合に支給する「育児時短就業給付」を創設する。
- 8 自営業・フリーランス等の国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置を創設する。

二、子ども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、年金特別会計の「子ども・子育て支援勘定」と労働保険特別会計の「雇用勘定の育児休業給付関係部分」を統合し、「子ども・子育て支援特別会計」を創設する。

三、一の1、2、4、7及び8に必要な費用等に充てるため、企業を含め社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で広く拠出する仕組みとして「子ども・子育て支援金制度」を創設する。同制度において、政府は、令和8年度から毎年度、健康保険者等から子ども・子育て支援納付金を徴収する。健康保険者等は、その納付に要する費用について、被保険者等から子ども・子育て

支援金を医療給付に充てる保険料と合わせて徴収する。また、政府は、令和6年度から令和10年度までの間、子ども・子育て支援納付金の対象費用に充てるため、「子ども・子育て支援特例公債」を発行することができる。

四、この法律は、一部の規定を除き、令和6年10月1日から施行する。

五、この法律の施行に関し必要な経過措置及び留意事項等として、政府は、全世代型社会保障制度改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、子ども・子育て支援納付金を徴収することによる社会保障負担率の上昇の効果がこれを超えないものとする等々を定める。

【附帯決議】（6.6.4内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 児童の権利に関する条約の精神にのっとり制定されたこども基本法の基本理念を踏まえ、全てのこども・若者や子育て世帯の幸せを目標として、こども・子育てに関連する制度の運用実態を把握し、公正かつ適切に評価する仕組みの整備を含め適切な見直しを行いつつ、こどもまんなか社会の実現に向けて施策を進めること。
- 二 結婚や出産への希望を持ちながら、経済的理由等により将来展望を描けずにいる若者もいることを踏まえ、非正規雇用を始めとした雇用不安の払拭に向けた実効性ある取組の推進を含め、若者の可処分所得の持続的な増加を図ることに一層努めること。
- 三 「加速化プラン」において、若年人口が急激に減少する2030年代に入るまでが少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンスとしていることを踏まえ、結婚、妊娠・出産、子育てについては個人の選択が尊重されるべきものであることを前提とした上で、中長期的に目指すべき少子化対策の具体的な目標設定を検討するとともに、「加速化プラン」の後継の検討を含め、こども未来戦略に基づくこども・子育て政策の抜本的強化に速やかに着手すること。あわせて、単に制度や施策を策定するのではなく、社会全体で、こども・若者や子育て世帯を応援する機運を高める取組を車の両輪として進めること。
- 四 子ども・子育て支援金制度の導入に当たっては、支援金による抛出が、歳出改革等による社会保険負担軽減効果の範囲内に収まるように取り組み、支援金の導入によって社会保障負担率が上昇しないものとするとともに、そのことを的確に確認できるようにすること。また、全世代型社会保障制度改革等については、医療・介護サービスへのアクセスや必要な保障が欠けることのないよう、丁寧に検討を進めること。
- 五 子ども・子育て支援金は、医療保険料や介護保険料とは区分して子ども・子育て支援金率が設定されることから、医療保険料等とは異なるものであることを健康保険者等に周知するとともに、給与明細等において医療保険料等と区別して支援金額が表示される取組が広がるよう、関係者の意見も聞きながら、必要な検討を進めること。また、子ども・子育て支援納付金の納付義務を負う健康保険者等のうち、被用者保険等保険者については、同納付金の負担が被保険者の標準報酬総額に応じた額となることから、子ども・子育て支援金率の基礎として国が実務上一律の支援金率を示す取扱いを堅持すること。
- 六 少子化対策は、中長期的な対応が必要であり、本法による改正後の各法律の施行状況について、子ども・子育て支援金制度の抛出とその充当対象事業の給付の状況を含め、こども・若者や子育て世帯の参画の下、不断に効果検証と適切な見直しを行うこと。あわせて、こども・子育て予算倍増に向けて、社会全体でどのように支えるかという観点を含め、政策及び財源の在り方について、あらゆる選択肢を視野に入れて総合的な検討を行うこと。
- 七 子ども・子育て支援納付金の使途、使用した額、支援金を徴収するに当たっての課題などに関する報告を国民に分かりやすく示すとともに、子ども・子育て支援金率、使途等を検討する際は、労使など複数の抛出する立場の者が参画した上で検討し、その結果に応じて必要な対応を講ずること。
- 八 児童手当については、本法により、児童手当の拡充に当たって同手当を次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済的支援として位置付けた趣旨を踏まえ、本法による効果も検証しつつ、必要に応じて、その在り方について、検討すること。
- 九 妊婦等包括相談支援事業の創設に当たっては、オンラインによる相談等の充実や体制の強化に努めること。あわせて、「伴走型相談支援」と呼ぶにふさわしい、産前産後を通じて専門的知見

- を有する伴走者が一貫してサポートを提供できる仕組みについて相談支援事業の効果の検証をしながら検討を進めること。また、妊婦が安全・安心に出産できるよう、希望に応じて無痛分娩を選択することが可能な環境整備を含め必要な支援に取り組むこと。
- 十 こども誰でも通園制度の創設に当たっては、現場や利用者の意見を十分に踏まえた実施に努めるとともに、通常保育での児童の受入れとの違いも踏まえ、通常保育も含めた幼児教育・保育の質が低下しないよう、万全を期すること。
- 十一 こども誰でも通園制度については、こどもの所属園や利用日数の在り方を含め、保育者との愛着形成ができるよう、本法に基づき、全てのこどもの権利として保育を保障する仕組みの検討を進めること。特に、医療的ケア児、障がいがあるこどもなど専門的支援が必要なこどもにとって使いやすいものとなるよう、安全な受入施設や体制整備に取り組むとともに、必要な人材確保に取り組むこと。
- 十二 児童扶養手当については、経済社会の動向を踏まえ、本法による拡充の検証を行い、必要に応じて在り方を検討すること。
- 十三 ヤングケアラーの実態や支援のニーズが表面化しづらいとの指摘があることを踏まえ、実態把握や早期発見、当事者に寄り添った支援と正しい理解の啓発に努めること。
- 十四 男女が共に育児を担うことの重要性を始め、「共働き・共育て」の推進に向けて、企業も含めた社会全体で機運を醸成していく取組を推進すること。
- 十五 出生後休業支援給付及び育児時短就業給付について、その効果や現場に与える影響などを検証した上で、引き続き、労働政策審議会を始めとした関係審議会において審議を行うこと。
- 十六 出生後休業支援給付制度において、男性の育児参加をより促す観点も踏まえ、制度の施行状況を確認し、必要な対応を行うこと。
- 十七 育児時短就業給付制度により、利用する労働者のキャリア形成の阻害や給付の公平性の観点から労働者間の分断などにつながらないように、趣旨などを丁寧に周知しながら取組を進めること。
- 十八 自営業・フリーランス等に対する育児期間中の経済的支援について、国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置の施行状況を確認しつつ、必要な対応を行うこと。
- 十九 子ども・子育て支援特別会計の創設後も、雇用保険財源の活用の在り方及び保険料率を始め、従来労働政策審議会において議論を行ってきた事項については、引き続き、同審議会において審議を行うこと。
- 二十 幼児教育・保育の質のより一層の向上を図り、全てのこどもが希望する施設を利用できるよう、「加速化プラン」に沿って、職員配置基準の見直しや受け皿の整備を進めること。また、処遇改善や働きやすい職場環境の整備に努め、保育人材の確保に万全を期すること。
- 二十一 貧困の状況にあるこども・若者や子育て当事者が、経済的な面だけではなく、心身の健康、進学機会や学習意欲も含め、権利利益の侵害や社会的孤立などの困難に陥らず、また、貧困の連鎖が断ち切られるよう、こどもの貧困を解消する対策の積極的な推進に取り組むとともに、「加速化プラン」全体の施策の効果を検証していく中で、必要に応じ在り方を検討すること。
- 右決議する。

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案（閣法第23号）

（衆議院 6.5.7可決 参議院 5.20経済産業委員会付託 5.31本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一 産業競争力強化法の一部改正

- 1 特定新需要開拓事業活動（共同研究開発を行う事業者と大学等について、標準化と知的財産権を活用した市場創出に係る事業活動）に関する計画認定制度及び支援措置を整備する。
- 2 政府は、特定新需要開拓事業活動の実施の円滑化のために必要があると認めるときは、標準化の動向及び知的財産権の活用状況の調査を行い、その結果を公表するものとする。
- 3 設立以後15年未満の株式会社が募集新株予約権を機動的に発行できる仕組みを整備する。
- 4 主務大臣の確認を受けたエネルギー利用環境負荷低減事業適応を行う事業者が当該事業適応

のための措置として生産及び販売を行った産業競争力基盤強化商品（半導体、自動車、鉄鋼、基礎化学品、燃料等）については、課税の特例の適用があるものとする。

5 主務大臣の確認を受けた特別事業再編（中堅企業者（従業員数2,000人以下の会社及び個人（中小企業者を除く。））が新たな需要開拓を目的として、吸収合併等を行うもの）を行う事業者が当該事業再編のために行う措置として取得をした株式、持分等については、課税の特例の適用があるものとする。

6 株式会社産業革新投資機構が有価証券等の処分を行う期限を2050年3月末まで16年延長する。

二 投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部改正

投資事業有限責任組合契約の対象に暗号資産の取得及び保有等を追加する。

三 独立行政法人工業所有権情報・研修館法の一部改正

中小企業者等に対する工業所有権の保護及び利用に関する助言並びに助成金交付等の業務を追加する。

四 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正

研究開発の成果の企業化に必要な事業活動に係る補助金交付等の業務を追加する。

五 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（6.5.30経済産業委員会議決）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 戦略分野国内生産促進税制については、革新的な技術開発や国際的な市場獲得競争の状況を適切に勘案し、税額控除の期間や産業競争力基盤強化商品の品目等について不断の見直しを行うとともに、この政策目的及び効果を中小企業を含めたサプライチェーン全体にまで広く波及させるよう、価格転嫁対策の強化を含め、必要な措置を講ずること。また、当該税制のほかにも、脱炭素製品について、市場価値の向上、国内における生産コストの低減その他競争力確保に必要な措置を講ずること。

二 イノベーション拠点税制については、国際ルールとの整合性や制度の運用状況等を踏まえつつ、真にイノベーションに向けた国内投資を促進するものとなるよう、対象となる所得の範囲、算出方法等について、不断の見直しを行うこと。

三 中堅企業支援及び事業再編支援を実施するに当たっては、支援対象となる中堅企業者の経営力等を適切に評価するとともに、我が国全体の経済成長及び地域に根差した中小企業・小規模事業者の重要性の観点から、事業再編対象の事業者が有する優れた技術・技能を始めとする経営資源や従業員の雇用・賃金が適切に確保されるよう、必要な措置を講ずること。また、中堅・中小企業の事業再編に関わる支援機関及び専門業者の質の確保・向上に向けた取組を進めること。さらに、これらの支援の対象とならない中小企業者についても、地域における雇用やコミュニティ維持の担い手として大きな役割を果たしていることを踏まえ、今後の中小企業政策の実施に当たっては、切り捨てられることのないよう留意すること。

四 スタートアップ支援については、株式会社産業革新投資機構の投資活動に対する継続的な検証及び適時適切な情報開示に努めるとともに、同機構を始めとするスタートアップ支援機関が持つそれぞれの機能を最大限に発揮しつつ、民間のベンチャーキャピタルや事業会社等との連携を強化し、適切な支援環境の整備を進めること。

五 企業と大学等の共同研究開発に関する、標準化と知的財産を活用した市場創出の計画認定制度を実施するに当たっては、独立行政法人工業所有権情報・研修館及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が適切な助言等を行うことができるよう、体制強化に取り組むとともに、いわゆるオープン・アンド・クローズ戦略について更なる知見醸成に努めること。

六 産業競争力強化法や税制等に基づく事業者に対する各種支援措置については、煩雑な手続を要するものもあることから、利用する事業者の利便性等に十分配慮して手続の簡素化に努めるとともに、その政策的な効果を毎年検証し、公表すること。そして、必要に応じて見直しを行うこと。

七 事業適応計画、特別事業再編計画等の認定を行うに当たっては、下請事業者の価格転嫁に配慮

できる基準を設けるなど、サプライチェーン全体として競争力強化が図られるようにすること。
右決議する。

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案（閣法第24号）

（衆議院 6. 4. 9修正議決 参議院 4. 17内閣委員会付託 5. 10本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務に係る重要経済基盤保護情報であつて、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの（特別防衛秘密及び特定秘密に該当するものを除く。）を重要経済安保情報として指定するものとする。
- 二、重要経済安保情報を保有する行政機関の長は、我が国の安全保障の確保に資する活動を行う事業者であつて重要経済安保情報の保護のために必要な施設設備を設置していること等の基準に適合するもの（以下「適合事業者」という。）に当該重要経済安保情報を利用させる必要があると認めるときは、当該適合事業者との契約に基づき、当該重要経済安保情報を提供することができる。
- 三、重要経済安保情報の取扱いの業務は、原則として、適性評価において重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者でなければ行つてはならない。
- 四、適性評価は、行政機関の長が、当該行政機関の職員等について、当該者の同意を得て、適性評価調査の結果に基づき実施することとし、適性評価調査は、原則として、適性評価を実施する行政機関の長の求めにより内閣総理大臣が一元的に行うものとする。
- 五、政府は、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準を定めるものとする。
- 六、重要経済安保情報の取扱いの業務により知り得た重要経済安保情報を漏らした者等に対する所要の罰則を設ける。
- 七、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、重要経済安保情報の指定等の状況についての国会への報告等の規定を設けること、重要経済安保情報の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策について、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする内容とする修正が行われた。

【附帯決議】（6. 5. 9内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 重要経済安保情報の運用に当たっては、衆議院及び参議院の情報監視審査会からなされた指摘や改善事項を含め、特定秘密の運用の蓄積を踏まえ、情報保全の必要性和国民の知る権利のバランスに十分配慮すること。
- 二 本法の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならないこと。
- 三 同盟国・同志国との間で重要経済安保情報を含む機密情報の共有が円滑に進むよう、必要となる国際的な協力枠組みの構築の推進に努めること。また、大企業のみならず、中小企業やスタートアップ等が適合事業者として認定され、国際共同研究に参加すること等を通じて、我が国の産業競争力を維持、強化できるよう、官民の協力体制の構築や必要な支援を行うこと。
- 四 国際的な協力枠組みの中などの必要な場面において、外国政府等に本法に基づくクリアランス保有者であることを確認する仕組みの在り方について検討を行い、必要な措置を講ずること。
- 五 本法により創設される新たな制度の具体的な中身を国民に分かりやすくかつ正確に説明することを通じ、官民双方において、情報保全の重要性に対する理解が広く醸成されるよう努めること。
- 六 本法に基づく重要経済安保情報の指定・解除、適性評価の実施、適合事業者の認定等を行うに当たっては、指定される重要経済安保情報の総量及びその取扱業務の最適な規模をできるだけ具

- 体化すること。また、各行政機関が行う重要経済安保情報の指定は、合理的で最小の範囲において行わなければならないこととするよう、独立公文書管理監等が適宜、検証や監察を行うこと。なお、独立公文書管理監の独立性を確保するために必要な方策について検討を行うこと。さらに、国会が監視機能を十分に果たすため、国会からの情報提供の求めに対しては誠実に応じること。
- 七 重要経済基盤、重要経済安保情報の範囲を明確にするとともに、恣意的な指定がなされないよう、指定の具体的な基準を運用基準で分かりやすく示すこと。加えて、運用基準に公益通報の通報対象事実その他の行政機関による法令違反の事実を指定し、又はその隠蔽を目的として、指定してはならないことを明記すること。また、技術革新等の経済安全保障分野における変化の速さ等に鑑み、情報の指定・解除を柔軟かつ機動的に行うため、行政機関の担当職員の技術に関するリテラシー向上に鋭意取り組むとともに、指定要件の充足性について随時見直しを行い、国民の知る権利が侵害されないよう留意すること。
- 八 重要経済安保情報に指定される前から民間事業者が保有していた情報については、その取扱いについて民間事業者が責任を問われないことを明確にし、広く周知すること。
- 九 適性評価を実施するに当たっては、対象者やその家族及び同居人のプライバシーが侵害されることのないよう十分に留意するとともに、収集した個人情報は厳重に管理すること。また、適性評価の結果等を重要経済安保情報の保護以外の目的のために用いてはならないという、目的外利用禁止規定の実効性を担保するため、禁止行為を運用基準で明記するとともに、禁止行為の遵守を行政機関と適合事業者との契約においても求める等、可能な限りの対策を講ずること。特に個人情報保護法との関係においては、個人情報保護委員会が適宜、監視・監督を行うこと。
- 十 民間事業者や適性評価対象者等への配慮として、適性評価における本人の真の同意、評価結果と理由の速やかな通知と苦情の申出の適切な処理を確保するための方策（契約への明記、十分な情報提供、通報・相談窓口の設置等）を検討し、運用基準等において必要な措置を講ずること。
- 十一 適性評価調査への不同意や評価結果を理由とする不合理な配置転換・解雇等の労働者への不利益な取扱いの防止のためには、事業者と重要経済安保情報の取扱いの業務に当たることが予定されている労働者との間の意思疎通が重要であることに鑑み、事業者の実情や事業の実態に応じた、労使間の協議も含めた適切な意思疎通が行われるようガイドラインを作成すること等を検討すること。
- 十二 適性評価を実施するに当たっては、対象者の弱みを握り情報を引き出す活動との関係についても十分留意しつつ、本法が定めた調査事項に基づき公正で実質的な調査を行うよう努めること。また、本法第12条第2項第1号に規定される「重要経済基盤毀損活動との関係に関する事項」が何を指すのか可能な限り具体的な内容を明確化すること。加えて、調査事項に関係しない評価対象者の思想、信条及び信教並びに適法な政治活動、市民活動及び労働組合の活動について調査してはならないことや、調査の過程で調査事項に関係しない情報を取得した場合には、これを記録してはならないこと等を運用基準に明記すること。
- 十三 適性評価調査を行う内閣府や適性評価を行う各行政機関における実効的な体制整備を速やかに進めるとともに所要の予算を確保すること。また、評価結果を通知するまでの期間を可能な限り短縮化し、民間事業者の事業活動を阻害しないよう努めること。
- 十四 特定秘密保護制度を始めとする既存の情報保全の仕組みとの整合性、とりわけ、法人に対する両罰規定について見直すべき箇所がないか検討を行うこと。
- 十五 重要経済安保情報の漏えいや不正な取得を行った場合の罰則について、罰則の程度と抑止力のバランスを適宜検証し、本法施行後の状況を踏まえ、必要があれば速やかに見直しを検討すること。
- 十六 中小企業等が事業を継続するために適合事業者の基準を満たす必要が生じた際に、中小企業等にとっては必要な施設整備等のための負担が大きくなることが考えられるため、政府からの協力要請に応じて重要経済安保情報に触れることとなる場合等、経緯や実態も踏まえて、支援の在り方について合理的な範囲内で検討すること。
- 十七 適合事業者が重要経済安保情報を適切に保全できるよう、施設設備の基準等を作成・公表すること。また、「外国による所有、管理又は影響」（FOCI）を管理する制度の整備について検討した上で、適切な措置を講ずること。
- 十八 重要経済安保情報の指定を含む政府の政策決定プロセスに外国勢力等の不当な影響が及ぶこ

とにより、国益を損なうことのないよう留意すること。

十九 本法の適用に当たっては、産業分野の公正な競争環境が毀損されることのないよう十分留意すること。

二十 民間事業者や独立行政法人が保有している情報であって国として経済安全保障の観点から保護が必要と考えられる最先端技術等について、民間事業者等が必要となる対応をとれるような環境を整えていけるよう、指針策定の妥当性も含め検討すること。

二十一 技術は我が国の自律性・不可欠性の重要な一部を構成するものであり、その流出防止は経済安全保障上喫緊の課題であることを念頭に置き、我が国の国際競争力の維持に支障を及ぼすこととなる国外流出を防ぐため、早急かつ徹底的に技術流出・技術管理対策の強化に取り組むこと。

二十二 経済安全保障に資するインテリジェンス能力を更に強化するため、政府全体における情報の収集・分析等に必要な体制を整備するとともに、関係省庁間における必要な情報の共有についても強化を図ること。また、本法の趣旨に鑑み、経済安全保障に資する情報について、民間を含む関係者への提供についても配慮すること。

右決議する。

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第25号）

（衆議院 6. 4. 9可決 参議院 4. 17内閣委員会付託 5. 10本会議可決）

【要旨】

本法律案は、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為が多様化し、安全保障を取り巻く環境が変化していることを踏まえ、特定社会基盤役務の安定的な提供を確保するため、特定社会基盤事業として定めることができる事業に一般港湾運送事業を追加しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特定社会基盤事業として定めることができる事業に一般港湾運送事業を追加する。

二、この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

三、政府は、この法律の施行後3年を目途として、この法律による改正後の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【附帯決議】（6. 5. 9内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一 基幹インフラ制度の対象事業については、技術の進展や社会構造の変化等を踏まえ、平時からリスクを幅広く点検、把握し、その対応策の検討を行う等の取組を通じて不断の見直しを行うこと。その際、特に海外で発生したサイバー攻撃の事案も含めて、幅広く政府全体として情報収集とその共有を行うこと。

二 医療DXの推進に関する取組を実施していく中で、セキュリティ対策の強化を図りながら、引き続き基幹インフラ制度の対象に追加することを精査、検討すること。

三 地方公共団体の基幹業務システムのガバメントクラウドへの統一・標準化が進められていることに鑑み、地方公共団体による情報システムの調達の在り方について、基幹インフラ制度の対象に追加することも含め、経済安全保障の観点から必要な検討を行うこと。

四 中小規模の事業者にとっては、規制への対応が大きな負担となり得ることから、特定社会基盤事業者に指定しようとする場合には一層配慮して慎重に行うこと。

五 基幹インフラ制度に基づき、特定社会基盤事業者に対し、特定妨害行為を防止するため必要な措置をとるべきこと等を勧告及び命令した場合の中小企業を含めた事業者の負担に配慮し、事前に政府より十分な情報提供を行うなど、対応に万全を期すこと。

右決議する。

食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案（閣法第26号）

（衆議院 6. 4. 19修正議決 参議院 4. 26農林水産委員会付託 5. 29本会議可決）

【要旨】

本法律案は、世界の食料需給の変動、国内の人口減少等の食料・農業・農村をめぐる情勢変化に応じ、基本理念を見直し、関連する基本的施策等を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、食料安全保障の確保

- 1 食料安全保障とは、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれ入手できる状態をいうものとし、その確保を基本理念に位置付けることとする。
- 2 食料安全保障の考え方に基づき、農業生産の基盤等の食料供給能力の確保の重要性、食料の持続的な供給に資する食料の合理的な価格の形成等を基本理念に位置付けることとする。
- 3 食料・農業・農村基本計画の記載事項として、食料安全保障の動向に関する事項及び食料自給率その他の食料安全保障の確保に関する事項の目標を定めることとする。
- 4 食料安全保障の確保に関する施策として、食料の円滑な入手の確保、農産物等の安定的な輸入の確保、輸出の促進、食料の持続的な供給に要する合理的な費用の考慮等を定めることとする。

二、環境と調和のとれた食料システムの確立

- 1 食料システムについては、各段階において環境に負荷を与える側面があることに鑑み、その負荷の低減により、環境との調和が図られなければならないことを基本理念に位置付けることとする。
- 2 農業生産活動等における環境への負荷の低減の促進に必要な施策を講ずることとする。

三、農業の持続的な発展及び農村の振興

- 1 農業については、農業の生産性の向上及び農業生産活動における環境への負荷の低減等が図られることにより、その持続的な発展が図られなければならないこと、農村については、地域社会が維持されるよう、その振興が図られなければならないことを基本理念に位置付けることとする。
- 2 農業法人の経営基盤の強化、先端的な技術等を活用した生産性の向上、農地の保全に資する共同活動の促進、地域の資源を活用した事業活動の促進等に必要な施策を講ずることとする。

四、この法律は、公布の日から施行することとする。

なお、衆議院において、先端的な技術等を活用した生産性の向上に資する施策について、その対象に多収化に資する新品種を明記するとともに、育成に加えて導入の促進を明記することの修正が行われた。

【附帯決議】（6. 5. 28農林水産委員会議決）

地球規模での気候変動や国際情勢の不安定化、各国の人口動態や経済状況等に起因する食料需給の変動などにより、世界の食料事情は厳しさを増している。さらに、我が国においては、農業就業者数及び農地面積の減少に歯止めがかからず、農村人口の減少が進む中で、生産基盤が弱体化している。政府は、産業政策と地域政策を車の両輪として施策を講じてきたが、農村の中には集落機能の維持さえ懸念される所もあり、食料自給率は一度も目標が達成されたことがない。このような状況において、「農政の憲法」とされる食料・農業・農村基本法が果たすべき役割は極めて大きく、その改正により生産基盤の強化につながる理念と政策が構築されることへの期待が寄せられている。農業者の所得の向上、合理的な価格の形成、生産基盤の維持強化等の喫緊の課題への機動的かつ効果的な対処が求められる。

よって、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 食料安全保障の確保に関しては、国民一人一人が安全かつ十分な量の食料を入手できるようにすることが政府の責務であることを踏まえて施策を遂行すること。
- 二 国民に対する食料の安定的な供給については、食料の供給能力の維持向上を図り、国内の農業生産の増大を基本として確保し、これを通じて食料自給率の向上に努めること。農業生産においては、麦、大豆、飼料作物等の国内生産の拡大、輸入に頼る農業資材から堆肥等の国内資源への代替の促進など、食料及び農業資材の過度な輸入依存からの脱却を図るための施策を強化すること。
- 三 食料の価格に関しては、その持続的な供給を支える国内農業の持続的な発展に資するよう、食料

供給に必要な費用を考慮した合理的な価格の形成に向けた関係者の合意の醸成を図り、必要な制度の具体化を行うこと。

四 農業の持続的な発展には、農業者の生活の安定と営農意欲の維持が不可欠であることから、農業経営の安定を図りつつ、農業所得の向上を図るとともに、生産基盤の維持強化に必要となる農業就業者を確保するため、新規就農支援等を積極的に推進すること。

五 障害者が社会の構成員としてあらゆる分野の活動に参加する機会が確保されることが重要であることに鑑み、障害者である農業者の役割分担並びにその有する技術及び能力に応じて、生きがいを持って農業に関する活動を行うことを促進し、関係省庁一体となり、障害者の福祉の向上を図るとともに、農福連携を推進すること。また、次期食料・農業・農村基本計画において、障害者等も貴重な農業人材であることを明確にすること。

六 食料消費に関する施策については、食品の安全性の確保を図る観点から、科学的知見に基づいて国民の健康への悪影響が未然に防止されるよう行うこと。また、食育は、食料自給率の向上等の食料安全保障の確保及び国内農業の振興に対する国民の理解醸成に重要なものであることから、その取組を強化すること。

七 食料システムにおける人権の尊重、家畜にできる限り苦痛を与えないなどアニマルウェルフェアに配慮した飼養管理等を促進すること。

八 備蓄食料については、各品目の特性に応じ、民間在庫・流通在庫や代替輸入・国内増産の可能性、品目ごとのバランスも考慮した上で、適正な備蓄水準を検討し、計画的かつ透明性の高い運用を図ること。

九 望ましい農業構造の確立においては、地域における協議に基づき効率的かつ安定的な農業経営を営む者以外の多様な農業者が地域農業及び農地の確保並びに地域社会に果たす役割の重要性を十分に配慮すること。

十 農地を確保し、農業の持続的な発展に資するよう必要な支援措置を講ずるとともに、農業生産基盤に係る施設の維持管理などの費用の負担に対する支援措置を講ずること。水田は食料安全保障及び多面的機能の観点から優れた生産装置であることに鑑み、地域の判断も踏まえその活用を図ること。

十一 農業生産活動は自然環境の保全等に大きく寄与する側面と環境に負荷を与える側面があることに鑑み、温室効果ガスの排出削減、生物多様性の保全、有機農業の推進等により、環境と調和のとれた食料システムの確立を図ること。

十二 安定的な農業生産活動のためには安定的な種子の供給が重要であることに鑑み、その安定的な供給を確保するため地方公共団体等と連携して必要な取組を推進すること。

十三 農村は、食料の安定的な供給を行う基盤であり、かつ、国土の保全、自然環境の保全等の多面的機能が発揮されるとともに、多様な産業を生み出す地域資源を有する場であり、農村における地域社会の維持が農業の持続的な発展に不可欠であることに鑑み、食品産業の振興その他の地域社会の維持に必要な施策を講じ、農村の総合的な振興を図ること。都市農業は、都市住民に地元産の新鮮な農産物を供給する機能のみならず、都市における防災、都市住民の農業に対する理解の醸成等の多様な機能を果たしていることに鑑み、その推進に一層取り組むこと。

右決議する。

食料供給困難事態対策法案（閣法第27号）

（衆議院 6.5.23可決 参議院 5.29農林水産委員会付託 6.14本会議可決）

【要旨】

本法律案は、国民の食生活上又は国民経済上重要な食料（以下「特定食料」という。）の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれが高い事態（以下「食料供給困難事態」という。）に対応するため、特定食料等の安定供給の確保のための措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、食料供給困難事態対策の実施に関する基本方針

政府は、食料供給困難事態対策の実施に関する基本的な方針を定めるものとする。

二、特定食料等の需給状況に関する報告の徴収

主務大臣は、特定食料等の国内の需給状況を把握するため、特定食料等の出荷、販売、輸入、生産又は製造を行う事業者等に対し、出荷等の状況について報告を求めることができることとする。

三、食料供給困難事態対策本部

内閣総理大臣は、農林水産大臣から食料供給困難兆候の発生に関する報告があった場合において、食料供給困難事態の発生を未然に防止するため必要があると認めるときは、閣議にかけて、臨時に内閣に食料供給困難事態対策本部を設置するものとし、当該本部は実施方針を定めるものとする。

四、食料供給困難事態対策

- 1 主務大臣は、食料供給困難事態の発生の未然防止又は解消のため、事業者に対し、出荷若しくは販売の調整又は輸入、生産若しくは製造の促進を行うよう要請することができることとする。
- 2 主務大臣は、1の要請をしても食料供給困難事態を解消することが困難であると認めるときは、当該要請を受けた事業者に対し、出荷等の計画の作成及び届出を指示することができることとする。
- 3 主務大臣は、2の届出がされた計画に沿って出荷等が行われたとしても食料供給困難事態を解消することが困難であると認めるときは、当該届出をした事業者であって、出荷等の事情を考慮して出荷等の調整等を行うことができるものに対し、計画の変更を指示することができることとする。
- 4 国は、1の要請に応じた出荷等の調整等の円滑な実行、また、3の指示により変更した計画に沿った出荷等の調整等が経営に及ぼす影響の回避のため、必要な財政上の措置等を講ずるものとする。
- 5 罰則について、2の指示に違反した場合の罰金等所要の規定を設けることとする。

五、この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内で政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】（6.6.13農林水産委員会議決）

世界人口の増加に伴い食料需要が増大する一方で、気候変動に伴う世界的な食料生産の不安定化等、世界の食料供給が不安定化することに伴い、我が国においても大幅な食料の供給不足が発生するリスクが増大していることから、政府が一体となり総合的に対策を実施することにより、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に支障が生ずる事態の発生をできるだけ回避し、又はこれらの事態が国民生活及び国民経済に及ぼす支障が最小となるようにすることが重要である。

よって、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 食料供給困難事態の未然防止を図るため、まずは国内の農業生産の増大を図り、食料自給率の向上に努め、我が国農林水産業の生産基盤の強化に向けた平素の取組の充実に努めること。また、日本の風土に適し連作障害もなく生産性も高い稲作が不測の事態において有する重要な役割に鑑み、需要に応じた生産を進めつつ、米穀の安定的な供給のため水田機能を維持すること。
- 二 食料の輸入については、不測時に備えた平時からの取組が重要であることを踏まえ、輸入相手国との連携強化のための政府間対話等の実施に一層努めること。
- 三 備蓄による対応は、国内生産量や輸入量が不足する場合の、初動的かつ即効性・確実性のある供給確保対策であることを踏まえ、特定食料等の備蓄に関して検討を行い、基本方針に適切に反映させるとともに、その他所要の措置を講ずるよう努めること。
- 四 不測時において国民に必要な食料を供給するため、スイスにおける食料安全保障の状況のシミュレーションや評価のための意思決定支援システムを参考にして、不測時の対応を迅速かつ円滑に行うことができるよう生産する品目や作付農地などのシミュレーションを行う仕組みを構築し、必要な生産の促進が円滑に行われるよう広く議論を行って、あらかじめ準備すること。
- 五 食料供給困難事態の発生等の公示に当たっては、国会に速やかに報告するとともに、国民生活及び国民経済に混乱が生ずることのないよう、国民に対し丁寧に説明すること。
- 六 関係省庁が適切に役割分担するとともに相互に連携協力し、政府一丸となって食料供給困難事

態対策を講ずること。

- 七 計画届出の指示については、真に必要な者及び場合に限るなど、適切かつ慎重な運用に努めること。特に、規模の小さい家族経営などの生産業者に関しては、負担が大きいことに留意しつつ、指示を出す規模等の考え方を明確化すること。
- 八 計画変更の指示に従わなかった場合等の公表については、公表された者が誹謗や中傷を受けるおそれがあることを踏まえ、適切かつ慎重な運用に努めること。また、公表措置の対象とならない「正当な理由」が認められる場合について、具体的な事例を挙げながら関係者にわかりやすく示すこと。
- 九 食料供給困難事態が発生した際の対策その他の本法に基づく措置について、広く議論を行って、生産者を始めとする全ての関係者に対して、その目的及び内容について十分周知すること。
右決議する。

食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第28号）

（衆議院 6. 5. 23可決 参議院 5. 29農林水産委員会付託 6. 14本会議可決）

【要旨】

本法律案は、国及び都道府県において確保すべき農用地の面積の目標の達成に向けた措置の強化等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、農業振興地域の整備に関する法律の一部改正

- 1 目的規定に「農業生産に必要な農用地等の確保」を図ること及び「国民に対する食料の安定供給の確保」に寄与することを追加することとする。
- 2 国及び地方公共団体は、それぞれの立場から農用地等の確保に努めなければならないこととする。
- 3 農用地区域からの除外に係る都道府県知事の同意の基準として、農用地の面積目標の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること等を追加し、その判断材料として、市町村に対し、面積目標への影響緩和措置等を記載した書面の提出を求めることとする。農林水産大臣は、必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、農用地等の確保のために必要な措置について勧告等を行うものとする。

二、農地法の一部改正

都道府県知事等は、農地転用許可の際に定期的な報告等の条件を付けるとともに、原状回復等の措置を命ぜられた違反転用者が期限までに命令に従わなかったときは、その旨を公表できることとする。

三、農業経営基盤強化促進法の一部改正

1 農業経営発展計画制度の創設

株式会社である農地所有適格法人であって、農業経営改善計画の認定を一定期間以上受けていること等の要件に該当する者が、物資又は役務の取引の相手方から出資を受け、かつ、当該取引の推進等により農業経営の発展を図るための計画を作成し、当該計画について農林水産大臣の認定を受けた場合には、農地法における農地所有適格法人の議決権要件を緩和する特例を講ずることとする。

- 2 地域計画内の遊休農地の解消を迅速に進めるため、農地中間管理機構が当該農地の権利設定に関し都道府県知事に裁定を申請する手続を迅速化及び義務化することとする。

四、この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内で政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】（6. 6. 13農林水産委員会議決）

国際情勢の変化等による世界の食料需給の変動や、国内の農地面積の減少、農業従事者の減少・高齢化が進む中、将来にわたって国民への食料の安定供給を確保するため、農業生産の基盤である農地の総量確保と有効利用に係る措置を強化するとともに、地域において人と農地の受け皿となる

法人経営体の経営基盤強化に係る措置を講ずることで、食料安全保障の根幹である人と農地の確保に取り組むことが重要である。

よって、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 人と農地の確保に向けた本法の措置については、農業従事者が安心して営農を継続できる環境整備を前提に、今後の人・農地政策の根幹となる地域計画と一体的に進めることが重要であることに鑑み、地域の実情に応じた地域計画の策定、農業従事者の所得向上等を通じた農業人材の確保、農地の集積・集約化、遊休農地や荒廃農地の解消等の関連施策の充実・強化を図ること。
- 二 確保すべき農用地等の面積の目標等に関する国と地方の協議の場については、これまでの地方分権推進の経緯等を十分に踏まえるとともに、食料安全保障の観点から、国全体として必要となる農地の総量確保の重要性について国と地方が共有しながら、協議が調うよう努めること。
- 三 農用地等の確保に関する基本指針の変更については、次期食料・農業・農村基本計画との一体的な検討を図るとともに、食料の安定供給の確保のため地域計画に位置付けられる農地の面積との関係も踏まえ、農地の確保とその有効利用が確実に担保されるよう、農地全体面積の目標を定めることを検討し、国と地方の協議の場も活用し、国と地方が基本的認識を共有しながら行うこと。また、基本指針の変更を受けて都道府県が基本方針を変更する際、特に都道府県面積目標については、市町村の実情を踏まえ、市町村との共通認識の下に定められるよう都道府県に周知すること。
- 四 国と地方公共団体との適切な役割分担の下、我が国全体及び各都道府県において必要な農用地等が確保されるよう、国の面積目標と都道府県面積目標の合計との相異、農林水産大臣が毎年公表する都道府県面積目標の達成状況等を踏まえ、必要があると認められる場合には、総合的な調整や対応のため、国と地方の協議の場の柔軟な活用を図ること。
- 五 市町村による農用地区域からの除外に係る協議を受けた都道府県知事の同意に係る事務が適正に行われるよう、同意の基準や除外に係る影響を緩和するために講じようとする代替措置の具体例を示すなど、必要な措置を講ずること。その際、一定の面積により一律に面積目標達成への支障如何を考慮するような基準等ではなく、地域の実情を考慮しつつ、当該協議に係る地方公共団体の負担等に配慮すること。
- 六 農地の権利取得の許可については、農業関係法令の遵守状況の確認等が円滑に実施され、農地を適正かつ効率的に利用する者による権利取得が促進されるよう、具体的な判断基準の周知を行うこと。
- 七 農地転用許可に係る定期報告、違反転用に係る公表も含め、違反転用を防止するための措置が効果的に実施されるよう、必要な措置を講ずること。また、食料安全保障の根幹は人と農地であることに鑑み、地域活性化の名目の下、安易な転用が行われないよう都道府県等に周知すること。
- 八 農業経営発展計画制度については、地域において人と農地の受け皿となる農業法人の経営基盤強化により、地域農業の発展に裨益するよう、地方公共団体と密に連携して運用するとともに、当該制度が適切に活用されるよう、制度の趣旨及び内容について、農業現場に丁寧に周知すること。
- 九 農業経営発展計画の認定に当たっては、十分な審査体制を構築した上で、投機目的の出資を排除するなど厳格に審査するとともに、計画認定後も、議決権要件の緩和に係る農村現場の懸念を払しょくできるよう、農業現場に寄り添った監督措置等を適切に講ずること。
- 十 議決権要件の特例により出資できる者の要件を、制度の開始のため省令で定めるに当たっては、農業に密接に関連する業種に限定することを要件の一つとした上で、出資を受ける農地所有適格法人と農業上の取引等の実績が十分にある等の基準を満たす食品事業者及び地銀ファンドとすること。
- 十一 地域の実情に応じた人と農地の確保を図る観点から、農業委員・農地利用最適化推進委員が現場活動に十分に組み入れる体制の構築や、市町村の農政関係部署及び農業委員会事務局の人員を始めとした現場の体制整備のために必要な支援措置を十分に講ずること。
- 十二 この法律の施行に当たっては、特に不適切な営農型太陽光発電への対応、農業経営発展計画

制度に係る農村現場の懸念払しょく状況等について、常時、きめ細かく把握・分析し、必要に応じて臨機に制度の見直し等の検討を行うこと。また、地域活性化の名目の下、安易な転用が行われないよう、農村産業法など、農地の転用に関する規制の特例措置について、必要に応じて見直し等の検討を行うこと。

右決議する。

地域再生法の一部を改正する法律案（閣法第29号）

（衆議院 6.3.29可決 参議院 4.2地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会付託 4.12本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、地域住宅団地再生事業について、地域再生推進法人は、地域住宅団地再生事業計画（以下「事業計画」という。）の作成又は変更の提案ができることとする。
- 二、事業計画の記載事項の見直し及びこれに伴う建築基準法等の規定による許可等の特例の拡充
 - 1 住居専用地域建築物整備促進事業に係る建築物について講ずる住居専用地域の指定の目的に適合させるために必要な措置に関する事項が記載された事業計画が作成、公表されたときは、用途地域等の変更に係る規定を適用しない。
 - 2 地域住宅団地再生区域内の住民の日常生活に必要な施設の用途に供する建築物の整備が必要とされる特定区域において、住宅の用途変更を促進する特定区域住宅用途変更特定建築物整備促進事業に関する事項が記載された事業計画が作成、公表されたときは、容積率に関する規定の特例を適用する。
 - 3 特定区域内の学校の用途変更に係る特定区域学校用途変更特定建築物整備促進事業に関する事項が記載された事業計画が作成、公表されたときは、建築物の高さの限度に関する規定の特例を適用する。
 - 4 特定区域内の都市公園における住宅団地再生を図るために必要な施設の設置及び管理について、特定区域都市公園活用生活利便確保事業に関する事項が記載された事業計画が作成、公表されたときは、公園管理者は、技術的基準に適合する場合、当該事項に係る都市公園の占用の許可を与えるものとする。
 - 5 地域住宅団地再生区域において認定市町村又は地域再生推進法人が行う住民の日常生活に必要な交通手段の確保を図るための住宅団地再生自家用有償旅客運送に関する事項が記載された事業計画が作成、公表されたときは、その実施主体は、道路運送法の登録、届出等をしたものとみなすものとする。
- 三、認定地方公共団体が、認定地域再生計画に記載された事業のうち、まち・ひと・しごと創生交付金を充てて行うものに係る公の施設の整備に関する助成を行おうとする場合に、地方債の起債を可能とする。
- 四、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業について、特定業務施設の整備と併せて行う、当該特定業務施設の従業員の児童に係る児童福祉施設等を整備する事業を含める。
- 五、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案（閣法第30号）

（衆議院 6.4.25可決 参議院 6.4内閣委員会付託 6.7本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、銃砲等の発射及び所持に関する罰則の強化
 - 1 一定の場合を除き、不特定若しくは多数の者の用に供される場所若しくは乗物に向かって、又はこれらの場所若しくは乗物において拳銃等以外の銃砲等を発射することを禁止し、所要の罰則を設ける。
 - 2 人の生命、身体又は財産を害する目的で拳銃等以外の銃砲等を所持した罪の罰則を強化する。

3 拳銃等を所持した罪又は人の生命、身体若しくは財産を害する目的で拳銃等以外の銃砲等を所持した罪に当たる行為を、公然、あおり、又は唆したことに對する罰則を設ける。

二、電磁石銃の所持の禁止に関する規定の整備

電磁石の磁力により金属性弾丸を発射する機能を有する銃のうち、金属性弾丸の運動エネルギーの値が、人の生命に危険を及ぼし得る値以上となるものを「銃砲」に含めることとし、所持許可を受けた者が所持する場合等を除き、所持することを禁止する。

三、ライフル銃の範囲の拡大

銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの5分の1以上であるものについて、ライフル銃としての所持許可の基準の特例を適用する。

四、その他

- 1 猟銃等保管業者に保管を委託することができる銃砲に空気拳銃を追加する。
- 2 都道府県公安委員会は、猟銃等の所持許可を受けた者が引き続き2年以上当該猟銃等を当該所持許可に係る用途の全部又は一部に供していないと認めるときは、その所持許可を取り消し又は当該一部の用途が当該所持許可に係る用途に含まれないものに変更することができる。
- 3 都道府県公安委員会は、銃砲等の所持許可等に関する事務の処理に関し必要があると認めるときは、公務所等に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

五、施行期日等

この法律は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、一は公布の日から起算して1月を経過した日から施行する。また、所要の経過措置を設ける。

【附帯決議】（6.6.6内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 銃砲等の所持のあおり又は唆しについては、インターネット上に関連する情報が多数存在している現状を踏まえ、サイバーパトロールを強化するとともに、AI等の先端技術を活用し、悪質性の高い行為を重点的に取り締まること。その際、不必要な検閲強化につながらないように運用には十分配慮すること。また、海外からの有害な情報発信にも対応できるよう、必要な体制を整備するとともに、外国の捜査機関を始めとした関係機関との緊密な連携を図ること。
- 二 既に販売、譲渡又は製造された電磁石銃の国内における流通・所持の状況について把握に努めるとともに、本改正により電磁石銃が新たに規制対象となることに鑑み、規制の内容について、広く国民に対し周知徹底を図ること。
- 三 ハーフライフル銃の所持許可に係る規制の強化については、有害鳥獣の駆除等に支障が生じることがないように、許可要件に関し地域の実情に応じた柔軟な運用を検討するとともに、各都道府県警察に対し適切に指導・助言を行うこと。
- 四 クマ類などの野生鳥獣による事業被害への対応等に長期的かつ継続的に取り組む必要性に鑑み、事業被害防止のため獣類の捕獲を必要とする者に対するハーフライフル銃の所持許可に係る特例措置については期限を設けないこと。また、当該所持許可を迅速かつ円滑に受けられる運用となるよう、有識者及び関係者の意見を聴きつつ、必要に応じて見直しを検討すること。
- 五 銃砲・弾薬の管理について、保管委託の実態を調査し、第三者による管理の在り方を検討すること。
- 六 猟銃等の所持許可を受けた者に対する教育・啓発の機会を充実させるとともに、報告徴収、検査、公務所等への照会等の的確な実施により不適格な者を把握し、所持許可の取消し等の適切な対応を行うなど、猟銃等が悪用されることがないように必要な措置を講ずること。
- 七 農林水産業に加え、人の生活圏での野生鳥獣による被害が増えている中、猟友会等における有害鳥獣駆除の担い手の高齢化が深刻であることに鑑み、広域的な管理や大量出沒にも対応できるよう、有害鳥獣駆除の担い手の育成・確保を図ること。

右決議する。

地方自治法の一部を改正する法律案（閣法第31号）

（衆議院 6.5.30修正議決 参議院 6.5総務委員会付託 6.19本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、デジタル・トランスフォーメーションの進展を踏まえた対応に関する事項

- 1 地方公共団体の長は、エルタックスを用いた地方税以外の公金の収納事務を地方税共同機構に行わせるものとする。
- 2 地方公共団体の議会及び長等は、サイバーセキュリティを確保するための方針を定め、これに基づき必要な措置を講じなければならないこととし、総務大臣は当該方針の策定等について指針を示すこととする。

二、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と地方公共団体との関係等の特例の創設に関する事項

- 1 国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対処に関する基本的な方針の検討等を行うため、国又は都道府県は、地方公共団体に対し、資料又は意見の提出を求めることができることとする。
- 2 国民の生命等の保護の措置を的確かつ迅速に実施するため、国は、都道府県に対し、指定都市、中核市等の事務処理との調整を図るために必要な措置を講ずるよう指示をすることができることとする。
- 3 国民の安全に重大な影響を及ぼす事態の規模、態様等を勘案して国民の生命等の保護の措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があるときは、国は、閣議の決定を経て、地方公共団体に対し、当該措置を的確かつ迅速に実施するため講ずべき措置に関し、必要な指示をすることができることとする。
- 4 地方公共団体相互間の応援又は職員の派遣について、国による広域調整等に係る規定を整備する。

三、地域の多様な主体の連携及び協働を推進するための制度の創設に関する事項

地域において住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資する活動を行う団体を市町村長が指定することができることとし、当該団体への支援等に係る規定を整備する。

四、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、各大臣が生命等の保護の措置に関する指示をした場合に、その旨及びその内容を国会に報告する規定を設ける修正が行われた。

【附帯決議】（6.6.18総務委員会議決）

政府は、本法施行に当たり、次の事項について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一、本法によって創設する国と普通地方公共団体との関係等の特例の対象となる「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」については、国と地方公共団体の認識や対応に違いが生じることのないよう、当該事態に該当するか否かを判断する考え方を可能な限り明確にし、速やかに地方公共団体に周知すること。
- 二、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、当該事態に適切かつ効果的に対処できるよう、デジタル技術の積極的な活用や、地方公共団体への情報収集及び連絡のための要員の派遣などによって、関係地方公共団体との双方向での迅速かつ円滑な情報共有・意思疎通に努めること。この際、地方公共団体に過度な負担とならないよう十分に配慮すること。
- 三、生命等の保護の措置に関する指示を行うに当たっては、状況に応じて、あらかじめ関係地方公共団体等との協議を行うなど、事前に関係地方公共団体等と十分に必要な調整を行うこと。
- 四、生命等の保護の措置に関する指示については、地方公共団体の自主性及び自立性に極力配慮し、個別法を制定又は改正するいとまがない場合であって、かつ、当該指示以外の措置では目的を達成することができないと認められる場合に限定してこれを行うようにすること。また、当該指示の内容は、目的を達成するために必要最小限のものとするとともに、地方公共団体の意見や地域の実情を適切に踏まえたものとする。
- 五、生命等の保護の措置に関する指示を行った場合には、その旨及びその内容を速やかに国会に報告するとともに、国会報告の内容については、国会における検証と個別法に関する議論に資するものとなるようにすること。また、当該指示について、同様の指示が再度行われることのないよ

- う、地方公共団体等の関係者の意見を聴いた上で十分な事後検証を行い、その結果に基づいて、迅速に個別法の規定の整備に係る必要な法制上の措置を講ずること。
- 六、生命等の保護の措置に関する指示に基づき、地方公共団体が事務を処理する場合にあっては、これに要する経費の財源や必要な人材を適切に措置するなど、国が責任をもって当該地方公共団体を支援すること。
- 七、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、国又は都道府県による応援の要求及び指示並びに職員の派遣のあっせんについては、個別法による措置が可能な場合には個別法によること。なお、個別法による措置を含めた応援の要求又は指示並びに職員の派遣のあっせんが行われる場合においては、応援や職員の派遣を行う側の地方公共団体の実情を適切に踏まえること。
- 八、総務大臣は、国と地方公共団体との対等な関係を踏まえ、各大臣による地方公共団体の長等に対する応援の要求又は指示が、各大臣により独断的・一方的に行われることがないように、運用の考え方を周知するなど本法の適正な実施の確保を図ること。
- 九、各大臣による職員の派遣のあっせんについては、総務大臣が事前の調整に協力するなど、あっせん及び職員派遣の円滑な実施を確保するために必要な措置を講ずること。
- 十、本法の規定に基づく応援や職員の派遣が行われる場合にあっては、これまでの災害時や感染症まん延時の事例も踏まえ、これに要する経費を負担する地方公共団体に対し、適切な財政措置等を講ずること。また、事態発生市町村等への応援や職員の派遣を適時適切に行うため、各地方公共団体における多様な職種の職員の充実を図ることや、都道府県・市町村の連携等による広域的な人材の確保及び活用の在り方について、必要な検討を行うこと。
- 十一、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に的確かつ迅速に対処するためには、その前提として、地方公共団体の規模・能力に応じ、適切に権限が配分されている必要があることに鑑み、都道府県から指定都市等への権限移譲を始め、更なる権限移譲を推進すること。
- 十二、公金収納のデジタル化に伴う各地方公共団体のシステム改修については、国が必要な財源を確実に措置するとともに、既に地方公共団体情報システムの標準化等により、地方公共団体に大きな負担が生じていることに鑑み、過度な負担を強いることとならないよう留意すること。
- 十三、地方公共団体が、サイバーセキュリティの確保の方針を定め、必要な措置を講ずるに当たっては、一定の水準を確保するために関係行政機関や関係団体と連携・協力し、知見の共有や研修の充実、デジタル人材の確保・育成等の取組を支援することにより、地方公共団体の情報セキュリティの向上を図ること。
- 十四、指定地域共同活動団体制度の創設に当たっては、行政財産の貸付や随意契約による事務委託に関して、弾力的な運用を可能とする特例を設けることに鑑み、指定に係る団体の民主的で透明性の高い運営その他適正な運営を確保するため、事前及び事後チェックを適確に行えるよう、地方議会が一定の役割を担うことも含め、市町村に対して必要な助言を行うこと。
- 十五、指定地域共同活動団体としての指定の有無にかかわらず、地域住民が中心となって形成され、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する団体に対し、市町村が十分な支援を行うことができるよう、引き続き、適切な財政措置を講ずること。

右決議する。

放送法の一部を改正する法律案（閣法第32号）

（衆議院 6.5.7可決 参議院 5.13総務委員会付託 5.17本会議可決）

【要旨】

本法律案は、日本放送協会（以下「協会」という。）の放送番組をテレビ等の放送の受信設備を設置しない者に対しても継続的かつ安定的に提供するため、インターネットを通じて放送番組等の配信を行う業務を協会の必須業務とするとともに、民間放送事業者が講じる難視聴解消措置に対する協会の協力義務を強化する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、原則として全ての協会の放送番組について、同時配信及び見逃し配信を協会の必須業務とする。
- また、協会の放送番組の内容がその視聴の環境に適した形態で配信されるよう、放送番組と密接な関連を有する情報であって、放送番組の編集上必要な資料により構成される番組関連情報の配

信についても、協会の必須業務とする。

- 二、番組関連情報の配信を行う業務を協会自らの判断と責任において適正に遂行するため、協会に対して業務規程の策定、公表等を義務付けるとともに、その実施状況を定期的に評価すること等を義務付ける。
- 三、協会の受信料の公平な負担を図るため、テレビ等の放送の受信設備を設置した者と同等の受信環境にある者として、通信端末機器の操作等を経て、協会が必須業務として行う放送番組等の配信の受信を開始した者を、受信契約の締結義務の対象とする。
- 四、民間放送事業者が講じる難視聴解消措置について、民間放送事業者から、協会が行う協力の具体的な内容に関する協議の求めがあったときは、協会に対し、当該協議に応じることを義務付ける。
- 五、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第33号）

（衆議院 6.4.5可決 参議院 4.10総務委員会付託 4.17本会議可決）

【要旨】

本法律案は、近年における日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「日本電信電話株式会社等」という。）を取り巻く社会経済情勢の変化に鑑み、これらの会社について、電気通信技術に関する研究に係る責務を廃止するとともに、商号の変更を可能とするほか、日本の国籍を有しない人が取締役又は監査役に就くことを禁止する規制を緩和する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、日本電信電話株式会社等の電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及の責務を廃止する。
- 二、日本電信電話株式会社等がそれぞれその商号の変更をできるようにする。
- 三、日本の国籍を有しない人が、日本電信電話株式会社等の代表取締役就任に就任すること及び取締役又は監査役の3分の1以上を占めることを禁止するとともに、日本電信電話株式会社の取締役及び監査役の選任及び解任の決議について総務大臣の認可を不要とする。
- 四、日本電信電話株式会社の剰余金の処分の決議について、総務大臣の認可を不要とする。
- 五、政府は、日本電信電話株式会社等に係る制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて、令和7年に開会される国会の常会を目途として、必要な措置を講ずるための法律案を国会に提出するものとする。
- 六、この法律は、公布の日の翌日から施行する。

【附帯決議】（6.4.16総務委員会議決）

政府及び日本電信電話株式会社は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、日本電信電話株式会社は、本法による改正後においても、引き続き「電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うこと」がその業務の一つとされていること及びこれまで同社等が電気通信技術に関する研究において果たしてきた役割を踏まえ、その事業を営むこと。
また、政府は、同社等が行う研究の重要性に十分留意すること。
- 二、政府は、我が国の電気通信技術に関する研究開発が産学官全体で推進されるよう、電気通信分野の研究開発に対する財政的支援の一層の拡充も含め必要な措置を講ずること。
- 三、政府は、本法により日本電信電話株式会社等において外国人の役員への就任が一定割合まで可能となることを踏まえ、その事業運営による我が国の重要な基盤である通信インフラ、国民生活及び我が国の経済安全保障への影響について、適時、適切に検証を行うこと。
- 四、政府は、本法附則第4条の規定に基づく検討に当たっては、技術の進展を踏まえ、国民生活の利便性の向上を目的としたユニバーサルサービスの見直し、地域の活性化を踏まえた公正な競争の促進及び電気通信事業に係る安全保障の確保等に向け、慎重に検討を行うこと。また、国民生活への影響も大きいものであることに鑑み、幅広く意見を聴取し、国民の理解が得られるよう検討の過程及びその結果について十分に説明を行うこと。

右決議する。

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第34号）

（衆議院 6. 4. 19修正議決 参議院 4. 24総務委員会付託 5. 10本会議可決）

【要旨】

本法律案は、近年、インターネット上のＳＮＳ等の特定電気通信役務を利用して行われる他人の権利を侵害する情報の流通による被害が深刻化する一方、情報発信のための公共的な基盤としての特定電気通信役務の機能が重要性を増していることに鑑み、大規模なＳＮＳ事業者等を大規模特定電気通信役務提供者として指定し、侵害情報送信防止措置の実施手続の迅速化及び送信防止措置の実施状況の透明化を図るための義務を課す等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、題名を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」に改める。
- 二、大規模なＳＮＳ事業者等を大規模特定電気通信役務提供者として指定する。
- 三、侵害情報送信防止措置の実施手続の迅速化として、大規模特定電気通信役務提供者は、ＳＮＳ等において自己の権利を侵害されたとする者から削除の申出を受け付ける方法を公表し、必要な体制を整備して削除についての調査を行うとともに、一定期間内にその結果等を申出者に通知しなければならないこととする。
- 四、送信防止措置の実施状況の透明化として、大規模特定電気通信役務提供者は、削除等の実施に関する基準を定め、公表するとともに、削除等を行ったときは、その旨及びその理由を発信者に通知しなければならないこととする。
- 五、この法律は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、大規模特定電気通信役務提供者が毎年１回公表しなければならない事項として、送信防止措置の実施状況及び当該実施状況について自ら行った評価を明記する修正が行われた。

【附帯決議】（6. 5. 9総務委員会議決）

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、大規模特定電気通信役務提供者が定める削除基準の運用状況の公正性等の検証について、被害者救済と表現の自由の担保の観点から、大規模特定電気通信役務提供者に対して必要な助言等を行い、その内容を公表すること。
 - 二、大規模特定電気通信役務提供者による投稿の削除等の実績を踏まえ、削除基準の策定・改訂などの支援を行う第三者機関の設置等について検討すること。
 - 三、プラットフォーム事業者が自主的な取組として、通報に実績のある機関等からの違法・有害情報の削除要請や迅速な処理を必要とする権利侵害情報への対応を優先的に審査する場合において、事後的に要請等の適正性を検証可能とするため、プラットフォーム事業者及び機関等双方において透明性が確保されるよう、求めに応じ支援を行うこと。
 - 四、大規模特定電気通信役務提供者に該当しない中小のプラットフォーム事業者等においても、投稿による権利侵害への対処が自主的・積極的に行われるよう、必要な施策を講ずること。
 - 五、総務大臣による大規模特定電気通信役務提供者の指定の要件に係る総務省令及びその他の総務省令を定めるに当たっては、必要に応じて総務省に設置される審議会等の意見を聴取すること。
 - 六、本改正を実効性あるものとするため、大規模特定電気通信役務提供者に義務付けられる各措置の履行状況について確認し、その結果を公表すること。
- また、本法施行後５年の見直し時期以前であっても、必要に応じて本法の施行状況について検討を行い、その結果を踏まえ、迅速に所要の措置を講ずること。
- 七、インターネット上の権利侵害情報による被害が深刻さを増している一方、現状の発信者情報の開示範囲が不十分であること等に鑑み、発信者情報の開示がより迅速かつ的確に進められるようにするための制度の充実に向けて検討を行うこと。
 - 八、限定された会員同士が交流するプラットフォーム上での誹謗中傷等について、その閉鎖性から学校や職場におけるいじめ等の温床となっている状況を踏まえ、プラットフォーム事業者等にお

いて適切な対応が図られるよう、必要な施策を検討すること。

九、インターネット上における誹謗中傷等の被害者を支援するため、違法・有害情報相談センター等の各相談機関間の連携を深めるとともに、相談体制の一層の充実・強化を図ること。

十、生成AIを悪用して作られた偽情報や令和6年能登半島地震の際に広く流布された偽・誤情報等、真偽の不確かな情報が社会に悪影響を与えていることに鑑み、必要な施策について早急に検討し、対策を講ずること。

右決議する。

学校教育法の一部を改正する法律案（閣法第35号）

（衆議院 6.4.25可決 参議院 6.3文教科学委員会付託 6.7本会議可決）

【要旨】

本法律案は、専修学校における教育の充実を図るため、専修学校に専攻科を置くことができることとするとともに、専門課程の入学資格の厳格化、専門課程を置く専修学校への自己点検評価の義務付け等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、専修学校（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たす専門課程（以下「特定専門課程」という。）を置くものに限る。）には専攻科を置くことができるものとし、専攻科は、専修学校の特定専門課程を修了した者等に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は1年以上とする。

二、専修学校の特定専門課程を修了した者は、文部科学大臣の定めるところにより、専門士と称することができることとする。

三、専修学校の専門課程において教育を受けることができる者の要件について、高等学校等を卒業した者に「準ずる学力があると認められた者」から、高等学校等を卒業した者と「同等以上の学力があると認められた者」に改める。

四、専修学校となるために必要な要件のうち、「授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。」の「授業時数」を「授業時数又は単位数」に改める。

五、専門課程を置く専修学校は、その教育水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該専修学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとするとともに、当該状況について、当該専修学校の職員以外の者で専修学校に関し広くかつ高い識見を有するものによる評価を受け、その結果を公表するよう努めるものとする。

六、この法律は、令和8年4月1日から施行する。

七、専修学校の専門課程において教育を受けることができる者の要件等について、経過措置を設ける。

【附帯決議】（6.6.6文教科学委員会議決）

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、我が国の高等教育段階においては、大学・短期大学、高等専門学校及び専門学校など多様な機関が併存していることから、各機関の位置付けや果たすべき役割等、高等教育機関の全体像について整理するとともに、急速な少子化による18歳人口の減少等も踏まえ、高等教育機関の将来像について国として検討すること。

二、大学等と専門学校との制度的整合性を明確化するに当たり、教育の質の更なる向上及び質を保証するための措置の一層の強化を図ること。

三、専門学校における単位制への移行を更に促進するとともに、高等教育機関間における単位互換制度を推進すること。

四、専攻科の入学資格の詳細を定めるに当たっては、多様な背景・キャリアを持つ者の進学機会が確保されるよう配慮すること。

五、リカレント教育・リスキリングを含む職業教育の重要性が高まっていること等を踏まえ、高等教育段階における職業教育機関である専門学校について一層の振興を図るとともに、社会人等が専門学校をより活用しやすくなるよう、環境を整備すること。

六、労働生産性及び国際競争力の向上が我が国の国力の礎となることを鑑み、これに資するリカレント教育等にかかる経済的負担を軽減する措置を検討すること。

- 七、成長が見込まれる分野や人材不足が深刻な分野における専門人材の育成・確保を促進するため、専修学校における教育カリキュラムの充実や専門性のある教員の配置等に努めるとともに、産業界と連携した取組を一層進めること。
- 八、今般法定化される「専門士」の称号に加え、「短期大学士」・「準学士」等の一定の学修成果を示す学位・称号について、国内及び国際的な通用性と評価を向上させるため、周知・広報等適切な施策に努めること。
- 九、専門学校国際化を進め、外国人留学生の戦略的な受入れのための体制整備を進めること。
- 十、学校評価に関するガイドラインの見直しや説明会の開催等を通じ、専門学校における自己点検評価の確実な実施や外部の識見を有する者による評価の推進を図ること。また、専門学校に対し、評価結果や教育活動等に関する情報の積極的な公開を促すこと。
- 右決議する。

消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案（閣法第36号）

（衆議院 6.5.30可決 参議院 6.12経済産業委員会付託 6.19本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一 海外から直接販売される消費生活用製品等の安全確保のための措置
国内の消費者に直接製品を販売する海外事業者を消費生活用製品安全法等において届出を行う対象として明確化するとともに、規制の執行を担保すべく、海外事業者が届出を行う際に、国内における責任者（以下「国内管理人」という。）の選任を求める。
 - 二 取引デジタルプラットフォームの利用停止等に係る要請
取引デジタルプラットフォームにおいて販売される消費生活用製品等について、国内の消費者に危険が及ぶおそれがあると認められ、かつ、消費生活用製品等の製造事業者等によって必要な措置が講じられることが期待できないときは、取引デジタルプラットフォーム提供者に対し、当該製品の販売に係る取引デジタルプラットフォームの利用の停止等を要請することができるものとする。
 - 三 届出事項の公表
届出事業者の氏名や特定製品等の型式の区分、国内管理人の氏名等を公表するものとする。
 - 四 法令等違反行為者の公表
本法律又は本法律に基づく命令等に違反する行為を行った者の氏名等を公表することができるものとする。
 - 五 子供用の製品に係る規制
子供用特定製品（特定製品のうち、主として子供の生活の用に供される製品であって、その使用方法の表示その他の子供の生命又は身体に対する危害の発生を防止するための表示が必要であると認められるものとして政令で定めるもの）の製造事業者等に対し、国が定める技術基準及びその使用に適した年齢に関する基準への適合を義務付けるとともに、これらの義務を履行していることを示す表示のない製品は販売等してはならないものとする。
 - 六 施行期日
この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 【附帯決議】（6.6.18経済産業委員会議決）
- 政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。
- 一 海外事業者を消費生活用製品安全法等において届出を行う対象として明確化するに当たっては、国内の消費者が製品を安全に使用できる環境を整備する観点から、海外事業者が国内管理人を適切に選任した上で届出手続を円滑に行うことができるよう、本法の内容の周知徹底を行うとともに、届出に係る支援の充実に努めること。
 - 二 海外事業者が、特定製品以外の消費生活用製品においても、報告徴収、立入検査や製品事故情報報告・公表制度の対象となることについて周知徹底に努めること。
 - 三 インターネット取引が拡大する中における取引デジタルプラットフォームの果たす役割の重要性を踏まえ、国内の消費者の安全確保の観点から、取引デジタルプラットフォーム提供者が努力

義務として講ずるべきとされている措置等の実施状況及び主務大臣による取引デジタルプラットフォーム提供者に対する製品の出品削除等の要請への対応状況について実態把握に努めるとともに、取引デジタルプラットフォーム提供者及び関係機関と緊密な連携を図ること。

- 四 子供用特定製品の指定並びに子供用特定製品に係る技術基準及び使用年齢基準については、子供用の製品による事故を未然に防ぐ観点から、国内外における子供が被害に遭う事故の実態及び諸外国における規制の動向等を踏まえ策定し、機動的に見直すとともに、保護者等の消費者への周知徹底を図るなど、子供用の製品の安全確保に向けて万全を期すこと。また、子供用特定製品の対象については、育児、保育に関わる幅広い製品を対象としていくことを検討すること。
 - 五 子供用の製品による事故の未然防止に向けては、本法に基づく制度のほか、長年、我が国の玩具等の安全確保において重要な役割を果たしてきた民間の任意規格も引き続き活用されるよう、その重要性や意義の周知に努めるとともに、両制度が共に機能し、社会全体として子供の安全を確保する観点から、実務上も適切な制度となるよう検討すること。
 - 六 子供の製品事故は、子供用特定製品以外の消費生活用製品等でも発生していることに鑑み、これらの製品においても、その製品の使用場面に応じて子供の使用を十分に想定し、特定製品としての指定や技術基準への反映を図ること。また、被害の拡大を防止する観点から、製品事故が起きてしまった場合の対応は、可能な限り迅速に行うよう努めること。
 - 七 古物である子供用特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列する事業者に対して、子供への危害の発生を防止する観点から本法の内容の周知徹底を行うこと。また、本法施行前に製造・輸入された製品についても、例えば、既に流通している技術基準を満たさない製品について、保護者を始め、育児、保育に関わる幅広い関係者に対し、製品の処分等の必要性に関する情報を広報していくことなど、安全性の確保を図る措置を講ずること。
 - 八 非事業者である個人が売主となる個人間取引について、特に子供用の製品による事故を未然に防ぐ観点から、保護者等の消費者に対し、子供用の製品の安全性や誤使用に関する注意喚起を行うこと。また、情報誌発行者、オークションサイトやフリーマーケットの主催者等からも、出品者等に向けて安全に関する注意喚起が行われるよう、積極的な情報提供等に努めること。
 - 九 P Sマークが消費者に広く認知されているとは言い難い状況に鑑み、契約自由の原則の下で、消費者が製品の安全性について適切に判断できるよう、各制度の周知に努めること。
- 右決議する。

風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律案（閣法第37号）

（衆議院 6. 4. 19可決 参議院 5. 13外交防衛委員会付託 5. 17本会議可決）

【要旨】

本法律案は、風力発電設備の設置等による自衛隊等の使用する電波の伝搬障害が生ずるおそれを回避し、電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための制度を創設するものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、電波障害防止区域を指定する。
- 二、電波障害防止区域内における風力発電設備の設置等に係る防衛大臣への届出等を義務とする。
- 三、風力発電設備の設置者と防衛大臣との協議等に関する制度を創設する。
- 四、防衛大臣及び経済産業大臣の協力について定める。
- 五、違反の場合の措置及び罰則について所要の規定を設ける。
- 六、本法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

道路交通法の一部を改正する法律案（閣法第38号）

（衆議院 6. 4. 16可決 参議院 5. 13内閣委員会付託 5. 17本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、自転車等の交通事故防止のための規定の整備
 - 1 車両（特定小型原動機付自転車及び軽車両（以下「特定小型原動機付自転車等」という。）を除く。）は、同一の方向に進行している特定小型原動機付自転車等の右側を通過する場合に

において、一定の場合を除き、当該特定小型原動機付自転車等との間に十分な間隔がないときは、その間隔に応じた安全な速度で進行しなければならないこととする。この場合においては、当該特定小型原動機付自転車等は、できる限り道路の左側端に寄って通行しなければならないこととする。

- 2 自転車を運転する場合においては、当該自転車が停止しているときを除き、携帯電話用装置等を通話のために使用し、又は当該自転車に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置に表示された画像を注視してはならないこととする。
- 3 自転車の酒気帯び運転及びこれを幫助する行為をした者に対する罰則を創設する。
- 4 重被牽引車以外の軽車両の運転者のうち16歳以上の者がした一定の違反行為を反則行為とする。

二、その他

- 1 運転の定義に関する規定を整備し、原動機に加えてペダルその他の人の力により走行させることができる装置を備えている原動機付自転車等を当該装置を用いて走行させる場合が、運転に該当することを明確化する。
- 2 準中型自動車仮免許及び普通自動車仮免許の欠格事由を17歳6か月に満たない者に引き下げるとともに、準中型自動車免許及び普通自動車免許の運転免許試験を受けることができる年齢を17歳6か月に引き下げる。

三、施行期日

この法律は、一の2及び3並びに二の1については、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日、その他の部分については、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（6.5.16内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 自転車への交通反則通告制度の適用に当たっては、通勤通学時間帯など自転車関連事故の発生が多い時間帯において、悪質性や危険性の高い違反行為に対し重点的に指導取締りを行うなど、真に事故抑止に資する対策を進めるとともに、恣意的な適用がなされているとの疑念を抱かれないよう、反則行為及びその適用基準を明確化し、十分な周知を行うこと。
 - 二 自転車の交通違反者が運転免許証その他の身分証明書を携帯していない場合の本人確認については、違反行為の悪質性や危険性などを考慮した上で、違反者のプライバシーを過度に侵害しない方法を工夫すること。
 - 三 自転車の交通安全教育について、官民連携の強化を図るとともに民間事業者による自転車交通安全教育の質の向上に向けた施策を着実に実施し、ライフステージに応じた交通安全教育の充実を図ること。さらに、交通反則通告制度の対象とならない16歳未満の者に対する交通安全教育については、自転車運転者講習制度の在り方の検討も含め、一層の充実を図ること。
 - 四 自転車専用通行帯や自転車道の整備を計画的に進め、自転車の通行空間の確保に努めること。また、道路脇の樹木の剪定や路上駐車取締りの徹底など、自転車が道路の左側端を安全で快適に走行できる環境を整備すること。
 - 五 AIやセンサー等の最先端技術を活用した安全運転技術の開発を支援し交通安全対策の更なる推進を図ること。
 - 六 デジタル技術を活用し、EBPMに必要なデータ収集や調査を行い、より安全性の高い交通政策を推進すること。
 - 七 狭隘道路において車両と自転車との間に十分な間隔を確保できない場合についても、自転車の安全が確保できるよう必要な対策を検討すること。
 - 八 近年増加傾向にある自転車関連事故について、詳細な要因分析を行い、今後の対策に生かすこと。
 - 九 自転車関連事故発生時における乗車用ヘルメットの被害軽減効果が高いことに鑑み、努力義務であるヘルメット着用について、一層の周知徹底を図るなど、着用率の向上に努めること。
 - 十 自転車関連事故の抑制に向けた取組と併せて、被害者救済の観点から、自転車損害賠償責任保険等への加入促進に係る取組を一層強化すること。
- 右決議する。

自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第39号）

（衆議院 6.4.16可決 参議院 5.13内閣委員会付託 5.17本会議可決）

【要旨】

本法律案は、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、自動車の保管場所の位置等を表示する保管場所標章に関する規定を削除しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、自動車の保管場所の位置等を表示する保管場所標章を廃止する。
- 二、この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案（閣法第40号）

（衆議院 6.5.7可決 参議院 5.15地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会付託 5.31本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、デジタル社会形成基本法の一部改正

施策の策定に係る基本方針にデータの品質の確保のための措置を講ずることを追加するとともに、デジタル社会の形成に関する重点計画において定める事項にデータの品質の確保に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策を追加する。

二、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正

- 1 他の法令の規定により変更届出を行わなければならない法人に係る名称等の登記事項について、行政機関等がデータ連携により入手した場合は、当該変更届出が行われたものとみなす。
- 2 政府は、公的基礎情報データベース整備改善計画を作成しなければならない。国の行政機関等は、当該計画に従って国の公的基礎情報データベースの整備及び改善を行わなければならない。

三、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正

- 1 次期個人番号カードの導入に当たり、同カードの券面記載事項から性別を削除する。
- 2 個人番号カードの本人確認に係る機能を移動端末設備に搭載するための措置を講ずる。
- 3 内閣総理大臣は、個人番号利用事務実施者に対し、特定個人情報情報を正確かつ最新の内容に保つために必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

四、独立行政法人国立印刷局法及び情報処理の促進に関する法律の一部改正

独立行政法人国立印刷局の行う業務に国の公的基礎情報データベースを構成するデータの加工等を、独立行政法人情報処理推進機構の行う業務にデータの標準化に係る基準の作成等をそれぞれ追加するとともに、関係業務の主務大臣に内閣総理大臣をそれぞれ追加する。

五、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（6.5.29地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 国民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、行政機関等における更なるデータ連携を推進するとともに、他の法令に基づく許認可の申請等の行政手続においても、登記事項証明書添付をデータ連携によって不要とすることが可能となるよう検討し、必要な措置を講ずること。
- 二 公的基礎情報データベース整備改善計画の作成及び同計画に基づくデータ連携の拡大に際しては、行政機関等が保有する個人情報の利用が際限なく行われることのないよう配慮すること。また、その適正な利用を確保するため、個人情報保護委員会その他の第三者機関の関与について検討すること。

- 三 本法によってベース・レジストリの整備及び運用等をデジタル庁と連携して行うこととなる独立行政法人国立印刷局及び独立行政法人情報処理推進機構に対しては、新たな業務を十分に実施できるよう、必要な支援を行うこと。
- 四 国の情報システムの運用については、マイナンバーと個人情報のひも付け誤りを始めとする個人情報の漏えい事案を起こさないよう、誤操作等の発生を前提としたフルプルーフやフェイルセーフの考え方を徹底し、十分な作業期間の確保等、必要な対策をあらかじめ講ずるなど、万全を期すること。
- 五 偽造されたマイナンバーカードの券面を用いた成り済ましを防ぐため、対策の周知徹底を図るとともに、厳格な本人確認の確保に必要な措置を早急に講ずること。
- 六 マイナンバー制度による情報連携については、添付書類の提出等を省略できる行政手続を情報連携により事務処理することが、国民の利便性の向上や行政運営の効率化等につながることに鑑み、その実施状況を把握するとともに、地方公共団体の実態に合わせて適切な助言を行う等、実施の推進に必要な支援を行うこと。
- 七 移動端末設備用電子証明書及びカード代替電磁的記録については、我が国で利用されているスマートフォンの機種に速やかに幅広く搭載できるよう、関係事業者との調整を加速化すること。
- 八 移動端末設備用電子証明書又はカード代替電磁的記録が搭載されたスマートフォンの譲渡、機種変更、紛失等に際して、電子証明書等が悪用されることのないような措置を講ずるとともに、失効等に必要な手続等について利用者等に丁寧かつ分かりやすい説明・広報を行うこと。
- 九 オンライン資格確認等システムにおけるスマートフォンの利用については、医療機関等が円滑に対応できるよう、情報の周知に努めるとともに、必要な支援の在り方について検討すること。
- 十 次期マイナンバーカードの券面の検討に当たっては、臓器提供意思表示欄が読みやすいものと及び記入しやすいものとなるよう配慮すること。
- 十一 将来的にマイナンバーカードを物理的なカードとして発行し続けることの必要性について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
右決議する。

再生医療等の安全性の確保等に関する法律及び臨床研究法の一部を改正する法律案（閣法第41号）

（衆議院 6. 5. 21可決 参議院 5. 29厚生労働委員会付託 6. 7本会議可決）

【要旨】

- 本法律案は、先端的な医療技術の研究及び安全な提供の基盤を整備し、その更なる推進を図るため、再生医療等の安全性の確保等に関する法律の適用対象への細胞加工物を用いない遺伝子治療等の追加、認定再生医療等委員会に対する立入検査等の規定の整備、臨床研究法における特定臨床研究の範囲の見直し等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。
- 一、再生医療等の安全性の確保等に関する法律において再生医療等技術とは、人の身体の構造若しくは機能の再建、修復若しくは形成又は人の疾病の治療若しくは予防に用いられることが目的とされている医療技術であって、細胞加工物を用いる医療技術又は核酸等を用いる医療技術のうち、その安全性の確保等に関する措置等を講ずることが必要なものとして政令で定めるものをいうものとする。
 - 二、厚生労働大臣は、再生医療等委員会の認定の申請があった場合において、申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき等に該当するときは、当該認定をしてはならないものとする。
 - 三、厚生労働大臣は、認定再生医療等委員会の審査等業務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、認定再生医療等委員会の設置者に対し、立入検査等を行うことができるものとする。
 - 四、特定臨床研究及び再生医療等技術の対象から、製造販売の承認を受けている等の医薬品等を、人の生命及び健康に影響を与えるおそれが当該承認等に係る用法等と同程度以下のものとして厚生労働省令で定める用法等で用いるものを除く。
 - 五、臨床研究法において臨床研究とは、医薬品等を人に対して用いることにより、当該医薬品等の有効性又は安全性を明らかにする研究をいい、当該医薬品等を人の疾病の診断、治療若しくは予

防のため又は人の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすために用いる場合において、当該医薬品等の有効性又は安全性を明らかにするために追加的に必要となる検査その他の行為（当該人の心身に著しい負担を与えるものとして厚生労働省令で定めるものに限る。）を行うものを含むものとする。

六、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第42号）

（衆議院 6.5.28可決 参議院 6.3環境委員会付託 6.12本会議可決）

【要旨】

本法律案は、パリ協定に基づく我が国の温室効果ガス削減目標の確実な達成を図るため、我が国と他の締約国との二国間の取決めにに基づく温室効果ガス排出削減量の主務大臣による記録、保有、移転等に関する規定を整備するほか、市町村等の認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画の実施に係る特例措置の拡充等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、主務大臣は、二国間の取決めにに基づく国際温室効果ガス排出削減等協力事業を実施しようとする者から提出された事業設計書等の内容を確認するとともに、相手国の権限ある当局と協議し、同意があった場合は、速やかに当該国際温室効果ガス排出削減等協力事業を実施しようとする者に通知するものとする。
- 二、主務大臣は、一の通知を受けた排出削減等協力事業者から提出された国際協力排出削減量の増加の記録についての申請書の内容を踏まえ、相手国の権限ある当局と協議し、同意があった場合は、三の国際協力排出削減量口座簿の口座に当該国際協力排出削減量の増加の記録をすることができる。
- 三、主務大臣は、国際協力排出削減量口座簿を作成し、国際協力排出削減量の取得、保有及び移転を行うため、政府保有口座及び法人等保有口座を開設するものとする。
- 四、主務大臣は、指定実施機関に一、二及び三の主務大臣の事務の全部又は一部を行わせることができる。なお、指定実施機関の指定は、全国に一を限り、当該事務を行おうとする者の申請により行う。
- 五、共同して地方公共団体実行計画を策定する都道府県及びその区域内の市町村は、当該地方公共団体実行計画において促進区域等の地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めることができる。この場合において、複数市町村にわたる地域脱炭素化促進事業計画の認定は当該都道府県が行う。
- 六、市町村等の認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画の実施に係る特例措置に、宅地造成及び特定盛土等規制法の許可手続を追加する。
- 七、温室効果ガス排出量がより少ない日常生活用製品等の普及促進に関する規定を整備するとともに、環境大臣による地球温暖化防止活動に、生活様式等の改善のための活動の促進に努めることを追加する。
- 八、この法律は、一部を除き、令和7年4月1日から施行する。

【附帯決議】（6.6.11環境委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、地域共生型再生可能エネルギーの導入を促進するため、再生可能エネルギーを導入する促進区域を都道府県と市町村が共同で設定することが可能となる本法の趣旨を踏まえ、地域脱炭素化促進事業制度の活用が進むよう地方公共団体に促すこと。
- 二、地域脱炭素化促進事業の推進に当たり、市町村への財政的・人的な支援及び事業者への優遇措置等を更に強化する方策を検討すること。また、促進区域の設定に関する都道府県基準の策定を促進するため、都道府県に対する支援の充実に努めること。
- 三、「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」の成立を踏まえ、促進区域の設定を行う場合には、民間等による生物の多様性の増進のための活動と再生可能エネルギーの導入との整合を図るとともに、法律の施行状況を踏まえ、地域の環境の保全のため地域脱炭素化促進事業の対象としない区域設定に係る制度の導入を検討すること。
- 四、再生可能エネルギーの導入推進に当たっては、国民生活を圧迫することがないよう配慮すると

- ともに、環境破壊、景観破壊、乱開発を引き起こさぬよう配慮すること。また、太陽光発電設備等の施設の廃止後を見据えた法整備及び災害対策の強化に係る検討を行うこと。
- 五、国際協力排出削減量関係事務を担う指定実施機関の事務の実施については、外交上の情報や企業の技術情報が漏えいすることのないよう留意するとともに、効率的で正確に行われるよう適切な監督を行うこと。
- 六、二国間クレジット制度における特に新しい技術を活用したプロジェクトの組成・実施に当たっては、石炭火力発電の廃止に向けた海外の動向に留意し、パートナー国の脱炭素社会の実現に資するものとなるよう努めること。
- 七、パリ協定に沿って先進国が排出削減の先頭に立ち、世界全体の排出削減に貢献するという考えの下、二国間クレジットの国が決定する貢献のための利用に当たっては、パートナー国の承認を受けること。
- 八、温室効果ガスの排出量の少ない製品・サービスの普及に当たっては、各国でグリーンウォッシュ規制が進んでいる現状を踏まえ基準の統一に向けた検討を行った上で、事業者による算定・表示が進むよう支援をするとともに、国民の意識の醸成に努めること。
- 九、地球温暖化対策に関する国民の意識改革・行動変容につながるよう、幼児期から発達段階に応じたきめ細かな環境教育の機会を設け、地球環境への関心と理解を持ち続けることを促すための環境教育の一層の推進を図ること。
- 十、地球温暖化対策の実施の推進に関する重要事項について調査審議する際には、従来の意見募集などの方法だけでなく、国民理解を充実化させ、行動変革を実現するため、国民の広範な意見を十分に施策に反映できる仕組みを検討すること。また、上述の調査審議のために政府に常設されている審議会等において、将来世代を担う若者の声を反映させる機会を設けること。
- 十一、地球温暖化に伴う気候変動の激化に起因する深刻な影響が頻発する現状に鑑み、気候変動に対する根本的・総合的な対策について省庁横断的に法制度の在り方を検討し、その結果に基づき、法整備その他の所要の措置を講ずること。
- 右決議する。

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律案（閣法第43号）

（衆議院 6.4.2可決 参議院 4.8環境委員会付託 4.12本会議可決）

【要旨】

- 本法律案は、昆明・モントリオール生物多様性枠組の採択を踏まえ、生物の多様性の損失が続いている状況を改善するため、主務大臣による基本方針の策定、事業者等による地域生物多様性増進活動の実施に関する計画の認定、当該認定を受けた者に対する自然公園法による許可の特例等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。
- 一、基本理念として、生物の多様性の増進は、生物の多様性その他の自然環境の保全と経済及び社会の持続的発展との両立が図られ、現在及び将来の国民が豊かな生物の多様性の恵沢を享受することができる、自然と共生する社会の実現を旨として行わなければならないものとする。
- 二、主務大臣（環境大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣）は、地域生物多様性増進活動の促進に関する基本的な方針を定める。
- 三、地域生物多様性増進活動を行おうとする者が作成する増進活動実施計画又は連携地域生物多様性増進活動を行おうとする市町村が地域の多様な主体と連携して作成する連携増進活動実施計画に対し、主務大臣が認定をする制度を設ける。
- 四、主務大臣の認定を受けた者が認定増進活動実施計画又は認定連携増進活動実施計画に従って自然公園法に基づく環境大臣又は都道府県知事の許可を要する行為に該当する行為を行う場合について、同法の許可があったものとみなす等の特例を設ける。
- 五、連携増進活動実施計画の認定を受けた市町村は、活動区域内の土地の所有者等と生物多様性維持協定を締結することができる。公告のあった生物多様性維持協定は、公告後に当該区域内の土地の所有者等となった者に対してもその効力があるものとする。
- 六、主務大臣は、認定等に関する事務の一部を独立行政法人環境再生保全機構に行わせるものとする。
- 七、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で

定める日から施行する。

八、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成22年法律第72号）を廃止し、所要の経過措置を設ける。

【附帯決議】（6.4.11環境委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、生物多様性の増進のための活動の質の維持及び向上につながるよう、本法に基づく地方公共団体や民間の活動に対する財政上及び税制上の支援措置、支援証明書制度の構築など、必要な支援の充実に努めること。
- 二、地域生物多様性増進活動を行おうとする企業、団体、個人が、活動計画の作成や認定申請の手続、活動の長期的な継続等について専門家等による助言を受けられるよう、地方公共団体による地域生物多様性増進活動支援センターの機能の確保を始め中間支援の体制整備に向けた支援を進めること。
- 三、地域の主体的な取組を推進するためには、市町村の役割が重要であることに鑑み、市町村において、本法に基づく取組について体制強化や人材育成が図られるよう必要な支援を行うこと。
- 四、サートイー・バイ・サートイー目標の達成に向けて、陸域・海域ともに、生物多様性の情報と評価を更新し、その重要地域を明らかにし、保護地域やOECMを優先して拡充し、生態系ネットワークの形成に努めること。
- 五、ネイチャーポジティブの実現は、ネットゼロ、サーキュラーエコノミーとの統合的アプローチにより経済・社会的課題の同時解決に資するものであることを踏まえ、これらの関連施策との連携及び両立による相乗効果が発揮されるよう取組を推進すること。また、農業・食料、国土形成、地方創生、エネルギー・経済、教育・研究分野等との連携がネイチャーポジティブの実現のため重要であることから、関係省庁による有機的な連携を強化して推進会議を設置すること。
- 六、企業や市町村等が相互に状況を確認することにより、活動全体の質が向上するよう、認定された活動計画や活動の進捗状況などの公表に努めること。また、申請に係る実施区域において、活動に伴って生物多様性を喪失させることがないよう、実態の把握に努めること。
- 七、サートイー・バイ・サートイー目標の達成及びネイチャーポジティブの実現に向けて、我が国の海域における海洋保護区やOECMの設定が遅れており、一方で、水産資源が減少する漁業の持続可能性や洋上風力などのエネルギー開発の海洋空間利用との調整を図る必要があることから、環境省が主導して関係省庁で連携し、海域の保全の方針を策定すること。
- 八、生物多様性の回復に向けては、各地域の自然的・社会的条件に応じたきめ細かな取組が不可欠であることから、地方環境事務所などにおいて必要な体制を確保しつつ、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略の策定や改定の促進のため、地域の実情に応じて、情報提供等を始めたとした積極的な支援を行うこと。
- 九、企業等による地域における生物多様性の増進のための活動が広く促進されるよう、計画策定に当たっての留意事項や認定基準の考え方を分かりやすく示すとともに、企業、団体、個人、地方公共団体の多様な主体に対して、認定制度の認知や理解の浸透・向上を図ること。
- 十、国際的な情報開示の枠組の進展を踏まえて、我が国の企業に対して、特にサプライチェーン全体を通じた環境負荷の低減に関する情報開示や目標設定への支援を行うこと。
- 十一、生物多様性に対する国民の理解を深めるため、最新の科学的知見や本法に基づく活動状況等について、分かりやすい情報提供等を積極的に行うとともに、生物多様性に関する環境教育を推進すること。

右決議する。

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第44号）（先議）

（参議院 6.4.1内閣委員会付託 4.5本会議可決 衆議院 5.14可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、公益法人は、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実に図るとともに、財務に関する情報の開示その他のその運営における透明性の向上を図るよう努めなければならない。

- 二、公益認定の基準として、各理事について、監事（監事が2人以上ある場合にあっては、各監事）と特別利害関係を有しないものであること、理事のうち1人以上が、当該法人又はその子法人の業務執行理事又は使用人でなく、かつ、その就任の前10年間当該法人又はその子法人の業務執行理事又は使用人であったことがない者であること、監事（監事が2人以上ある場合にあっては、監事のうち1人以上）が、その就任の前10年間当該法人又はその子法人の理事又は使用人であったことがない者であること等を定める。
- 三、公益法人は、収益事業等の内容の変更があったときは、その旨を行政庁に届け出なければならない。
- 四、公益法人は、公益目的事業を行うに当たっては、当該事業に係る収入をその実施に要する適正な費用（当該事業を充実させるため将来において必要となる資金として積み立てる資金を含む。）に充てることにより、内閣府令で定める期間において、その収支の均衡が図られるようにしなければならない。
- 五、遊休財産額の名称を使途不特定財産額と改め、使途不特定財産額の算定対象から公益目的事業継続予備財産（災害その他の予見し難い事由が発生した場合においても公益目的事業を継続的に行うために必要な限度において保有する必要があるものとして内閣府令で定める要件に該当する公益目的事業財産）を除外する。公益法人は、毎事業年度の末日において公益目的事業継続予備財産を保有している場合には、翌事業年度開始後速やかに、当該財産を保有する理由及びその額等を公表しなければならない。
- 六、公益法人は、公益目的事業に係る経理、収益事業等に係る経理及び法人の運営に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならない。ただし、収益事業等を行わない公益法人であって、内閣府令で定める要件に該当するものについては、この限りでない。
- 七、公益法人は、事業報告に、適正な運営を確保するために必要な事項を記載しなければならない。
- 八、行政庁は、この法律等の規定により公益法人から提出を受けた財産目録等を公表するものとする。
- 九、この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（6.4.4内閣委員会議決）

政府は、両法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 公益法人制度及び公益信託制度を中心とした民間による公益活動の一層の活性化のため、両法の趣旨、新たな税制措置の内容等について、関係者を始め広く国民に対し周知徹底を図るとともに、社会経済情勢の変化等を踏まえ、両法施行後5年を目途としてそれぞれ必要な見直しを行うこと。
- 二 過去に公益法人の不祥事が相次いだことに鑑み、不適切な事案に対する行政庁による監督等を厳格に行うとともに、公益信託に対する監督等についても公益法人と共通の行政庁が担う制度と改めることを踏まえ、両制度に係る監督等が透明性を確保しつつ迅速かつ的確に実施されるよう、体制の充実に努めること。
- 三 公益法人の財務規律に係る判定、公益信託の認可等について、全国を通じて統一かつ透明性の高いものとするために、都道府県に対して情報提供等を行うなど必要な措置を講ずること。
- 四 公益法人における財務情報の開示、自律的なガバナンスの充実等に係る措置の実施に伴う事務手続や人材確保等について、小規模の公益法人等に対し必要な支援に努めること。
- 五 改正後の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づく内閣府令等の策定に当たっては、公益法人の関係者を含め広く国民から意見を聴取し、運営実態等を十分踏まえること。
- 六 既存の公益信託の新たな制度への円滑な移行が図られるよう、公益信託の関係者の意向や運営実態等を十分踏まえ、適切な措置を講ずること。
- 右決議する。

公益信託に関する法律案（閣法第45号）（先議）

（参議院 6.4.1内閣委員会付託 4.5本会議可決 衆議院 5.14可決）

【要旨】

本法律案は、公益信託ニ関スル法律の全部を改正するものであり、その主な内容は次のとおりで

ある。

- 一、公益信託（この法律の定めるところによりする受益者の定めのない信託であつて、公益事務を行うことのみを目的とするものをいう。）は、行政庁（公益事務を行う区域等に応じ、内閣総理大臣又は都道府県知事とする。）の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 二、公益信託の認可の基準として、公益信託の受託者が公益信託に係る信託事務（以下「公益信託事務」という。）を適正に処理するのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること、公益信託の信託管理人が受託者による公益信託事務の適正な処理のため必要な監督をするのに必要な能力を有するものであること、当該公益信託の目的とする公益事務と類似の公益事務をその目的とする他の公益信託の受託者等又は国若しくは地方公共団体を帰属権利者とする旨を信託行為に定めているものであること等を定める。
- 三、公益信託の変更等は、一定の場合を除き、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 四、公益信託事務に係る財務規律として、公益信託事務の収入及び費用、使途不特定財産額の保有の制限等の規定を定める。
- 五、財産目録等の備置き及び閲覧等について、公益信託の受託者は、毎信託事務年度開始の日の前日までに、当該信託事務年度の事業計画書、収支予算書等を作成し、当該信託事務年度の末日までの間、当該書類をその住所に備え置かなければならない等の規定を定める。
- 六、公益信託の監督について、公益信託の受託者に対する行政庁による報告徴収、立入検査、勧告、命令、認可の取消し等の規定を定める。
- 七、内閣総理大臣は、公益信託の認可の申請に対する処分等をしようとする場合には、一定の事由の有無に係るもの等を除き、許認可等行政機関の意見を付して、公益認定等委員会に諮問しなければならない。公益認定等委員会への諮問等に関する規定は、行政庁が都道府県知事である場合について準用する。
- 八、この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（6.4.4内閣委員会議決）

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第44号）と同一内容の附帯決議が行われている。

総合法律支援法の一部を改正する法律案（閣法第46号）（先議）

（参議院 6.4.8法務委員会付託 4.12本会議可決 衆議院 4.18可決）

【要旨】

本法律案は、犯罪被害者等の支援に関する施策を一層推進する観点から、日本司法支援センターの業務として、一定の被害者等を包括的かつ継続的に援助するために必要な法律相談を実施する業務及び契約弁護士等に必要な法律事務等を取り扱わせる業務を追加しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、犯罪被害者等支援弁護士制度の創設

故意の犯罪行為により人を死亡させた罪若しくは不同意わいせつの罪、不同意性交等の罪等の被害者等又は人の生命若しくは心身に被害を及ぼす罪として政令で定めるものの犯罪行為により被害者が政令で定める程度の被害を受けた場合における当該犯罪行為の被害者等であつて、当該被害に係る刑事手続への適切な関与又は損害若しくは苦痛の回復若しくは軽減を図るための訴訟その他の手続の準備及び追行に必要な費用の支払によりその生活の維持が困難となるおそれがあるものを包括的かつ継続的に援助するため、必要な法律相談を実施するとともに、契約弁護士等に必要な法律事務等を取り扱わせる。

二、業務方法書の記載事項

日本司法支援センターが一の業務開始の際に作成する業務方法書に記載すべき事項について所要の規定を設ける。

- 三、本法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。また、本法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行う。

【附帯決議】（6.4.11法務委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）が本法において定められた犯罪被害者等支援弁護士制度に係る業務を遅滞なく開始し、その目的を十分に果たすことができるよう、必要な予算の確保及び体制の整備に努めること。
- 二 犯罪被害者等が、適切な支援を利用し、迅速かつ円滑に被害を回復することができるよう、本法の趣旨並びに関係府省庁及び法テラスが実施する犯罪被害者等支援施策の全体像について十分な周知広報に努めること。
- 三 犯罪被害者等支援施策には様々な実施主体による多様な支援があること、犯罪被害者等に対し被害直後から包括的かつ継続的な支援を行う必要があることなどを踏まえ、各犯罪被害者等支援施策を実施する関係機関の緊密な連携体制を構築するよう努めること。
- 四 あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現するため、全国的なバランスを踏まえながら、犯罪被害者等支援業務を行う契約弁護士等の数及び質の確保に努めること。
- 五 犯罪被害者等に対する包括的かつ継続的な援助を速やかに実現するため、本法の運用に係る政省令の策定等に向けた取組を直ちに行うこと。
- 六 犯罪被害者等に対する支援の実施に当たっては、支援が必要な者に適切な支援がなされるよう、犯罪被害者等支援弁護士制度の対象者の該当性を適切に判断するとともに、費用負担を求める基準及びその負担額を定めるに当たっては、同制度の利用を必要とする犯罪被害者等がその利用を躊躇することのないようにすること。
- 七 犯罪被害者等支援弁護士制度の対象者として、異性であるか同性であるかを問わず、犯罪被害者と事実上婚姻関係と同様の事情にある者を加えることについて、犯罪被害給付制度に係る令和6年3月26日付け最高裁判決の趣旨及び現行の犯罪被害者等支援施策全体の動向等を踏まえて、検討すること。
右決議する。

民法等の一部を改正する法律案（閣法第47号）

（衆議院 6.4.16修正議決 参議院 4.19法務委員会付託 5.17本会議可決）

【要旨】

本法律案は、子の権利利益を保護する観点から、父母が離婚した場合にその双方を親権者と定めることができるようにする等の規定の整備等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、民法の一部改正

- 1 親権は子の利益のために行使しなければならないこと、親権は、その一方のみが親権者であるとき、他の一方が親権を行うことができないとき、子の利益のため急迫の事情があるとき以外は、父母が共同して行うこと、双方が親権者であるときでも監護及び教育に関する日常の行為は単独でできること等について所要の規定を設ける。
 - 2 協議上の離婚をするときは、その協議で父母の双方又は一方を親権者と定めること、裁判上の離婚の場合には、裁判所は、父母の双方又は一方を親権者と定め、子の利益を害するときは一方を親権者と定めなければならないとするほか、子の利益のために必要があると認めるときは親権者を変更できるとすること等について所要の規定を設ける。
 - 3 子の監護の費用の先取特権、子の監護に要する費用の分担についての定めがなく協議上の離婚をした場合における子の最低限度の生活の維持に要する費用の請求等について所要の規定を設ける。
- 二、民事執行法を一部改正し、扶養義務等に係る債権に基づく民事執行において、1回の申立てにより複数の手続を連続的に行うことができる旨の規定を設ける。
- 三、人事訴訟法及び家事事件手続法を一部改正し、人事訴訟、家事審判及び家事調停の手続において、裁判所が当事者に対し収入や財産に関する情報開示を命ずるための規定、裁判所が当事者に対し親子交流の試行的実施を促すための規定等を設ける。
- 四、この法律は、原則として、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、子の監護に必要な事項の定めに関する広報啓発、親権者の定め方等の国民への周知、施行後5年を目途とする父母の離婚後の子の養育に係る制度及び支援施策の在り方等の検討等を附則に追加する修正が行われた。

【附帯決議】（6.5.16法務委員会議決）

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 施行後の本法の運用状況について公表するとともに、諸外国における子の養育に関する法制の動向等も踏まえ、本法による改正後の家族法制による子の利益の確保の状況、親権者の指定等における父母の真意の反映の程度、DVや児童虐待等を防止して親子の安全・安心を確保するものとなっているか等について不断に検証し、必要に応じて法改正を含むさらなる制度の見直しについて検討を行うこと。
- 二 法務省及び最高裁判所は本改正に係る国会審議において、特に、①合意がない場合に父母双方を親権者としてすることへの懸念、②親権者変更、③子の居所指定、④過去のDV・虐待の取扱いについての対応、⑤DV・虐待のおそれに関する質疑があったことを含めて、立法者の意思に係るものとして、父母の協議や裁判所における判断に当たって十分理解されるよう、その内容の周知に最大限努力を尽くすものとする。
- 三 子の権利利益を保護するための父母の責務の明確化等の本法の趣旨及び国会審議も含めたその内容について、国民、関係府省庁はもとより、児童扶養手当等の事務を行う地方公共団体及び共同親権の導入により大きく影響を受ける学校及び病院を始めとした関係機関等に正確に伝わるよう、周知広報の徹底に努めること。特に、親権の単独行使の対象となる民法第824条の2各項の「急迫の事情」、「監護及び教育に関する日常の行為」、「特定の事項」及び第766条第1項の「子の監護の分掌」等の概念については、その意義及び具体的な類型等をガイドライン等により明らかにすること。ガイドラインの策定等に当たり、DV・虐待などに係る知見等を踏まえることや、DV被害者等の意見を参考にすること。
- 四 改正内容の周知に当たっては、親権の行使を受ける側、特に医療や教育など、それぞれの場において適切な処理がなされるよう、分野ごとに個別に必要な取組を行うこと。また、当局からの情報提供に当たっては、Q&A方式等、受け手に分かりやすく伝わりやすい工夫を心掛けるとともに、国民の疑問等に答えられるよう留意すること。
- 五 子の利益の確保の観点から、本法による改正後の家族法制による子の養育に関する事項の決定の場面において子自身の意見が適切に反映されるよう、専門家による聞き取り等の必要な体制の整備、弁護士による子の手続代理人を積極的に活用するための環境整備のほか、子が自ら相談したりサポートが受けられる相談支援の在り方について、関係府省庁を構成員とする検討会において検討を行うこと。
- 六 父母の別居や離婚に伴う子の養育をめぐる事件の審理に関し、特に子の権利利益を保護する観点に留意し、子の安全や安心、適時な親権行使の確保への配慮のほか、当事者、特に子の意見を適切に聴取しこれを尊重することを含め適切な審理運営がされるよう必要な研修その他の取組を行うこと。
- 七 離婚後の養育費の受給や親子交流等が適切に実施されるよう、我が国における養育費・親子交流等に関する実状調査のほか、諸外国における運用状況に関する調査研究等も踏まえ、養育費・婚姻費用について裁判実務で用いられている標準算定表を参照して取り決められる額が適正なものとなるための配慮等を含め、国自らによる取組の在り方に加え、民間の支援団体や地方公共団体の取組等への支援の在り方について検討を行うこと。また、公的機関による養育費の立替払い制度など、養育費の履行確保のさらなる強化について検討を深めること。
- 八 父母による子の養育が互いの人格の尊重及び協力関係のもとで適切に進められるよう、父母の一方及び子に不相当な負担や心理的負荷を生じさせないことを確保しつつ、離婚前後の子の養育に関する講座の受講や共同養育計画の作成を促進するための事業に対する支援、ADRの利便性の向上など、関係府省庁及び地方公共団体等と連携して必要な施策の検討を図ること。
- 九 改正法により家庭裁判所の業務負担の増大及びDV・虐待のある事案への対応を含む多様な問題に対する判断が求められることに伴い、①家事事件を担当する裁判官、家事調停官、家庭裁判所調査官等の裁判所職員の増員、②被害当事者及び支援者の協力を得ることなどにより、DV・虐待加害者及び被害者の心理の理解を始めとする適切な知見の習得等の専門性の向上、③調停室

や児童室等の増設といった物的環境の充実、オンラインによる申立てやウェブ会議の利用の拡大等による裁判手続の利便性の向上、子が安心して意見陳述を行うことができる環境の整備など、必要な人的・物的な体制の整備に努めること。

十 司法手続における利用者負担の軽減を図るため、法テラスによる民事法律扶助、DV等被害者法律相談援助や地方公共団体における支援事業など、関係機関との連携を一層強化し、必要な施策の充実に努めること。

十一 DV及び児童虐待が身体的な暴力に限られないことに留意し、DVや児童虐待の防止に向けて、リスクアセスメントも活用しつつ、被害者支援の一環としての加害者プログラムの実施の推進を図ることを含め、当委員会での確認事項を反映させた上で関係機関と連携して被害者の保護・支援策を適切に措置すること。また、居住地や勤務先・通学先等が加害者に明らかになること等によるDV被害や虐待の継続、SNSなどインターネット上の誹謗中傷や濫訴等の新たな被害の発生を回避するための措置を検討すること。

十二 親権者の指定や親子交流等が子の利益のため適切に行われるようにするため、DV及び児童虐待の被害又はそれらのおそれの有無についての認定が適切に行われるよう、必要な研修その他の取組を行うこと。また、父母が互いの親子交流を尊重し、これを妨げる行為を防止する措置等について検討すること。

十三 本法により離婚時の財産分与に係る請求期限が2年から5年となることを踏まえ、2年となっている離婚時の年金分割に係る請求期限の延長について早急に検討を行うこと。

十四 本法の下で新たな家族法制が円滑に施行され、子の利益を確保するための措置が適切に講じられるよう、関係府省庁等が連携して必要な施策を実施するための関係府省庁の連絡会議を設置するなどの体制整備を進めること。また、本法の施行に伴い、税制、社会保障制度、特に、児童の健全育成、子育てを支援する児童福祉を始めとする社会福祉制度等への影響がある場合には、子に不利益が生じることがないように、関係府省庁が連携して必要な対応を行うこと。

十五 改正法が国民生活へ多大な影響を与えることに鑑み、本法の施行に先立って、子の利益の確保を図るために必要な運用開始に向けた適切な準備を丁寧に進めること。

右決議する。

農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律案（閣法第48号）

（衆議院 6. 5. 23可決 参議院 5. 29農林水産委員会付託 6. 14本会議可決）

【要旨】

本法律案は、農業の生産性の向上を図るため、スマート農業技術の活用の促進に関する基本理念等を定めるとともに、スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う農産物の新たな生産方式を導入する事業活動（以下「生産方式革新事業活動」という。）の実施に関する計画並びにスマート農業技術等の開発及びその成果の普及を行う事業（以下「開発供給事業」という。）の実施に関する計画の認定制度を設け、これらの認定を受けた者に対する支援等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、スマート農業技術の活用の促進に関する基本理念等

基本理念として、生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進を図ることを定めた上で、国の責務として、スマート農業技術の活用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施すること等を定めることとし、農林水産大臣は、生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進に関する基本方針を定めることとする。

二、生産方式革新実施計画の認定等

生産方式革新事業活動を行おうとする農業者等は、生産方式革新事業活動の実施に関する計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができることとする。

生産方式革新実施計画の認定を受けた農業者等に対しては、株式会社日本政策金融公庫による貸付けの特例のほか、農地法等に基づく手続の簡素化等の措置を講ずることとする。

三、開発供給実施計画の認定等

開発供給事業を行おうとする者は、開発供給事業の実施に関する計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができることとする。

開発供給実施計画の認定を受けた者に対しては、株式会社日本政策金融公庫による貸付けの特例のほか、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の研究開発設備等の供用、航空法に基づく無人航空機の飛行の手続の簡素化等の措置を講ずることとする。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内で政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】（6.6.13農林水産委員会議決）

基幹的農業従事者数が今後20年間で4分の1にまで急減することが見込まれる中、農業の持続的な発展及び国民に対する食料の安定供給を確保することが重要な課題となっている。このため、スマート農業技術を開発し、生産現場に効果的に導入するための措置を講ずる等、スマート農業技術の活用を促進することで、生産性の向上を図ることが求められる。

よって、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 スマート農業技術の活用の促進に係る基本方針の策定に当たっては、中小家族経営や中山間地域等の条件不利地を含めた農業者の生産性の向上に寄与するものとなるよう考慮すること。
- 二 食品等事業者が関与する生産方式革新事業活動については、農業者等の主体性が損なわれることがないようにするとともに、国産農産物の利用の拡大に資するものとなるよう配慮すること。
- 三 スマート農業技術の活用が適切に促進されるよう、高齢者を含む農業者に対してスマート農業技術の有用性ととともに、導入による経営への影響についても丁寧に説明すること。
- 四 スマート農業技術をより効果的に活用できるよう、農業者を始めとする幅広い関係者の人材育成を支援すること。
- 五 スマート農業技術の活用の促進に向けて、生産及び開発供給現場の取組を支援するための十分な予算を確保すること。特に、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構による施設の供用や専門家の派遣等は、開発供給事業の推進に大きく寄与することから、同機構の施設や人員を充実させること。

右決議する。

漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第49号）

（衆議院 6.6.6可決 参議院 6.13農林水産委員会付託 6.19本会議可決）

【要旨】

本法律案は、特に厳格に漁獲量の管理を行うべき水産資源について、個体の数等の報告並びに船舶等の名称等の記録の作成及び保存を義務付けるとともに、水産物の販売等の事業を行う者による情報の伝達を義務付ける事項の拡充等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、漁業法の一部改正

- 1 特定水産資源のうち、個体の経済的価値が高く、かつ、特に厳格な漁獲量の管理を行う必要があると認められるものとして農林水産省令で定めるもの（以下「特別管理特定水産資源」という。）の採捕をする者は、採捕をした個体の数、漁獲量等を農林水産大臣又は都道府県知事に報告するとともに、採捕に係る船舶等の名称、個体ごとの重量等に関する記録を作成し、保存しなければならないこととする。
- 2 特別管理特定水産資源に係る報告義務違反に対する罰則を強化することとする。

二、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部改正

- 1 現行の特定第1種水産動植物を特定第1種第1号水産動植物とし、漁業法に規定する特別管理特定水産資源等を特定第1種第2号水産動植物と定義することとする。
- 2 特定第1種第2号水産動植物の採捕の事業を行う者及び特定第1種水産動植物等取扱事業者は、特定第1種第2号水産動植物等について他の特定第1種水産動植物等取扱事業者への譲渡し等をするときは、採捕に使用した船舶等の名称、重量等を当該相手方に伝達しなければならないこととする。
- 3 特定第1種水産動植物等取扱事業者は、特定第1種第2号水産動植物等について他の特定第1種水産動植物等取扱事業者との間での譲渡しをしたとき等は、その名称、重量又は数量、譲

渡し等をした年月日等の事項の記録を作成し、保存しなければならないこととする。

- 4 特定第1種水産動植物等取扱事業者は、農林水産大臣等が交付する適法漁獲等証明書を添付してあるものでなければ、特定第1種第2号水産動植物等を輸出してはならないこととする。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内で政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】（6.6.18農林水産委員会議決）

漁獲量が長期的な減少傾向にある中、将来にわたって持続的な水産資源の利用を確保するためには、適切な資源管理を進めることが重要である。不適切な流通事案の再発防止、我が国の資源管理制度に対する国際的な信用の回復に向けて、漁業者を始めとした関係者の理解と協力を得て今般の法改正を実効性あるものにする必要がある。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 特別管理特定水産資源を農林水産省令で定めるに当たっては、我が国水産業の実情を踏まえ、漁業者・漁業協同組合及び流通・加工業者の経営並びに地域経済に及ぼす影響について十分に配慮すること。
 - 二 資源管理に取り組む漁業者の経営への影響を最小化するため、漁業収入安定対策事業やクロマグロ資源管理促進対策の更なる充実・強化に努めること。
 - 三 特定第1種第2号水産動植物等の譲渡し等の際に採捕に係る船舶等の名称、個体の重量等を記録・保存・情報伝達する制度の運用に当たっては、現場の関係者の過度な負担とならないよう、情報通信技術の活用等の促進その他の必要な支援を行うこと。
 - 四 北太平洋まぐろ類国際科学委員会の資源評価を踏まえ、中西部太平洋まぐろ類委員会北小委員会等において、太平洋クロマグロの漁獲枠の拡大に向けて精力的に交渉を進めること。
 - 五 国際社会においてIUU（違法・無報告・無規制）漁業撲滅の実行が求められており、水産物輸入大国である我が国として、国際的なIUU漁業対策において積極的に役割を果たすとともに、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の適正な運用等を通じて、違法漁獲物の流通を防止すること。
 - 六 広域漁業調整委員会指示による遊漁者のクロマグロの採捕の規制について、遊漁者への一層の周知を図ること。
- 右決議する。

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第50号）

（衆議院 6.3.26可決 参議院 4.1農林水産委員会付託 4.5本会議可決）

【要旨】

本法律案は、経済連携協定の締結等により農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化による影響が継続している状況を踏まえ、特定農産加工業者の経営の改善を引き続き促進するため、現行法の有効期限を5年間延長するとともに、輸入原材料の価格水準の上昇等によりその調達が困難となっている状況を踏まえ、原材料の調達の安定化を図るための支援措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、特定農産加工業経営改善臨時措置法の有効期限を5年間延長し、令和11年6月30日までとすることとする。
- 二、特定農産加工業として、小麦、大豆その他の世界的規模の需給のひっ迫による価格の高騰その他のその輸入に係る事情の著しい変化がある農産物として定められたもの（以下「指定農産物」という。）又はこれを使用して生産された農産加工品（以下「指定農産物等」と総称する。）を原材料として使用する農産加工業であって、当該輸入に係る事情の著しい変化により、当該事業を行う相当数の事業者の事業活動に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる業種を追加することとする。
- 三、特定農産加工業者（二の業種に属する事業を行う者に限る。）等は、調達先としての指定農産物の生産地の変更、代替原材料の使用、原材料たる指定農産物等の効率的な使用、新商品又は新技術の研究開発又は利用、原材料たる指定農産物等又は代替原材料の保管その他の原材料の調達の安定化を図るための措置（以下「調達安定化措置」という。）に関する計画を作成し、これを

農林水産大臣に提出して、当該計画が適当である旨の承認を受けることができることとする。

四、株式会社日本政策金融公庫は、三の承認を受けた者が当該承認に係る計画に従って調達安定化措置を行うのに必要な資金のうち、新商品若しくは新技術の研究開発若しくは利用（これらのために施設の改良等を行うものに限る。）に必要なもの又は調達先としての指定農産物の生産地の変更等に必要な施設の改良等に必要なものの貸付けの業務を行うことができることとする。

五、この法律は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、一の改正規定は、公布の日から施行することとする。

【附帯決議】（6.4.4農林水産委員会議決）

特定農産加工業経営改善臨時措置法は、昭和63年の牛肉・かんきつに係る日米合意等により影響を受ける特定農産加工業に対する措置として制定されたものである。以降、本制度は、特定農産加工業に対する重要な支援措置として活用されてきたものの、経済連携協定の締結等により農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化による影響が継続していることや輸入原材料の価格水準の高騰によりその調達が困難となっていることなどにより、農産加工業は厳しい経営環境に置かれている。

よって、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 農産加工業の厳しい経営環境に対処し、その経営体質の強化を図るため、農産加工業の振興に努めること。その際、原材料の安定供給が不可欠である中、輸入原材料については価格高騰に加え安定調達リスクが増大していることに鑑み、これまで以上に国内農業の振興を通じた国産原材料の安定供給と国産農産物の使用の拡大により、食料安全保障の強化に資するよう、必要な措置を講ずること。

二 農業及び農産加工業の健全な発展に資するという本制度の目的が十分発揮されるよう、本制度と農産物に係る支援制度等の関連施策との有機的連携に配慮しながら、不断に制度の評価・検証を実施し、その結果を踏まえ、適時適切に制度の拡充その他の必要な措置を講ずること。

三 今後の経済連携協定の締結等が我が国の農産加工業に与える影響に即応して対象業種及び関連業種を定めるなど本制度の適切かつ弾力的な運用に努めるとともに、世界的規模の需給のひっ迫により価格が高騰している農産物又はこれを使用して生産された農産加工品を原材料として使用している農産加工業については、輸入価格水準の上昇・高止まりの影響の程度を踏まえ、的確に対象業種を定めること。

四 小麦、大豆等の世界的規模の需給のひっ迫による価格高騰などの輸入に係る事情の著しい変化により事業活動に支障を生じ、又はそのおそれがある事業者に対し、本法施行までの間に、本法に基づく原材料の調達の安定化を図るための新たな支援措置の内容を周知すること。

五 東日本大震災や令和6年能登半島地震を始めとする大規模災害の被災地において農産加工業の振興を図ることにより、地域農業の復興や雇用の維持・拡大に努めること。

右決議する。

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第51号）

（衆議院 6.5.23可決 参議院 5.27国土交通委員会付託 6.7本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一 建設業者は、正当な理由がある場合を除き、通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする建設工事の請負契約を締結してはならないこととする。また、建設業者は、通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする建設工事の請負契約を締結してはならないこととする。

二 建設業者は、建設工事の請負契約締結に際し、材料費等を記載した見積書を作成するよう努めるとし、材料費等の額は、通常必要と認められる額を著しく下回るものであってはならないこととする。また、建設工事の注文者は、同見積書を交付した建設業者に対し、通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回ることとなるような変更を求めてはならないこととし、これに違反して契約を締結した発注者に対し、国土交通大臣等は、特に必要があると認めるときは必要な勧告等を行うことができることとする。

三 建設業者は、その請け負う建設工事について、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発

生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、注文者に対してその旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならないこととする。また、当該通知をした建設業者は、請負契約の締結後、当該通知に係る事象が発生した場合には、注文者に対して工期の変更、工事内容の変更又は請負代金の額の変更についての協議を申し出ることができることとし、当該協議の申出を受けた注文者は、正当な理由がある場合を除き誠実に当該協議に応ずるよう努めることとする。

四 工事現場ごとに監理技術者等を専任で置くべき建設工事について、監理技術者等が当該建設工事の工事現場の状況の確認等の職務を情報通信技術の利用により行うため必要な措置が講じられる等の要件に該当する場合には、当該監理技術者等の専任を要しないこととする。

五 中央建設業審議会は、建設工事の労務費に関する基準を作成し、その実施を勧告できることとする。

六 施工体制台帳を作成するべき公共工事において、発注者が当該施工体制を情報通信技術を利用する方法により確認できる場合には、建設業者において施工体制台帳の写しの提出を要しないこととする。

七 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】（6.6.6国土交通委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 建設技能者の賃金水準の向上の観点から、その実態把握に努め、建設工事の労務費に関する基準が適切に設定されるよう努めるとともに、下請事業者まで適正な労務費が確保されるよう、民間発注者からの理解も得られるように積極的に働きかけ、周知徹底を図ること。また、そのために、建設業者による材料費等記載見積書及び労務費に関する基準の活用を促進すること。

二 建設技能者への適切な賃金の支払いをデジタル技術の活用などにより確認する仕組みの検討を進め、建設技能者の賃金水準について、可及的速やかに全産業平均並みへの引上げを達成するとともに、全産業を上回る賃金上昇率についても、可能な限り前倒しで達成できるよう必要な措置を講ずること。

三 資材価格高騰等による労務費へのしわ寄せを防ぐ観点から、建設業者による労務費等の内訳明示や適切な価格転嫁のための請負代金額等に影響を及ぼすリスク情報の通知といった新たな制度に基づく取組が進むよう、発注者から下請事業者まで建設工事請負契約の当事者に理解しやすく制度を周知するとともに、雛形やガイドラインの策定等により円滑に導入できる環境を整備すること。

四 注文者の地位の優越により、立場の弱い建設業者が価格高騰等に伴う不利益やリスクを一方的に被ることがないよう、独占禁止法に基づく適切な措置等、実効性のある対策を講ずること。

五 労務費を著しく低く見積ることなどによるダンピングや賃金上昇の妨げとなる不適切な契約を是正するため、建設Gメンの機能や体制を一層強化するとともに、国土交通省のほか、公正取引委員会や厚生労働省、中小企業庁といった関係機関が一丸となり、監視や指導を徹底すること。また、どのような行為が指導等の対象となるのか、受発注者に事例等を示し、取引適正化に係る取組の実効性を担保すること。

六 労働者の有する知識、技能等についての公正な評価に基づいた適正な賃金の支払いを実現するよう、労働者の適切な処遇の確保のために講じられた措置の実態を広く把握した上で公表し、必要に応じて建設業者を指導するとともに、建設キャリアアップシステムの就業履歴の蓄積や能力評価判定を推進するための必要な施策を講ずること。

七 建設現場で工事に従事する者が週休2日を確保できる工期の設定が民間工事においても実現されるよう、下請事業者の実態や契約変更を含む建設工事の請負契約の締結状況を十分に調査し、その結果を踏まえ、工期に関する基準の在り方の見直しなど必要な施策を講ずること。特に、後工程を担う設備工事業等にしわ寄せが及びやすい実態に鑑み、前工程で工程遅延が発生し適正な工期が確保できなくなった場合には、当事者が対等な立場で遅延理由を明らかにし、工期や請負代金額の変更を協議できるよう必要な対策を講ずること。あわせて、週休2日の確保が賃金に与える影響を把握し、収入の減少につながらないよう必要な取組に努めること。

- 八 本法の施行に伴い適正な工期や請負代金額の設定が図られることにより、工期の長期化や費用の負担増が生じ得ることについて、産業界や労働界といった実務に携わる者の意見を広く聴取した上で、国民全体の理解を得る取組を推進すること。
- 九 技術者の専任要件については、建設工事の適正な施工が確保されることを前提にしつつ、建設工事に関する技術の進展や関係団体の意見も踏まえて、必要に応じて見直しを行うこと。
- 十 建設業では、就業者の高齢化が進行しており、将来を担う若年入職者の確保及び定着が喫緊の課題であることから、いわゆる３Ｋ職場のイメージを払拭し、建設業を若者から選ばれる魅力的な産業とするために、ＩＣＴを活用するなど、長時間労働の是正といった働き方改革などに必要な取組の一層の強化を官民一体となって進めること。
- 十一 外国人労働者も含めた建設業に従事する全ての労働者の賃金水準が適正なものとなるよう努め、建設業における外国人労働者の増加が、業界全体の賃金水準の底上げに影響を及ぼさないようにすること。
- 右決議する。

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第52号）（先議）

（参議院 6. 4. 1国土交通委員会付託 4. 5本会議可決 衆議院 5. 30可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正
- 1 国土交通大臣及び厚生労働大臣は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針を定めなければならないこととする。
 - 2 賃貸住宅に日常生活を営むのに援助を必要とする住宅確保要配慮者を入居させ、訪問等によりその心身及び生活の状況を把握し、その状況に応じた利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他住宅確保要配慮者の生活の安定を図るために必要な援助を行う事業を実施する者が作成・申請した当該事業に関する計画を、福祉事務所を設ける市区町村の長等が認定する制度を創設することとする。
 - 3 生活保護の実施機関は、2の認定を受けた一定の事業者から当該認定に係る賃貸住宅に入居する被保護者の住宅扶助費の代理納付を希望する旨の通知を受けたときは、原則、代理納付を行うこととする。
 - 4 住宅確保要配慮者居住支援法人が行う業務として、賃借人である住宅確保要配慮者からの委託に基づき、当該住宅確保要配慮者が死亡した場合における賃貸借契約の解除並びに居住していた住宅及びその敷地内に存する動産の保管、処分その他の処理を行うこと等を追加することとする。
 - 5 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居に資する家賃債務の保証に関する業務を行う者を国土交通大臣が認定する制度を創設することとする。
 - 6 地方公共団体は、単独で又は共同して、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者により構成される住宅確保要配慮者居住支援協議会を置くように努めなければならないこととする。
- 二 高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正
- 終身賃貸事業に係る都道府県知事の認可手続において、事業認可申請書の記載事項として賃貸住宅の位置等を不要とすること等により、当該事業に用いる賃貸住宅を特定することを要しないこととする。
- 三 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】（6. 4. 4国土交通委員会議決）

- 政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。
- 一 我が国の住宅セーフティネットの根幹である公営住宅を始めとする公的賃貸住宅政策について、本法による住宅セーフティネット機能の強化と併せ、引き続き着実に推進するとともに、そ

- の充実に努めること。また、十分に活用されていない公的賃貸住宅等のストックの積極的な活用を図るとともに、そのために必要な改修費等の財源の確保を図ること。
- 二 国及び地方公共団体のそれぞれにおいて、住宅部局、福祉部局、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者、住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者等の関係者間の連携を強化しつつ、主体的に住宅確保要配慮者に対する居住支援の取組を進めるとともに、その充実が図られるよう、所要の措置を講ずること。
- 三 低額所得者等にあっても本法に基づく制度が円滑に利用できるよう、利用者の経済的負担の軽減に資する家賃低廉化補助等の支援について、拡充や運用の柔軟化等、更なる活用を推進するための措置を講ずるとともに、居住支援の現場において関連する福祉制度や地方公共団体の取組等が十分に活用されるようにするための所要の措置を講ずること。
- 四 住宅確保要配慮者は住宅だけではなく複合的な課題を抱えている場合も多く、その居住支援に当たっては住宅と福祉の双方に関する知識が求められることから、居住支援に携わる者や関連する福祉関係の相談機関・専門職種の者等に対する各種制度の周知や研修の充実等を図ること。
- 五 本法に基づく居住安定援助計画の認定制度がいわゆる貧困ビジネスなどに悪用されることがないよう、その認定の基準等を省令で定めるに当たっては、有識者や現場関係者等の意見を十分に踏まえ、適切な基準等を設定するとともに、地方公共団体における計画の認定やその取消しを含む認定事業者等に対する監督の厳正かつ適切な実施を図るため、万全の措置を講ずること。
- 六 本法による住宅確保要配慮者居住支援法人の業務の拡大や指定の基準の整備等に伴い、既存の支援法人の業務運営に支障を来することがないように、指定の基準等を省令で定めるに当たっては、支援法人の実態等を十分に踏まえ、適切な基準等を設定するとともに、住宅確保要配慮者の属性等に応じた居住支援の充実化に向け、支援法人に対する国による支援措置の強化についても検討すること。
- 七 住宅確保要配慮者のニーズに対応した賃貸住宅の供給や居住支援の提供を図る観点から、国及び地方公共団体のそれぞれにおいて、そのニーズや実態を十分かつ客観的に把握するとともに、その情報が賃貸住宅の賃貸人や住宅確保要配慮者の居住支援に携わる者等の間で適切に共有されるよう、所要の措置を講ずること。
- 八 本法による改正を踏まえ、市区町村による住宅確保要配慮者居住支援協議会の設置やその運営体制の確立が円滑に進むよう、必要な支援を行うこと。あわせて、支援協議会には、高齢者、障害者などの住宅確保要配慮者の意見・要望が反映されるよう、多様な構成員の参画が図られるようにすること。
- 右決議する。

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第53号）

（衆議院 6.5.28可決 参議院 6.20内閣委員会付託 継続審査）

【要旨】

本法律案は、我が国の排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー源の適正な利用を図るため、我が国の排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置の許可に関する規定等を設けるとともに、海洋環境等の保全に配慮した海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定を行うため、環境大臣による海洋環境等調査の実施に関する規定等を設けるほか、海洋再生可能エネルギー発電事業に係る環境影響評価法の特例等の措置を講じようとするものである。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律案（閣法第54号）

（衆議院 6.5.7可決 参議院 5.10厚生労働委員会付託 5.24本会議可決）

【要旨】

本法律案は、育児・介護に関する労働者の個別の事情に対応して、男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、事業主は、その雇用する労働者のうち、その3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するものに関して、始業時刻変更等の措置等のうち2以上の措置を講じなければならないものとする。
- 二、子の看護休暇について、学校の休業等に伴う子の世話をを行うため、又は子の教育若しくは保育に係る行事への参加をするために取得することができる休暇とするとともに、小学校第3学年修了前の子を養育する労働者が取得できるものとし、名称を「子の看護等休暇」に改める。
- 三、事業主は、労働者が当該事業主に対し、当該労働者又はその配偶者が妊娠し、又は出産したこと等を申し出たときに、当該労働者に対して、育児休業申出等に係る当該労働者の意向を確認するための面談等の措置を講ずるに当たっては、職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして厚生労働省令で定める就業に関する条件に係る当該労働者の意向を確認しなければならないものとする。
- 四、毎年少なくとも1回、その雇用する労働者の育児休業の取得の状況を公表しなければならない事業主の範囲を、常時雇用する労働者の数が1,000人を超えるものから300人を超えるものへと拡大する。
- 五、常時雇用する労働者の数が100人を超える一般事業主が一般事業主行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、育児休業等の取得の状況及び労働時間の状況を把握し、改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して定めなければならないものとし、達成目標については、育児休業等の取得の状況及び労働時間の状況に係る数値を用いて定量的に定めなければならないものとする。
- 六、次世代育成支援対策推進法の有効期限を10年間延長し、令和17年3月31日までとする。
- 七、事業主は、労働者が当該事業主に対し、対象家族が当該労働者の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該労働者に対して、介護休業に関する制度、仕事と介護との両立に資する制度等を知らせるとともに、介護休業申出及び仕事と介護との両立に資する制度等の利用に係る申出に係る当該労働者の意向を確認するための面談等の措置を講じなければならないものとする。
- 八、この法律は、一部を除き、令和7年4月1日から施行する。

【附帯決議】（6.5.23厚生労働委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、本法による見直し後の子の看護等休暇制度については、その取得理由や利用日数、子の病気等のために各種制度を利用した日数等を把握し、その結果も踏まえ、労働政策審議会において、子の対象年齢や取得可能日数などの必要な検討を行うこと。
- 二、所定外労働の制限、時間外労働の制限及び深夜業の制限について、その利用状況を把握し、その結果も踏まえ、労働政策審議会において、子の対象年齢などの必要な検討を行うこと。
- 三、3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に関する柔軟な働き方を実現するための措置について、3つ以上の措置を講じるなど可能な限り労働者の選択肢を広げるよう工夫することが望ましいことを指針で明記するとともに、施行の状況を踏まえ、労働政策審議会において、労働者の選択肢や子の対象年齢などの必要な検討を行うこと。また、労働者がこれまで利用してきた制度がある場合には、それが引き続き利用できるよう配慮することが望ましい旨、指針で示すこと。
- 四、政府が掲げる男性の育児休業取得率の目標の達成に向けては、取得率だけでなく、育児休業の「質の向上」の観点から、男性の育児休業の取得日数等の数値も参照して、男性の育児・家事への参画の推進のための効果的な方策を推進すること。
- 五、出産や育児への父親の積極的な関わりを促進するとともに、母親だけでなく父親も不安なく子育てにあたることができるよう、伴走型相談支援において切れ目無く支援を提供すること。また、企業における父親も対象にした出産や育児への積極的な関わりの促進に向けた取組を推進すること。
- 六、介護休業等の対象となる要介護状態についての現行の判断基準は、主に高齢者介護を念頭に作成されており、子に障害のある場合や医療的ケアを必要とする場合には解釈が難しいケースも考え得ることから、早急に見直しの検討を開始し、見直すこと。また、検討で得られた知見などを踏まえ、厚生労働省とこども家庭庁とが連携し、障害者支援に係る団体等の協力も得ながら、障害のある子や医療的ケアを必要とする子を持つ親が、子のケアと仕事を両立するための包括的支

援について検討すること。さらに、仕事と育児の両立支援に係る個別の意向の確認と配慮に当たっては、子に障害がある場合や医療的ケアを必要とする場合であって希望するときは、「短時間勤務制度の期間の延長」や「子の看護等休暇制度等の利用可能期間の延長」が望ましい旨、指針で示すこと。

七、仕事と育児の両立支援に係る個別の意向の確認と配慮に当たっては、ひとり親家庭等特別の事情がある場合であって希望するときは、子の看護等休暇制度等の付与日数に配慮することが望ましい旨、指針で示すこと。

八、育児休業・介護休業後、労働者の希望に応じて原職復帰がされるよう、指針において育児休業・介護休業取得後に原職又は原職相当職に復帰させるよう配慮することとされていることについて、周知徹底を行うこと。また、長時間労働等により原職復帰を躊躇させることがないよう、男女問わず長時間労働の是正を目指すこと。

九、男女ともに仕事と育児・介護の両立を実現するためには、職場全体における長時間労働の是正が不可欠であることから、働き方改革をより一層推進し、育児期・介護期に限らず全てのライフステージにおける労働者のワーク・ライフ・バランスの実現に取り組むこと。また、仕事と育児・介護の両立を困難とするような配転命令に対し、労働者の個々の状況への配慮について効果的な取組を推進すること。

十、最高裁判所から、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律について、「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に同性パートナーが該当し得ると解するのが相当との判決が出たことを踏まえ、育児・介護休業法における「配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」の解釈について、必要な検討を行うこと。

十一、仕事と育児・介護の両立支援制度の運用において、人員や職員の配置基準が定められている医療・介護・福祉の職種に関しては、引き続き、サービスの質の確保の観点も踏まえながら、配置基準の柔軟な運用の在り方について必要な検討を行うこと。

右決議する。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（閣法第55号）

（衆議院 6. 6. 4 可決 参議院 6. 4 地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会付託 6. 12 本会議可決）

【要旨】

本法律案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、母子保健法の一部改正

里帰り出産等における情報連携の仕組みを構築する。

二、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律及び教育職員免許法の一部改正

幼保連携型認定こども園の保育教諭等となることのできる特例等の期限を延長する。

三、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の一部改正

公立学校施設整備費国庫負担事業の対象となる事業の実施期間を延長する。

四、栄養士法の一部改正

管理栄養士養成施設卒業者に係る管理栄養士国家試験受験資格としての栄養士免許取得を不要とする。

五、獣医師法の一部改正

オンラインによる獣医師の届出に係る都道府県経由事務を廃止する。

六、建築基準法の一部改正

国等の建築物の計画通知に対する審査・検査等に係る指定確認検査機関の活用を可能とする。

七、宅地建物取引業法の一部改正

宅地建物取引業者名簿等の閲覧制度に係る対象書類を見直す。

八、公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正

生産緑地法に基づく買取申出のあった土地に係る公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出を不要とする。

九、施行期日

この法律は、一部を除き、令和7年4月1日から施行する。

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第56号）

（衆議院 6.5.7可決 参議院 5.8財政金融委員会付託 5.15本会議可決）

【要旨】

本法律案は、市場の透明性・公正性を確保しつつ、資産運用の高度化・多様化を図るため、取引所における競売買の方法による取引を公開買付規制の対象に追加するほか、大量保有報告制度において保有割合の合算が求められる者の範囲の明確化、委託を受けて投資運用業に関する業務の一部を行う業者の任意的登録制度の創設等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、金融商品取引法の一部改正

- 1 取引所における競売買の方法による取引を公開買付規制の対象に追加する。
- 2 公開買付けの実施が義務付けられる議決権割合を3分の1から100分の30に引き下げる。
- 3 大量保有報告制度において保有割合の合算が求められる者の範囲に関し、金融商品取引業者等が経営に対して重要な影響を及ぼす行為を行うことを目的とせずに、株主としての権利を共同して行使する場合については、保有割合の合算が求められないこととする。
- 4 投資運用関係業務受託業を行う者は、内閣総理大臣の登録を受けることができることとする。
- 5 投資運用関係業務受託業者について、業務及び監督に関する規定を整備する。
- 6 投資運用業者が運用を行う権限を委託する場合に、運用の対象及び方針を決定する権限を委託してはならないこととし、それ以外の運用を行う権限の全部を委託できることとする。
- 7 特定投資家等を対象とした非上場有価証券の仲介等の業務のみを行う第1種金融商品取引業者について、自己資本規制比率に関する規制等の適用を除外する。
- 8 流動性の低い非上場有価証券のみを取り扱い、かつ、取引規模が限定的である私設取引システム運営業務については、認可を要さないこととし、第1種金融商品取引業の登録により行えることとする。

二、投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正

投資信託委託会社及び投資法人の資産運用会社の運用の委託に関し、所要の規定の整備を行う。

三、施行期日

この法律は、原則として、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（6.5.14財政金融委員会議決）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 投資運用業者によるコンプライアンスなどミドル・バックオフィス業務の投資運用関係業務受託業者への委託により、当該業務の執行について必要となる十分な知識及び経験を有する役員又は使用人が不要となる結果、コンプライアンス管理等の態勢が弱体化して顧客に不利益が及ぶことのないよう、当該業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人が備えるべき資質を監督指針などで明確に定めること。
- 二 投資運用関係業務受託業者の業務品質の向上を図るため、受託業務量が過大となることや委託元である投資運用業者から不当な圧力を受けることを防ぐとともに、委託元に対し業務上必要な情報提供を随時求めることができるよう必要な措置を講じること。
- 三 投資運用業への参入促進策の実施においては、競争環境が激化した場合であっても「顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対して誠実かつ公正に業務を遂行する義務」の徹底が図られ、他者を上回る投資収益を上げることを目指して投資先に関わる多様なステークホルダーの利益を犠牲にすることがないよう、投資運用業者に対して適切な監督を行うこと。
- 四 非上場株式の流通活性化策の実施においては、一般投資家が売り手の場合、買い手の特定投資家等との間の情報や知識の格差によって不利益を被ることを防ぐとともに、いわゆる小粒上場が

- その後の成長停滞の原因となっている現在の株式市場を改革し、上場を果たした企業に更なる成長資金を供給するという本来の株式市場の機能を向上させるため、必要な措置を検討すること。
- 五 「資産運用立国」に係る政策を進めるに当たり、短期的な株主利益を重視するのではなく、企業を取り巻く多様なステークホルダーの利益を重視することで長期的持続的な株主利益の実現を目指していくという考え方が我が国に定着するよう努めるとともに、有価証券報告書の株主総会前開示の促進のための環境整備に向けて、必要な検討を行うこと。
- 六 公開買付制度及び大量保有報告制度については、本法による改正が、市場の透明性・公正性の確保や、企業と投資家の建設的な対話の促進にもたらす効果を検証するとともに、市場環境の変化等を踏まえ、必要に応じて適時適切に制度の見直しを行うこと。
- 七 本法に基づく制度の運用に当たっては、国民の財産を保護し健全な投資環境を守るため、金融経済教育や国民からの相談体制の拡充等を通じて、詐欺的な投資勧誘等に基づく被害を防止し、実効性のある検査及び監督が円滑に実施されるよう、金融庁及び財務局において必要な機構・定員を確保し、引き続き投資者保護に万全を期すこと。
- 右決議する。

事業性融資の推進等に関する法律案（閣法第57号）

（衆議院 6.5.21可決 参議院 5.27財政金融委員会付託 6.7本会議可決）

【要旨】

本法律案は、不動産を目的とする担保権又は個人を保証人とする保証契約等に依存した融資慣行の是正及び会社の事業に必要な資金の調達等の円滑化を図るため、事業性融資の推進等に関し、その基本理念、国の責務、基本方針の策定、企業価値担保権の設定、事業性融資推進支援業務を行う者の認定、事業性融資推進本部の設置等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、総則

- 1 この法律において「事業性融資」とは、金融機関等からの会社に対する貸付けのうち、不動産を目的とする担保権又は個人保証契約等若しくはこれに準ずるものとして主務省令で定めるものによって担保されず、又は保証されないものをいう。
- 2 事業性融資の推進に関し、基本理念及び国の責務を定める。

二、企業価値担保権

- 1 会社の総財産（将来において会社の財産に属するものを含む。）は、一体として、企業価値担保権の目的とすることができる。
- 2 企業価値担保権を設定しようとする場合には、企業価値担保権信託契約に従わなければならない。
- 3 企業価値担保権に関する信託業務は、内閣総理大臣の免許を受けた会社でなければ、営むことができないこととし、企業価値担保権信託会社に関し、所要の行為規制等を整備する。
- 4 担保目的財産の換価は、裁判所の許可を得て、営業又は事業の譲渡によってすることなど、企業価値担保権の実行に関する規定を整備する。

三、事業性融資推進支援業務を行う者の認定

事業性融資について、事業者や金融機関等に対して指導又は助言を行う機関の認定制度を創設する。

四、事業性融資推進本部

金融庁に、特別の機関として、事業性融資推進本部を置く。

五、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（6.6.6財政金融委員会議決）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 企業価値担保権の設定は、企業価値担保権者や特定被担保債権者が債務者とその使用人との間の労働契約の締結・変更等に影響を及ぼす目的で行ってはならないことを監督指針等において明確にすること。また、企業価値担保権の担保目的財産となる会社の総財産の定義やその範囲を画

- 定するための考え方、伴走型支援に当たって優越的地位の濫用防止の観点から企業価値担保権者等が考慮すべき事項、制度運用における留意点等を監督指針等において明確にするとともに、広く周知・広報を行うこと。
- 二 担保目的財産の換価の方法に関し裁判所の適切な判断に資するよう考え方を示すとともに、担保目的財産の換価に当たって、事業の継続と成長発展を支えるとの本法の目的に沿って、管財人は、事業譲渡の金額の多寡のみではなく、雇用の維持及び取引関係の維持、その他多様な事情を考慮した上で、承継先を決定することをガイドラインに明記し、広く周知・広報を行うこと。
- 三 一般債権者の保護をより強く図る目的で設けられる不特定被担保債権留保額の算定方法を政令で定めるに当たっては、具体的な算定根拠を明らかにしつつ、労働債権が労働者の生活の保持に不可欠であることに特段の配慮を行うこと。
- 四 企業価値担保権の活用における労働者保護のさらなる強化を図るため、担保権の設定時及び実行前後における労働組合等への通知、協議のあり方について、速やかに検討を開始すること。
- 五 「事業譲渡又は合併を行うに当たって会社等が留意すべき事項に関する指針」については、政府において、専門的な検討の場を設け、新たな企業価値担保権の創設を踏まえて必要な見直し等を行うこと。加えて、合併・事業譲渡をはじめ企業組織の再編に伴う労働者保護に関する諸問題については、その実態把握を行うとともに、速やかに検討を進め、結論を得た後、必要に応じて立法上の措置を講ずること。
- 六 企業価値担保権者や特定被担保債権者が、実態として、債務者の使用人の労働条件等の決定及び変更等に関与している場合は労働組合法上の使用者に該当し得ることをガイドラインで明らかにし、金融機関等に周知徹底を図ること。また、本法と労働関係法令との関係についての考え方を整理した上で、広く周知・広報を行うこと。
- 七 本法に基づく制度の運用に当たっては、基本理念も踏まえ、企業価値担保権信託会社や金融機関等に対するモニタリングの充実を図ること。その際、地域金融機関等のモニタリングを主に担当する財務局も含め、優秀な人材の確保と職員の専門性の向上を図るとともに、必要な定員の確保及び機構の整備に努めること。
- 八 企業価値担保権という新たな制度を活用した融資スキームが可能となることに鑑み、本法施行後から5年を経過するまでの間、融資状況等について継続的にモニタリングを行い、制度の利用状況の推移や利用時の課題等について公表すること。
- 右決議する。

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律案（閣法第58号）

（衆議院 6.5.21可決 参議院 5.24法務委員会付託 6.14本会議可決）

【要旨】

本法律案は、本邦に適法に在留する外国人の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、在留カード及び特別永住者証明書と個人番号カードの一体化並びに一体化したカードに係る地方出入国在留管理局又は市町村における手続の一元的処理を可能とするとともに、在留カード及び特別永住者証明書の記載事項等を見直すほか、出入国及び在留の公正な管理に係る電磁的記録の取扱いに関し必要な事項を定める等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、出入国管理及び難民認定法の一部改正

- 1 在留カードの記載事項等に関する規定及び在留カードの有効期間に関する規定を整備する。
- 2 中長期在留者が個人番号カードとしての機能が付加された特定在留カードの交付を求める申請をすることができるものとし、特定在留カードに係る地方出入国在留管理局又は市町村における手続を一元的に処理することを可能とするための規定を整備する。

二、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部改正

- 1 特別永住者証明書の記載事項等に関する規定及び特別永住者証明書の有効期間に関する規定を整備する。
- 2 特別永住者が個人番号カードとしての機能が付加された特定特別永住者証明書の交付を求める申請をすることができるものとし、特定特別永住者証明書に係る市町村における手続を一元的に処理することを可能とするための規定を整備する。

- 三、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正
特定在留カード及び特定特別永住者証明書の交付に伴う措置等に関する規定の整備等を行う。
- 四、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正
電子証明書の発行に関する規定の整備を行う。

五、施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（6.6.13法務委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 特定在留カード等について、取得を義務付けず、希望者が任意に取得できることとした趣旨を、法施行後も尊重すること。
- 二 在留カード等と個人番号カードの一体化のための準備を進めるとともに、特定在留カード等の更なる利便性向上のための措置について引き続き検討を行うこと。
- 三 年々巧妙化する偽造技術に対応し、これを防止するための取組を進めるとともに、プライバシー情報の保護のためのセキュリティ対策を着実に行うものとする。
- 四 紛失、盗難、滅失その他の事由により特定在留カードの所持を失ったときは出入国在留管理庁において、在留カードが即時に交付されることについて必要な周知を行うこと。
右決議する。

出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第59号）

（衆議院 6.5.21修正議決 参議院 5.24法務委員会付託 6.14本会議可決）

【要旨】

本法律案は、近年における技能実習制度及び特定技能制度をめぐる状況に鑑み、就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とする新たな在留資格として育成就労の在留資格を創設し、育成就労計画の認定及び監理支援を行う事業を行おうとする者の許可の制度並びにこれらに関する事務を行う外国人育成就労機構を設けるほか、1号特定技能外国人支援に係る委託の制限、永住許可の要件の明確化等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、技能実習の在留資格に代わるものとして、育成就労産業分野（特定産業分野のうちその分野に属する技能を我が国において就労を通じて修得させることが相当な分野）において就労することを内容とする育成就労の在留資格を創設する。
- 二、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の題名を「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律」に改める。
- 三、政府は、育成就労産業分野の選定や当該分野において求められる人材に関する基本的な事項等を基本方針として定めるものとする。
- 四、育成就労の対象となろうとする外国人ごとに作成する育成就労計画の認定に係る規定を整備し、業務、技能、日本語能力等の目標や内容等の適正な受入れのための認定の基準等を定めるものとする。
- 五、一定の要件の下で、育成就労外国人の意思による育成就労実施者の変更を可能とする。
- 六、監理支援事業を行う監理支援機関を設け、外部監査人の設置等を許可の基準等とするものとする。
- 七、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護等を図るため、外国人育成就労機構を設立する。
- 八、法務大臣が永住許可をする要件として出入国管理及び難民認定法に規定する義務の遵守及び公租公課の支払を明記し、故意に公租公課の支払をしないこと等を永住者の在留資格の取消事由とする。

なお、本法律案は、衆議院において、育成就労外国人が大都市圏等に過度に集中して就労することとならないようにするための政府の措置、永住者の在留資格の取消しに係る規定の適用に当たって配慮すべき事項、法施行後3年を目途とする育成就労制度の在り方についての検討等の規定を附則に追加する修正が行われた。

【附帯決議】（6.6.13法務委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 我が国が外国人労働者にとって魅力ある働き先となり、就労希望者がより長く我が国で就労することができるよう、また、安価な労働力の確保策として悪用されることのなきよう、外国人労働者の生活・就労環境等の整備と適切な法の運用に努めるものとし、段階的な技能向上が図られることの明確化、賃金をはじめとする待遇や職場環境の改善、国及び地方公共団体等における受入れ体制の整備、本人及び家族のための生活環境の整備、社会保障制度に関する周知徹底、我が国の文化や社会に対する理解の増進等の諸施策の総合的な取組に向けた検討を進めること。
- 二 外国人労働者の受入れ企業が労働関係法令を遵守し、適切に外国人労働者の雇用と支援を行うことができるよう、人権意識の醸成及び徹底に向けて、適切な情報発信及び取組支援の在り方等について検討を行うこと。また、外国人労働者に対する人権侵害の実態や外国人失踪者に関する状況の把握と業所管省庁間の共有に努め、必要な改善措置について検討を行うこと。
- 三 育成就労の関係者は、育成就労労働者等の外出、妊娠・出産及び育児その他の私生活の自由を不当に制限してはならないこと。政府は、その旨の周知徹底を関係者に向けて行うものとする。
- 四 地域社会での生活や育成就労の適切な実施に資するとともに、改正後の制度の各段階において日本語能力がこれまで以上に求められることから、外国人労働者の日本語習得のために適切な支援がなされるよう、国及び地方公共団体における環境整備の在り方について検討を行うこと。特に、地方における日本語習得の機会の確保について、十分に配慮するものとする。
- 五 我が国の産業分野における労働力不足への対応を目的とする本法の趣旨に照らし、特定技能及び育成就労に係る対象分野及び受入れ見込数の設定に関しては、外国人労働者の現状や我が国全体の雇用状況を適切に勘案して、透明性・予見可能性が確保されるよう努めるとともに、専門性のある有識者や労使団体等の知見が反映され、公平性・中立性が確保されるよう努めるものとする。また、経済社会の牽引役となりうる高度外国人材に関し、これまで以上に更に積極的に招致を行う方策について検討を行うこと。
- 六 政府は、育成就労産業分野の設定に当たっては、生産性向上や国内人材の確保のための取組を十分に行ってもなお人手不足の状況にある分野であることが客観的データ等から明らかであること、従事する業務が単純作業でなく、1号特定技能外国人の技能水準までの人材育成と処遇向上が可能な体制を有する分野・業務であること等、制度趣旨を踏まえつつ、国内労働市場への影響や産業政策を総合的に検討した上で厳格に設定すること。
- 七 育成就労制度及び特定技能制度において、日本人との同等以上の処遇確保の実効性を高めるために必要な措置を検討すること。
- 八 育成就労制度及び特定技能制度の各種評価試験について、各制度趣旨に沿った適正レベル、内容となるよう有識者や労使団体等で構成される新たな会議体の意見を踏まえ、適正化を図ること。
- 九 我が国での就労経験を持つ外国人が、過去に習得した技術や日本語能力、日本社会及び日本文化等への理解や経験を生かして更に我が国で活躍してもらうための受入れ手段について検討を行うこと。
- 十 育成就労労働者の意向による転籍を認めるための要件に関する主務省令の策定に際しては、技能及び日本語能力の基準等について、適正かつ現実的に転籍が可能なものとなるよう、有識者や労使団体等で構成される新たな会議体の意見を反映すること。また、改正後の制度の運用状況を踏まえて必要に応じて見直しを検討するものとする。
- 十一 育成就労労働者の転籍が迅速かつ円滑に進められるよう、転籍の申出の手続にかかる負担が極力少なくなるための措置を検討するとともに、転籍先が確保されるまでの期間が長期化した場合における生活支援等の在り方について検討を行うこと。
- 十二 本人の意向による転籍を制限する期間に関しては、「1年」という有識者会議の最終報告書及び関係関係会議の決定の趣旨を尊重した上で、必要な検討を行うものとする。
- 十三 育成就労労働者が1年を超えて同一の実習先において就労を継続する場合には、2年目の就労を開始する際に、当該育成就労労働者の賃金等の雇用条件が1年目の雇用条件よりも向上することになるよう、雇用契約書のひな型を整備するなどし、雇用条件が向上していることを育成就労機構が客観的に確認することができるようにするなど、主務省令において適切な定めを設ける

こと。

十四 本法による育成就労労働者の意思による転職は最大２年間制限することになるところ（法第９条の２第４号イ）、政府は育成就労労働者の転籍の状況を適切に把握し、本法施行後３年を経過した場合において、関係地方公共団体、労使団体その他の関係者の意見を踏まえて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。

十五 育成就労制度における労働者派遣について、関連する省令の制定に当たっては、適正な人材育成及び賃金・処遇の向上、安全対策等が確保され、制度趣旨に沿った厳格な運用が行われるよう、有識者や労使団体等の関係者の意見を反映すること。

十六 季節性のある分野における派遣形態による育成就労計画の認定に当たっては、派遣元又は派遣先の事業者の事情により育成就労労働者の利益が不当に害されることのないよう、労働関係法令等に即した適切な処遇をすること。

十七 政府は、育成就労外国人及び特定技能外国人の労働災害発生率を低減させるため、受入れ機関における安全衛生管理体制の強化及び安全衛生教育・訓練の充実、外国人労働者に対する母国語による支援の実施、評価試験における労働安全衛生の観点を含めた技能の習熟度の確認等、実効性ある方策を検討し、実施すること。

十八 監理支援機関、登録支援機関及び育成就労実施者の要件について、本法の施行後に運用状況や法令違反を検証し、その結果を踏まえ、更なる要件の厳格化、必要な措置等を検討すること。特に登録支援機関については、登録制の是非を含めて検討すること。

十九 監理支援機関の独立性・中立性の確保のための役職員要件及び業務範囲に関する要件等に関する主務省令の策定に当たっては、本法の趣旨及び地方における監理支援機関の実情に照らして実効性が確保されるよう留意するとともに、当該要件の充足の状況及び外部監査人の選任の在り方を含む適切な業務実施体制の確保の状況等について、実地検査等を通じて継続的に把握するよう努めること。併せて、監理支援機関による育成就労実施者からの監理支援費の徴収に当たっては、当該費用が実費に限られることに留意し、監理支援費の設定及び預託金の精算等が適切になされるよう、必要な措置を検討すること。

二十 育成就労を希望する外国人が送出機関に不当に高額な手数料を支払うことのないよう、主務省令で定める手数料の金額の基準を育成就労労働者にとって合理的なものとするとともに、送出国との新たな二国間取決めの策定に際しては、悪質な送出機関が排除され、我が国への育成就労労働者の送出しが適切に実施されるものとなるよう、協議を進めるものとする。

二十一 永住者に対する永住許可の取消及び職権による在留資格の変更を行おうとする場合には、既に我が国に定住している永住者の利益を不当に侵害することのないよう、定着性及び法令違反の悪質性等の個別事情を厳正に判断するとともに、具体的な事例についてのガイドラインを作成し周知するなど、特に慎重な運用に努めること。また、その場合における永住者の家族の在留資格の取扱いについて、十分な配慮を行うものとする。

二十二 我が国が魅力ある働き先として選ばれるため、外国人労働者の家族帯同の在り方について引き続き検討すること。

二十三 今後、育成就労を経た特定技能外国人の増加が見込まれる中、これら外国人に対する人権侵害の有無を含め、育成就労及び特定技能の両制度が適正に運用されているかの調査を行うなど、実態の把握に努めること。

二十四 我が国の労働人口の減少に伴う外国人労働者の増加を踏まえ、外国人との共生及び戦略的な受入れ施策を含めた外国人受入れ政策全般について検討を開始し、その結果に基づいて制度又は運用の見直しその他の必要な措置を講ずるものとする。この検討に当たっては、関係者を含めた有識者で構成される会議体を設置して、これを行うこと。

二十五 政府は、外国人労働者をめぐる労働・雇用管理に関する問題が発生している状況に鑑み、外国人雇用管理指針を含め、外国人労働者の雇用管理に関する法令の在り方についての検討を行うこと。その際、労働政策審議会等、労使が参画する会議体において必要な議論を行うものとする。

二十六 本法の施行に伴う出入国在留管理庁及び厚生労働省における業務負担の増加に伴い、関連業務を迅速かつ適切に実施するために必要な人的・物的体制の整備に努めること。

二十七 外国人育成就労機構が支援・保護業務や相談援助業務を適切に行うため、予算の確保も含

め、体制の整備に努めるとともに、育成就労労働者からより広く認知されるための取組を進めること。

二十八 育成就労労働者及び特定技能外国人からの各種相談案件について、法令に違反する事実又はそれが疑われる事案を把握したときには、外国人育成就労機構は、関係各省庁に対し、遅滞なく情報提供等を行うものとする。また、情報提供を受けた関係各省庁は、連携の上、事実関係の調査を行い、適切な指導監督を行うものとする。

二十九 外国人労働者が改正後の制度について正しく理解して安心して我が国で働くことを可能にするとともに、共生社会の実現に向けて国内外の理解が深まるよう、本法の趣旨及び内容について国際社会や国内の関係機関等に対する周知広報に努めること。

右決議する。

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案（閣法第60号）

（衆議院 6. 4. 16可決 参議院 4. 22環境委員会付託 5. 22本会議可決）

【要旨】

本法律案は、温室効果ガスの排出削減効果が高い資源循環を促進するため、再資源化事業等の高度化に係る認定制度の創設及び当該認定を受けた者に対する廃棄物処理法の特例、特定産業廃棄物処分業者の再資源化の実施状況の報告及び公表等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、環境大臣は、再資源化事業等の高度化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針を定めるとともに、再資源化事業等の高度化を促進するため、廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項を定め、廃棄物処分業者に対し、本基準を勘案して、必要な指導及び助言等を行うことができる。

二、需要に応じた資源循環のための廃棄物の高度再資源化事業、廃棄物からの有用なものの高度な分離及び再生部品等の回収の技術を用いた廃棄物の高度分離・回収事業又は廃棄物処理施設への脱炭素化に資する設備の導入（以下「再資源化工程高度化」という。）を行おうとする者は、それぞれ計画を作成し、環境大臣の認定を申請することができる。

三、高度再資源化事業計画の認定を受けた者は、廃棄物処理法の許可を受けずに、計画に従って行う再資源化に必要な事業（廃棄物の収集、運搬及び処分）の実施及び廃棄物処理施設の設置を行うことができる。

四、高度分離・回収事業計画の認定を受けた者は、廃棄物処理法の許可を受けずに、計画に従って行う再資源化に必要な事業（廃棄物の処分）の実施及び廃棄物処理施設の設置を行うことができる。

五、再資源化工程高度化計画の認定を受けた者は、計画に従って行う設備の導入については、廃棄物処理法の許可を受けたものとみなす。

六、環境大臣は、登録調査機関に、三、四又は五の計画認定に必要な調査の一部を行わせることができる。

七、特定産業廃棄物処分業者は、毎年度、産業廃棄物の種類及び処分の方法の区分ごとに、処分を行った産業廃棄物の数量及び再資源化を実施した産業廃棄物の数量等を環境大臣に報告しなければならない。

八、産業廃棄物処理事業振興財団は、認定された三、四又は五の計画に記載された廃棄物処理施設の設置又は設備の導入に必要な債務保証等の業務を行うことができる。

九、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（6. 5. 21環境委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、資源循環の促進のため、静脈産業と連携しつつ、製品のライフサイクル全体を通じた環境配慮の推進や再生部品及び再生資源の利用拡大に向けた措置を講ずるとともに、拡大生産者責任の趣旨に則って、動脈産業における資源循環と廃棄物の発生抑制に関する施策の充実強化を図ること。

二、高度再資源化事業計画等の認定を行う際は、地域住民や地方公共団体等の意見を踏まえ、地域の生活環境に悪影響を及ぼさないよう慎重に判断を行うこと。

- 三、認定高度再資源化事業者等が本法及び廃棄物処理法等に違反することがないように国が責任を持って当該認定高度再資源化事業者等に対する十分な監視、監督に努めるとともに、当該認定高度再資源化事業者等による不適正な処理が行われ地方公共団体に新たな人的及び財政的負担が生じた場合には、国が必要な措置を講ずるよう努めること。
- 四、廃棄物処分業者が再資源化事業等の高度化を行うに当たっては財政上の措置を含めた必要な支援を行うこと。
- 五、質及び量の両面において資源循環を進めるため、両輪の関係にある動脈産業と静脈産業が情報の共有や連携を図ること。特に、部品又は原材料その他の製品の一部として利用できるよう再資源化されたものの利用を拡大するため、電子マニフェストに再資源化情報を付加し、静脈資源情報プラットフォームの構築などの取組を進めること。あわせて静脈産業においては、現場作業に従事する者の労働環境の改善及び法令順守が確保されるよう、関係省庁は有機的な政策連携を図ること。再資源化事業等の高度化の担い手となる人材の確保及び育成を図るとともに、静脈産業全体の底上げに努めること。
- 六、再資源化事業等の高度化に加え、社会全体での廃棄物の発生抑制、製品の再使用及び分別排出等の取組の一層の推進を図ること。特に、プラスチック汚染に関する条約策定等を始めとする国際的な動向も踏まえ、プラスチック等の高度な資源循環等を推進すること。
- 七、制定後、相当な期間が経過している環境基本法及び循環型社会形成推進基本法について、カーボンニュートラルやサーキュラーエコノミーなどの国際的な環境政策並びに最近の廃棄物・リサイクル法制の展開を踏まえて、その見直しを含め必要な検討を行うこと。
- 右決議する。

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律案（閣法第61号）

（衆議院 6.5.23可決 参議院 6.7内閣委員会付託 6.19本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、学校設置者等及び民間教育保育等事業者は、児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にあるものであり、当該役務を提供する業務を行う教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止に努め、仮に児童対象性暴力等が行われた場合には児童等を適切に保護する責務を有する。
- 二、学校設置者等は、教員等としてその本来の業務に従事させようとする者及び施行時現職者について、犯罪事実確認書による特定性犯罪事実該当者（刑法第176条の不同意いせつ等の特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者であつて、その刑の執行終了等の日から起算して20年を経過しないもの等に該当する者をいう。）であるか否かの確認（以下「犯罪事実確認」という。）を行わなければならないほか、児童対象性暴力等を把握するための措置、犯罪事実確認の結果等を踏まえて講ずべき措置、児童対象性暴力等が疑われる場合等に講ずべき措置及び教員等への研修を実施しなければならない。また、犯罪事実確認実施者等は、犯罪事実確認記録等を適正に管理しなければならない。
- 三、民間教育保育等事業者は、その行う民間教育保育等事業について、学校設置者等が講ずべき措置と同等のものを実施する体制が確保されている旨の内閣総理大臣の認定を受けることができ、認定事業者は、学校設置者等と同等の措置を実施しなければならない。内閣総理大臣は、認定をしたときはその旨等を公表するものとし、認定事業者は、広告等に内閣総理大臣が定める表示を付することができる。
- 四、犯罪事実確認を行わなければならない事業者は、犯罪事実確認を行わなければならないこととされている従事者について、内閣総理大臣に対し、特定性犯罪事実該当者に該当するか否かに関する情報を記載した犯罪事実確認書の交付を申請することができ、内閣総理大臣は、交付申請をした事業者に対し、当該交付申請に係る従事者の犯罪事実確認書を交付するものとする。
- 五、この法律は、公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 六、政府は、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案しつつ、児童対

象性暴力等の防止に関する制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【附帯決議】（6.6.18内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 民間教育保育等事業者が積極的に認定を受けることにより、その事業者に対する保護者の信頼を高めることとなるよう、事業者及び保護者の双方に対し分かりやすく、かつ誤解を招かないように認定制度の周知啓発を図ること。
- 二 対象事業及び対象業務への該当性の基準、児童対象性暴力等が行われるおそれがある場合の防止措置に関する基準や具体例の明示、犯罪事実確認を行う前にこどもに接する業務に従事させる特例が認められる場合及びその場合に必要な防止措置の内容、調査の客観性の確保など、本法の運用に関する具体的な事項が下位法令やガイドラインに委ねられていることを踏まえ、これらの制定を早急に行うこと。また、制定に当たっては、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律や児童福祉法、これらの法律に基づく指針等との整合性を図るだけでなく、事業者、労働者やこどもの参画の下で検討しその声を適切に反映するとともに、防止措置の濫用の防止を図ることや、おそれがあると誤認に基づき判断された場合の対応に留意すること。その際には、性犯罪歴がある労働者に安全確保措置を講じる場合においても、雇用管理上の措置をとる際には労働法制等に従う必要がある点をガイドラインに明記すること。
- 三 対象事業については、芸能事務所のように、主たる事業が教育ではなく、対象がこどもに限らない場合であっても、こどもを対象とする事業であれば広く含まれるようにすること。また、民間教育事業の要件に関し、「6月以上」とされている芸能又は知識を習得するための標準的な修業期間の短縮について検討すること。
- 四 ベビーシッターや家庭教師等のこどもを対象とする事業を営む個人事業主、マッチングアプリ経由等による個人契約やフランチャイズ方式も犯罪事実確認等の対象とする仕組みを早急に検討すること。また、医療機関を対象事業とすることについても検討すること。
- 五 犯罪事実確認については、特定性犯罪の範囲を下着窃盗、ストーカー行為やこどもに重大な影響を与える性暴力と解される行為等にも拡大すること、確認対象期間を延長すること、示談等により不起訴とされた場合や刑事事件には至らないものの懲戒解雇となった場合なども対象とすることについて検討すること。また、これらの検討に必要な知見が得られるよう、性犯罪の累犯性、余罪の状況などの特性や小児性愛を含む性嗜好障害の実態に関する調査・分析・研究を進めること。
- 六 本法の実効性を確保するためには、性加害の事実のみ消しや加害者の自主退職による懲戒の回避を防止する必要があることを踏まえ、その事実が客観的に認められた場合には、事業者等に告発・通報を義務付けることについて検討すること。また、性犯罪を防止する観点から、施設などにおいて複数の目が行き届くような体制が整備されるよう努めること。
- 七 学校設置者等及び認定事業者が、その規模にかかわらず研修、相談、調査等の措置を講ずる体制を負荷なく構築することができるよう支援する仕組みを整備するとともに、こどもの安全・保護に関する責任者を任命する仕組み等を検討すること。特に、研修、相談、調査等については、公平性、透明性及び質の担保のため、外部有識者の活用など第三者性の確保にも留意すること。
- 八 教員、保育士等の養成段階において、こどもに対する性暴力を防止するための教育を充実させること。
- 九 性被害を受けたこどもの人権を擁護するため、第三者機関を含む相談先の確保を推進するとともに、トラウマケアの充実を図るための方策について検討すること。また、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの体制の充実・強化に加え、警察において、性被害の相談等がなされた場合は、被害者に寄り添って親身かつ適切に対応するよう徹底すること。
- 十 性暴力の根絶へ向けて、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切な行動がとれるよう、発達段階に応じて着実な指導に努めること。また、こどもが性被害から身を守るために必要な知識を習得できるよう、こども向けの研修の充実を図るとともに、家族や教員等のこどもにとって身近な存在からの性被害もあり得ることを「生命（いのち）の安全教育」において強調し、こどもの理解につなげること。
- 十一 犯罪事実確認記録等が犯罪歴という要配慮個人情報を含み得ることを踏まえ、学校設置者等

- 及び認定事業者が犯罪事実確認記録等の管理及び廃棄を適正に行うよう徹底するとともに、情報の漏えいを防止するための対策を講ずること。また、犯罪事実確認の方法については、イギリスで採用されている第三者機関「O f s t e d」による確認の仕組みも参考にして、学校設置者等及び認定事業者への犯罪事実確認書の交付が不要となる仕組みを検討すること。
- 十二 本法に基づく規制が特定性犯罪事実該当者に対して事実上の就業制限を課すものであることを踏まえ、性犯罪の捜査及び立証に当たっては、誤った事実認定の防止に一層留意すること。
- 十三 学校設置者等及び認定事業者の採用内定者が内定を辞退した場合において、内定辞退後にその者の採用を検討する他の事業者にとっては、これが犯罪事実確認の結果に起因するものであるか否かが判別できないことを踏まえ、その者が偏見により就労を妨げられることがないよう、所要の周知啓発を図ること。
- 十四 性犯罪の加害者の再犯防止等に資するためにも、最新の医学的知見を踏まえつつ、性嗜好障害の治療等のデータの蓄積など、科学的根拠の構築に必要な調査研究を進めること。また、加害者の改善更生及び社会復帰を支援するため、認知行動療法に基づく治療の支援を強化し、加害者更生プログラムの充実を図るとともに、加害者の受講を促進すること。加えて、加害者のみならず、専門家により性嗜好障害又はその疑いがあると診断された者が適切な治療や支援を受けられる環境の整備に取り組むこと。
- 十五 本法が犯罪事実確認記録等という要配慮個人情報を含み得る情報を取り扱うこと等を踏まえつつ、本法の施行に万全を期するため、政府における執行体制を早急に整備すること。また、犯罪事実確認書の交付申請に係る事務等を委託するに当たっては、十分な情報管理体制が確保されている業者を選定するなど、申請従事者の個人情報の漏えいが生じないよう万全を期すこと。
- 十六 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による犯罪事実確認並びに教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第7条第1項の規定によるデータベースの活用又は児童福祉法第18条の20の4第3項の規定によるデータベースの活用に関し、それらの補完・連携の在り方について、学校設置者等及び民間教育保育等事業者の負担を軽減するための方策にも留意しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 十七 児童対象性暴力等の防止に関する制度の在り方について、本法の施行後3年の見直しを待たず、必要に応じ、不断の見直しを行うこと。
- 十八 民間教育事業における教授を行う者の人数等の要件を満たさない事業者等がいることも踏まえつつ、こどもの安全の確保は本法のみで全うできるものではないことに鑑み、こどもに対する性犯罪・性暴力対策の総合的な取組を進めること。
- 十九 以上の項目は、こどもの権利の保障を最優先に捉え、こどもが誰一人として性被害を受けることがないよう万全を期するという一貫した考えの下に取り組むこと。
- 右決議する。

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律案 (閣法第62号)

(衆議院 6.5.23可決 参議院 6.3経済産業委員会付託 6.12本会議可決)

【要旨】

本法律案は、スマートフォンを利用した事業に係る競争環境を整備するため、スマートフォンの利用に特に必要な特定ソフトウェア（基本動作ソフトウェア、アプリストア、ブラウザ及び検索エンジン）の提供等を行う事業者を指定し、特定ソフトウェアに係る競争を制限するおそれのある行為を禁止する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 特定ソフトウェア事業者の指定

公正取引委員会は、特定ソフトウェアの提供等を行う事業者のうち、当該特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規模が他の事業者の事業活動を排除し、又は支配し得るものとして政令で定める規模以上であるものを、二の規定の適用を受ける者として指定するものとする。

二 指定事業者の禁止行為等

- 1 指定事業者に対し、個別アプリ事業者に対する不公正な取扱いの禁止等の禁止行為及びデータの取得等の条件の開示に係る措置等の講ずべき措置を定める。
- 2 指定事業者は、毎年度、この法律の規定の遵守状況等に関する報告書を公正取引委員会に提

出しなければならないものとする。

三 違反に対する措置等

この法律の規定に違反する疑いのある行為に対する公正取引委員会の調査権限や、違反する行為を是正するための命令、課徴金納付命令等について定める。

四 関係行政機関の意見の聴取

サイバーセキュリティの確保、スマートフォンの利用に伴い取得される氏名、性別その他のスマートフォンの利用者に係る情報の保護、スマートフォンの利用に係る青少年の保護等の観点から、公正取引委員会は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、意見を求めることができるものとする。また、関係行政機関の長は、公正取引委員会に対して意見を述べるものとする。

五 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（6.6.11経済産業委員会議決）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 デジタル市場の活性化やイノベーションの促進を図る観点から、特定ソフトウェアに係る市場における自由で開かれた公平・公正かつ健全な競争環境の整備に取り組むとともに、セキュリティの確保、プライバシー保護、青少年保護、消費者保護等に関し必要十分な措置が講じられるように努め、競争と安心・安全の両立の確保を図ること。この場合において、指定事業者によるセキュリティの確保、プライバシー保護、青少年保護等が確実に担保される施策を確保しつつ、一方で健全な競争が阻害される過剰な措置が行われることのないよう、関係行政機関が連携して適切に対応すること。また、スマートフォンの安全・安心な利用と利便性確保のために、利用者に対し必要かつ十分な情報提供が行われるよう最大限努めること。
- 二 指定事業者の禁止事項及び遵守事項について、本法の運用状況の検証等を通じ、競争上の問題の大きさに比して適切な規制になるように配慮するとともに、デジタル分野における知的財産の保護、技術革新、国内投資の促進、新たなビジネス形態等にも適切に対応することができるよう、必要に応じ見直しの検討を行うこと。
- 三 指定事業者の禁止事項及び正当化事由並びに遵守事項について指定事業者が適切に対処するための指針に関しては、関係事業者の予見可能性の確保及び競争と安全の両立が図られるよう、関係行政機関や有識者、民間事業者や消費者・ユーザー代表等の、幅広い関係者の知見等を踏まえて、可能な限り明確かつ具体的に策定するとともに、デジタル市場における情勢の変化等に対応し、適宜見直しを行うこと。
- 四 アプリストア等の開放により、有害・違法なアプリ等が提供されるリスクが高まることのないよう、正当化事由に関する具体的な考え方を示す指針の策定・運用に当たっては、関係行政機関、関係団体、指定事業者を含む民間事業者や消費者・ユーザー代表等の知見を十分に活用し、セキュリティの確保、プライバシー保護、青少年保護、消費者保護等が確実に図られるものとなるよう取り組むこと。
- 五 指定事業者以外の事業者によるアプリストアの提供について、指定事業者が、不当に高額な手数料等を徴収する等により、事実上参入を制限することがないよう、指針においてその考え方を明確にすること。
- 六 アプリストアや検索エンジン等に係る指定事業者の禁止行為については、アプリストア及び検索エンジンを巡る適正な競争環境の確保に努めつつ、先行して制度の運用を行っている欧州の実施状況を分析し、利用者のニーズへの即応性や的確性その他利用者の利便性が損なわれることがないよう配慮すること。
- 七 令和5年6月16日に政府のデジタル市場競争会議において取りまとめられた「モバイル・エコシステムに関する競争評価最終報告」において必要性が指摘された「う回行為の禁止」について、本法による規制が容易に回避されることがないよう、指針や本法の運用においてその内容の明確化を図ること。
- 八 アプリ開発者を始め、本法の違反行為の報告及び措置の求めを公正取引委員会に行った者の保護を図るため、その者に対する不利益取扱いの禁止の違反に係る本法第30条による指定事業者に

対する勧告及び命令等の必要な措置を適切かつ確実に実施すること。

九 本法の適切な運用を確保する観点から、専門部署の設置、デジタル分野の技術やビジネスに精通した専門人材の確保等、公正取引委員会の組織・人員等の体制を抜本的に強化するとともに、幅広い民間事業者や消費者・ユーザー代表等の知見等を活用するよう努めること。また、公正取引委員会の独立性を確保しつつ、関係行政機関の間の連携強化を図ること。

十 欧州や米国を始めとする諸外国の競争当局等との連携強化を図り、世界的なデジタル市場における競争政策の動向及び取組等を踏まえ、国際協定等との整合性も十分に考慮し、適時適切に必要な措置を講ずること。

十一 青少年保護及び青少年の心身の健全な成長等を図る観点から、青少年や保護者、教育関係者等におけるスマートフォン等の利用に係るリテラシーの向上が図られるよう最大限努めること。

また、スマートフォンの利用を巡る青少年の保護の在り方について、関連する取組の状況や課題の整理、主要各国における最近の対策の動向の把握等を踏まえつつ、法制上の措置の必要性の有無も含め、関係省庁等が連携して、具体的な方策の検討を進めること。

右決議する。

本院議員提出法律案

政治資金規正法の一部を改正する法律案（参第1号）

（参議院 6.6.6政治改革に関する特別委員会付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、議会制民主主義の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の重要性に鑑み、政治団体及び公職の候補者の政治活動の公明と公正を確保するため、法人その他の団体の政治活動に関する寄附の禁止、政治活動に関する寄附の量的制限の強化、収支報告書の要旨の公表の期限の短縮等の措置を講ずるとともに、政治団体の代表者に政治団体に対する監督義務を課し、あわせて、政治資金規正法違反について罰則を強化すること等を内容とするものである。

政党助成法を廃止する法律案（参第2号）

（参議院 6.6.6政治改革に関する特別委員会付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、政党の政治資金は主として国民が拠出する浄財によって賄われるべきものであることに鑑み、国が政党に対する助成を行う制度を廃止しようとするものである。

電気料金の高騰に対する当分の間の措置として電気の利用者に対して再生可能エネルギー電気に係る賦課金の請求が行われなくするために講ずべき措置等に関する法律案（参第3号）

（参議院 委員会未付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、電気料金が高騰している現状に鑑み、電気の利用者の負担の軽減を図るため、当分の間の措置として、電気の利用者に対して再生可能エネルギー電気に係る賦課金の請求が行われなくするために講ずべき措置について定め、あわせて、再生可能エネルギー電気の供給の促進に要する費用の在り方についての政府における検討について定めようとするものである。

財政法の一部を改正する法律案（参第4号）

（参議院 委員会未付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、教育・科学技術関係費の財源について、国会の議決を経た金額の範囲内で、財政法第4条第1項ただし書の規定により公債を発行すること等ができるようにするものである。

揮発油価格高騰時における揮発油税等税率特例停止措置の実施並びに揮発油税等税率特例の廃止及び脱炭素社会の実現等に資する税制の構築のための措置に関する法律案（参第5号）

（参議院 委員会未付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、揮発油及び軽油の価格が高騰している現下の状況を踏まえ、国民生活及び国民経済の安定を図るため、揮発油価格高騰時における揮発油税等税率特例停止措置を実施するために講ずべき措置について定めるとともに、揮発油税及び地方揮発油税並びに軽油引取税の税率の特例が設けられてから長期間が経過し、当該税率の特例が設けられた当時とは社会経済情勢が著しく変化していることに鑑み、当該税率の特例の廃止及び脱炭素社会の実現等に資する税制の構築のための措置について定めるものである。

育児・介護二重負担者の支援に関する施策の推進に関する法律案（参第6号）

（参議院 委員会未付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、我が国における急速な高齢化の進展、就労、結婚、出産等をめぐる状況の変化等に伴い増加している育児・介護二重負担者について、日常生活及び社会生活に支障が生ずることのないようその負担の軽減を図ることが喫緊の課題となっていることに鑑み、育児・介護二重負担者の支援に関する施策に関し、基本理念、国等の責務その他の必要な事項を定めることにより、これを総合的に推進しようとするものである。

サイバー安全保障を確保するための能動的サイバー防御等に係る態勢の整備の推進に関する法律案（参第7号）

（参議院 委員会未付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、近年、国内外において国家の関与が疑われるサイバー攻撃その他のサイバー攻撃の脅威が増大していることに鑑み、サイバー安全保障態勢の整備の推進に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びサイバー安全保障態勢の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、サイバー安全保障態勢整備推進本部を設置することにより、サイバー安全保障態勢の整備を総合的かつ集中的に推進しようとするものである。

自動車盗難対策等の推進に関する法律案（参第8号）

（参議院 委員会未付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、自動車の盗難の防止等のためには、その盗取等の実態等を踏まえた多岐にわたる取組が必要であることに鑑み、自動車盗難対策についてその基本となる事項を定めるとともに、あわせて小売店舗における集団による窃盗等の自動車の窃盗等との類似性が認められる犯罪の防止等に関する施策について定めることにより、自動車盗難対策等を総合的に推進しようとするものである。

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案（参第9号）

（参議院 委員会未付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、近年における組織的に行われる窃盗及び盗品有償譲受け等の実情に鑑み、これらの罪に当たる行為が団体の活動としてこれを実行するための組織により行われたときの法定刑を加重する等の措置を講じようとするものである。

消費者対応業務関連特定行為対策の推進に関する法律案（参第10号）

（参議院 委員会未付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、消費者が苦情の申出等を行う機会を十分に確保すること等その利益を擁護することが重要である一方で、消費者対応業務関連特定行為が従業者等の業務の遂行に支障を生じさせ、及び従業者等の心身に重大な影響を及ぼすとともに、事業者の事業活動や他の消費者の消費生活にも支障を及ぼすおそれがあるものであること等に鑑み、消費者対応業務関連特定行為対策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針の策定その他消費者対応業務関連特定行為対策の基本となる事項を定めること等により、消費者の利益が擁護されるよう配慮しつつ消費者対応業務関連特定行為対策を総合的に推進しようとするものである。

政治資金規正法等の一部を改正する法律案（参第11号）

（参議院 6.6.6政治改革に関する特別委員会付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、最近における政治資金をめぐる状況に鑑み、政治団体の収支報告の適正の確保及び透明性の向上により政治に対する国民の信頼の回復を図るため、収支報告書の不記載、虚偽記入等に関する政治団体の代表者に対する罰則の強化、政治資金監査の対象となる政治団体及び事項の拡大、収支報告書のデジタル化の一層の推進、政党から公職の候補者に対してされる寄附の禁止及び渡切りの方法による支出の禁止、政策研究団体による政治資金パーティーの開催の禁止、政治資金パーティーの対価支払者の氏名等の公開基準の引下げ、外国人等からの政治資金パーティーの対価の収受の禁止、政治資金パーティーの対価の支払方法の制限等の措置を講じようとするものである。

農業用植物の優良な品種を確保するための公的新品種育成の促進等に関する法律案（参第12号）

（参議院 委員会未付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、地域における農業の基盤である農業用植物の優良な品種を確保する上で農業用植物の新品種の育成が継続的かつ安定的に行われることが重要であることに鑑み、地域における農業の持続的な発展を図るため、公的新品種育成の促進等に関し、基本方針の策定その他の必要な事項を定めようとするものである。

地域在来品種等の種苗の保存及び利用等の促進に関する法律案（参第13号）

（参議院 委員会未付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、地域在来品種等の種苗の保存及び利用等が、農産物の生産のために栽培される植物の品種の多様性の確保及び地域における農業の振興を図る上で重要であることに鑑み、農業の持続的かつ健全な発展及び農村その他の地域の活性化に資するとともに、食料の安定供給の確保及び国民の豊かな食生活の実現に寄与するため、地域在来品種等の種苗の保存及び利用等の促進に関し、基本理念、基本方針の策定その他の必要な事項を定めることにより、地域在来品種等の種苗の保存及び利用等の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進しようとするものである。

衆議院議員提出法律案

(衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載)

令和六年度出産・子育て応援給付金に係る差押禁止等に関する法律案（衆第3号）

(衆議院 6.3.14可決 参議院 3.28内閣委員会付託 3.29本会議可決)

【要旨】

本法律案の内容は次のとおりである。

一、定義

この法律において「令和6年度出産・子育て応援給付金」とは、妊娠から出産及び子育てまでの一貫した相談支援の実効性を確保する必要性に鑑み、令和6年度の予算における妊娠出産子育て支援交付金を財源として市町村（特別区を含む。）から支給される給付金（金銭以外の財産により行われる給付を含む。）で、妊娠から出産及び子育てまでの支援の観点から支給されるものをいう。

二、差押禁止等

- 1 令和6年度出産・子育て応援給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。
- 2 令和6年度出産・子育て応援給付金として支給を受けた金銭その他の財産は、差し押さえることができない。

三、非課税

租税その他の公課は、令和6年度出産・子育て応援給付金として支給を受けた金品を標準として課することができない。

四、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律は、この法律の施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなった令和6年度出産・子育て応援給付金についても適用する。ただし、二の適用については、この法律の施行前に生じた効力を妨げない。

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第4号）

(衆議院 6.3.14可決 参議院 3.28内閣委員会付託 3.29本会議可決)

【要旨】

本法律案は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律に基づく一時金の支給の請求の状況に鑑み、一時金の支給の請求期限を5年延長しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、一時金の支給の請求期限の延長

一時金の支給の請求の期限を5年延長し、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の施行の日（平成31年4月24日）から起算して10年を経過する日までとする。

二、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】（6.3.29内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者（以下「優生手術等を受けた者」という。）が御高齢となっており、一刻の猶予もないことを踏まえ、一時金の支給について効果的な広報を早急に行うこと。また、広報の実施に際しては、障害種別に応じて、分かりやすい文章、点字、手話など、情報提供の在り方を工夫し、優生手術等を受けた者、家族及び関係者に情報が行き渡るよう

にすること。

- 二 国及び地方公共団体の一時金支給制度の相談窓口において、優生手術等を受けた者等が身近で安心して相談できる体制を充実させること。また、その相談が一時金の「請求受付」につながるよう、優生手術等を受けた者等の話を丁寧に把握し、関連する行政機関、地方公共団体、医療機関・福祉施設等と緊密な連携をすること。
 - 三 一時金の水準等を含む今後の対応の在り方について、当事者からの要望があることを踏まえ、不断の検討及び見直しを行うこと。
 - 四 旧優生保護法に基づく優生手術等に係る資料が優生手術等を受けた者の被害状況を証明するために重要であることに鑑み、国は、資料の破棄などを行わずその保管・保全を徹底するよう地方公共団体、医療機関・福祉施設等に改めて通知すること。
- 右決議する。

令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律案（衆第5号）

（衆議院 6.3.29可決 参議院 4.1厚生労働委員会付託 4.5本会議可決）

【要旨】

本法律案は、令和6年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金について、その支給を受けることとなった者が自らこれを使用することができるよう、その差押禁止等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この法律において「令和6年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金」とは、令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震による災害により住宅に被害を受けた世帯（以下「被災世帯」という。）の住宅の再建の支援等の観点から支給される給付金であって、それらがあいまって被災世帯に必要な支援を確保し、当該災害により被害を受けた地域のコミュニティの再生を図り、当該地域における社会福祉の向上に資するものとして石川県から支給される次に掲げるものをいう。
 - 1 令和6年3月1日に閣議において決定された令和5年度一般会計予備費の使用に基づく地域福祉推進支援臨時特例交付金その他高齢者若しくは障害者がいる世帯又は住宅の建設、購入若しくは補修のための借入金の借入れを受け若しくは返済を行うことが容易でない世帯に対して給付金を支給することを目的として国が交付する交付金として厚生労働省令で定めるものを主たる財源として支給される給付金
 - 2 1に掲げる給付金の支給を受けていない世帯の住宅の建設、購入又は補修のための借入金の利息の支払に充てるものとして支給される給付金として厚生労働省令で定めるもの
- 二、令和6年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。
- 三、令和6年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができない。
- 四、この法律は、公布の日から施行する。
- 五、この法律は、この法律の施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなった令和6年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金（一の1の地域福祉推進支援臨時特例交付金に係るもの及び一の2に掲げるものに限る。）についても適用する。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げない。

政治資金規正法の一部を改正する法律案（衆第13号）

（衆議院 6.6.6修正議決 参議院 6.6政治改革に関する特別委員会付託 6.19本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、国会議員関係政治団体の代表者が、会計責任者の説明等に基づき、政治資金規正法の規定に従っ

て収支報告書が作成されていることを確認した上で、その旨を記載した確認書を交付して、それを収支報告書に添付させる制度を創設するとともに、その違反に罰則を設け、公民権停止の対象とする。

二、政治資金監査の対象団体である国会議員関係政治団体に政策研究団体を含めるとともに、その対象事項に収入に関する事項を加える。

三、国会議員関係政治団体の収支報告書等について、オンライン提出を義務付けるとともに、インターネット公表を義務化する。

四、政治資金パーティーについて、その対価支払者の氏名等の公開基準額を5万円超に引き下げる。

五、政策活動費を含む政党から国会議員に対する支出について、項目別の金額及び年月を収支報告書に記載した上で、政策活動費の支出に係る政治活動に関連してした支出の状況についての領収書等を10年後に公開するものとする。また、政党から公職の候補者への政治活動に関する寄附を禁止する。

六、国会議員関係政治団体から年間1,000万円以上の寄附を受けたその他政治団体は、その年及びその翌年において国会議員関係政治団体であるものとみなし、支出公開に関する特例規定を適用する。

七、収支報告書に記載された個人寄附者等の住所に係る部分を公表するときは、都道府県、郡及び市町村の名称に係る部分に限って行うものとする。

八、政党に所属する国会議員が政治資金等に関する犯罪に係る事件に関し起訴された場合における政党交付金の一部の交付を停止する等の制度を創設するため、必要な措置が講ぜられるものとする。

九、政治資金に関する独立性が確保された機関を設置するものとし、具体的な内容について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

十、外国人等による政治資金パーティーの対価の支払に係る規制、個人のする政治活動に関する寄附を促進するための税制優遇措置、公職の候補者が自らが代表を務める政党選挙区支部に対する寄附への税制優遇措置の適用除外等について、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

十一、この法律は、一部を除き令和8年1月1日から施行する。

【附帯決議】（6.6.18政治改革に関する特別委員会議決）

本法の趣旨を踏まえ、次の事項について、それぞれ所要の措置を講ずるものとする。

一、政治活動の公明と公正を確保し、民主政治の健全な発展に寄与する観点から、政治改革全般にわたる課題について不断の検討を続けること。

二、政治資金に関する独立性の確保された第三者機関の設置を始めとする本法における検討事項については、本法が実効あるものとなるよう広範かつ詳細にわたる検討を行うとともに、円滑な施行ができるよう速やかに結論を得ること。

三、政策活動費の公開に関する制度については、10年後の領収書等の公開だけでなく、毎年の収支報告書に対する第三者機関の監査が確実に行われるよう、その透明化の実現を図ること。

四、政党に所属する国会議員が政治資金等に関する犯罪に関し起訴された場合における政党交付金の交付の停止等に関する制度及び自らが代表を務める政党選挙区支部に対する寄附への税制優遇措置の適用除外に関する検討については、早期に結論を得て、その改正を図ること。

五、政治資金パーティーを開催する者が同一の者から受けることができる当該政治資金パーティーの対価の支払の上限額の在り方及び政党その他の政治団体に係る政治資金パーティー以外の事業による収入の在り方について、検討を行うこと。

六、政治団体の代表者が親族間で異動することによる政治資金の移動の制限の在り方について、公職を担う多様な人材を確保する観点から、検討を行うこと。

七、政治資金の適正化・透明化を図るため、適時に、正確な会計帳簿の作成や、複式簿記の導入などを含め、会計の在り方について検討を行うこと。

八、国会議員関係政治団体に係る収支報告書等のオンライン提出の義務化に当たっては、誰もが関

覧できるようなデータベース化を含め、検索可能性を高める情報提供の在り方について検討を行うこと。なお、対象となる各政治団体において、オンライン提出が円滑に行われるよう、政府においては、関係者に対するオンラインシステムに関する研修の実施やサポート体制の充実に努めること。

九、政党が議会制民主政治において極めて重要な存在であることを踏まえ、政党の望ましいガバナンスの在り方について、政党の自主性及び自律性の確保に配慮しつつ、法整備の要否も含めて、中長期的に検討を行うこと。

右決議する。

公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律案（衆第17号）

（衆議院 6.5.23可決 参議院 6.10国土交通委員会付託 6.12本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一 公共工事の品質確保に関する基本理念として、公共工事等に従事する者の休日等、新たな技術の活用の推進、脱炭素化に向けた技術又は工夫の活用等に配慮すること等を定めることとする。
- 二 発注者等の責務として、契約に取引価格の変動に基づく請負代金額の変更及び算定方法に関する定めを設け、その適用に関する基準を策定するとともに、契約締結後に変動が生じたときは、適切に請負代金額の変更を行うこと、地域の実情を踏まえた競争参加資格等を定めること、災害からの迅速な復旧復興に資する事業のために必要な能力を有する民間事業者と地域の民間事業者との連携及び協力のために必要な措置を講ずること、災害時における公共工事の目的物の被害状況の把握に関し、当該目的物の整備等について必要な知識及び経験を有する者の活用に努めなければならないこと等を定めることとする。
- 三 国及び地方公共団体は、職業訓練を実施する者に対する支援等、高等学校等と民間事業者等との間の連携の促進及び外国人等を含む多様な人材の確保等に必要環境の整備の促進について必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととする。
- 四 国は、発注関係事務の実施の実態を調査、公表するよう努めるとともに、その結果を踏まえ、発注者が発注関係事務を適切に実施することができるよう、必要な助言を行わなければならないこととする。
- 五 国は、公共工事に従事する者に対する賃金の支払、休日の付与の実態等の調査を行うよう努め、調査の結果を公表するとともに、その結果を踏まえ、公共工事に従事する者の適正な労働条件の確保のために必要な施策の策定及び実施に努めなければならないこととする。
- 六 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針に定める事項に、必要な体制整備に関することを追加するほか、国土交通大臣等は、同指針に従って講じた措置の状況の報告を踏まえ、各省各庁の長等又は地方公共団体に対し、同指針に照らして必要な勧告等を行うことができることとする。
- 七 測量に関する専門の養成施設の登録要件について、講義及び実習を行うべき測量に関する科目等を国土交通省令に委任するほか、測量法に測量士等となる資格の在り方の検討規定を追加することとする。
- 八 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとする。

【附帯決議】（6.6.11国土交通委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 公共工事の契約変更手続の透明性を確保するため、まずは国土交通省直轄工事において契約変更前に必要に応じて受発注者以外の第三者がその適正性をチェックし、その意見を反映、公表する新たな仕組みを導入すること。あわせて、それ以外の公共工事における契約変更についても導入を検討すること。
- 二 令和6年能登半島地震を踏まえ、災害対応に不可欠な地域建設業を維持するため、地方公共団

体において適切な競争参加資格や発注単位の設定が行われるよう必要な措置を講ずるとともに、その担い手を確保するため、予定価格や工期の適正な設定等の諸施策が効果的に実施されるよう、発注関係事務の実施実態及び公共工事に従事する者への賃金の支払いや休日の付与の状況の把握を進め、必要な措置を講ずること。

三 地域建設業者が災害時の地域の守り手としての役割を果たしていくためには、担い手を確保し建設機材を維持することが必要であることに鑑み、過疎地域等を始めとする地方公共団体に対する公共事業の施行についての支援等を検討すること。

四 民間事業者等による新技術の研究開発を促進するとともに、公共工事等においてその活用を推進すること。特に、脱炭素化に対する寄与の程度等を考慮して総合的に価値の最も高い資材や工法等を適切に採用するため、ガイドラインの作成や取組事例に係る情報収集等を行うこと。

五 国の総合評価落札方式における賃上げ加点措置については、公平性や地域建設業等の維持の観点からその影響を調査し、他制度との兼ね合いを考慮しつつ運用を検討すること。

六 測量士等を中長期的に確保するため、就業状況の実態把握を行うとともに、資格制度の更なる改善について早期に検討を進めること。

右決議する。

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第18号）

（衆議院 6.5.30可決 参議院 6.10文教科学委員会付託 6.12本会議可決）

【要旨】

本法律案は、障害のある児童及び生徒のために作成されている教科用特定図書等が、教科用図書の使用に困難を有する日本語に通じない児童及び生徒にとっても有用であること等に鑑み、これらの者が教科用特定図書等を使用して学習することができることとなるよう、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、文部科学大臣等が検定教科用図書等に係る電磁的記録の提供を行うことができることとされた教科用特定図書等の発行には、当分の間、障害のある児童及び生徒並びに日本語に通じない児童及び生徒の双方の学習の用に供するために行う教科用特定図書等の発行を含むものとする。

二、一に規定する障害のある児童及び生徒並びに日本語に通じない児童及び生徒の双方の学習の用に供するために行う教科用特定図書等の発行並びに当該発行に係る教科用特定図書等についての著作権法の規定の適用について、必要な読替えを行う。

三、この法律は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行する。

ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第19号）

（衆議院 6.5.30可決 参議院 6.10厚生労働委員会付託 6.12本会議可決）

【要旨】

本法律案は、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律に基づく補償金の支給の請求の状況に鑑み、補償金の支給の請求期限を5年延長しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、補償金の支給の請求の期限を5年延長し、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律の施行の日（令和元年11月22日）から起算して10年を経過する日（令和11年11月21日）までとする。

二、この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】（6.6.11厚生労働委員会議決）

一、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律に基づく補償金の請求を行うに至っていないハンセン病元患者家族が多数おられることを踏まえ、補償金の支給についてより効果的な広報を行うこと。また、広報の実施に際しては、偏見差別をおそれて同法に基づく補償金

の請求を躊躇する当事者が多いことも踏まえ、よりきめ細やかな対応を行うこと。

二、国の隔離政策により、元患者のみならず元患者家族等も、偏見と差別の中で、長年多大の苦痛と苦難を強いられてきたことを改めて深くおわびするとともに、偏見差別解消策、偏見差別予防策及び差別被害救済策の一層の充実に向けた努力を引き続き行う決意を新たにすること。

右決議する。

子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（衆第22号）

（衆議院 6. 6. 13可決 参議院 6. 17内閣委員会付託 6. 19本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、法律の題名を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改める。
- 二、この法律は、貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことその他のこどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにするため、日本国憲法第25条その他の基本的人権に関する規定、児童の権利に関する条約及びこども基本法にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的とする。
- 三、基本理念に、こどもの貧困の解消に向けた対策は、こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならないこと、貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならないこと等を定める。
- 四、「子どもの貧困対策に関する大綱」を「こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱」（以下「大綱」という。）とし、大綱に定める事項にひとり親世帯の養育費受領率等を追加する。また、政府は、大綱を定めるに当たり、貧困の状況にあるこども及びその家族、学識経験者、こどもの貧困の解消に向けた対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる。
- 五、国及び地方公共団体は、民間の団体が行う貧困の状況にあるこども及びその家族に対する支援に関する活動を支援するため、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 六、国及び地方公共団体は、こどもの貧困の実態、貧困の状況にあるこども及びその家族の支援の在り方、こどもの将来の貧困を防ぐための施策の在り方等についての調査研究等の施策を講ずるものとする。
- 七、この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 八、政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後のこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、同法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

【附帯決議】（6. 6. 18内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 こどものみならず、その家族さらには若者世代を含めて、衣食住に困る等の生活困窮、十分な医療を受けられないこと等がないよう、貧困の解消に向けた対策を実施すること。
- 二 相対的貧困率が著しく高いひとり親家庭を対象とした多面的な支援に取り組むこと。
- 三 希望する全てのひとり親世帯が養育費を受領できるようにすることが重要であるとの認識の下、国及び地方公共団体の取組の在り方を検討するとともに、養育費の更なる履行確保に向けた強化を図ること。
- 四 民間の団体との連携においては、活動支援のための財政上の措置に即した取組、新たな団体の参入可能性、公平・公正な手続等の確保に留意すること。
- 五 こどもの貧困の解消に向けた支援に地域間格差が生じないよう、各地方公共団体における支援体制の強化を図ること。

- 六 こどもの貧困の解消に向け、こども家庭庁の体制の強化を図るとともに、地方公共団体との連携を強化し、調査研究及び指標の検証を踏まえた施策を推進し、その実効性を上げること。
右決議する。

予 算

令和六年度一般会計予算

令和六年度特別会計予算

令和六年度政府関係機関予算

(衆議院 6.3.2可決 参議院 3.2予算委員会付託 3.28本会議可決)

【概要】

令和5年の我が国経済は、5月の新型コロナウイルスの感染症法上の位置付け変更によって、およそ3年に及んだコロナ禍に終止符が打たれ、経済活動の正常化が進んだ。年間を通して景気は緩やかに持ち直していたが、企業業績が堅調に推移した一方で、令和4年以降の物価上昇が続く中、実質賃金は減少し、消費の回復は力強さを欠くものとなった。

また財政は、一般会計当初予算ベースの基礎的財政収支の赤字幅は縮小が見られるものの、近年のコロナ対策で大規模な財政出動が行われたこともあり、国及び地方の長期債務残高対GDP比は2倍を越すなど厳しい状況が続いている。

こうした状況の中、令和6年度予算は、人への投資、科学技術の振興及びイノベーションの促進、GX、DX、半導体・AI等の分野での国内投資の促進、海洋、宇宙等のフロンティアの開拓、スタートアップへの支援、少子化対策・こども政策の抜本強化を含む包摂社会の実現など、新しい資本主義の実現に向けた取組の加速、防災・減災、国土強靱化など、国民の安全・安心の確保、防衛力の抜本的強化を含む外交・安全保障環境の変化への対応、などの重要な政策課題について必要な予算措置を講ずる等の方針の下に編成され、令和5年12月22日に概算が閣議決定された。

その後、令和6年1月1日に最大震度7の能登半島地震が発生すると、政府は、被災者支援や被災地の復旧・復興のための対応として、同月16日に、一般予備費を5,000億円増額して1兆円とする概算の変更の閣議決定を行った。

令和6年度一般会計予算総額は112兆5,717億円（対前年度当初予算比1.6%減）と12年ぶりに前年度当初予算を下回ったものの、過去2番目の規模となった。

歳出予算は、政策的経費である一般歳出が67兆7,764億円（同6.8%減）、地方交付税交付金等が17兆7,863億円（同8.5%増）、国債費が27兆90億円（同7.0%増）となった。

一般歳出の内訳を見ると、社会保障関係費は37兆7,193億円（同2.3%増）となった。概算要求基準時点において年金・医療等に係る経費のいわゆる自然増が5,200億円と見込まれたが、社会保障関係費の前年度からの実質的な増加は3,700億円程度（年金スライド分3,500億円程度を除く）となった。診療報酬の改定率が+0.88%（国費822億円）、薬価等の改定率が▲1.00%（同▲1,202億円）となったほか、介護報酬、障害福祉サービス等報酬がプラス改定となった。また、こども未来戦略に基づき、所得制限の撤廃を含む児童手当の抜本的拡充に3,558億円（年金特別会計）等が計上された。

防衛関係費は7兆9,172億円となった。前年度当初予算の「防衛力強化資金繰入」を除いたベースで比べ16.6%増となり、12年連続の増加となった。令和6年度は防衛力整備計画の2年目に当たり、同計画対象経費は7兆7,249億円（対前年度当初予算比17.0%増）となり、イージス・システム搭載艦2隻の建造を含む統合防空ミサイル防衛能力（契約ベースで約1.2兆円）等が計上された。

公共事業関係費は6兆828億円（対前年度当初予算比0.04%増）となった。このうち国土強靱化関係予算は4兆330億円（同1.6%増）となった。地域における事前防災・減災対策等を支援する防災・安全交付金8,707億円（同2.3%増）、海上保安能力の抜本的強化に2,611億円（同7.4%増）等が計上された。

文教及び科学振興費は5兆4,716億円（同1.0%増）となり、2年連続の増加となった。小学校高学年の理科・算数等の教科における「教科担任制」の前倒し、小学校5年生の35人以下学級の実現のための教職員定数の改善等により、義務教育費国庫負担金1兆5,627億円（同2.7%増）等が計上された。科学技術振興費は1兆4,092億円（同1.1%増）となった。

地方交付税交付金等は17兆7,863億円（同8.5%増）となり、2年連続の増加となった。交付税及び譲与税配付金特別会計から支出される地方交付税交付金は18兆6,671億円（同1.7%増）となり、

臨時財政対策債の発行は過去最少の4,544億円となった。

国債費は、27兆90億円（同7.0%増）となり、4年連続の増加となった。内訳は、債務償還費が17兆2,957億円（同3.2%増）、利払費が9兆6,910億円（同14.4%増）などとなっている。積算金利が1.1%から1.9%へ引き上げられたこと等によって、利払費が増加した。

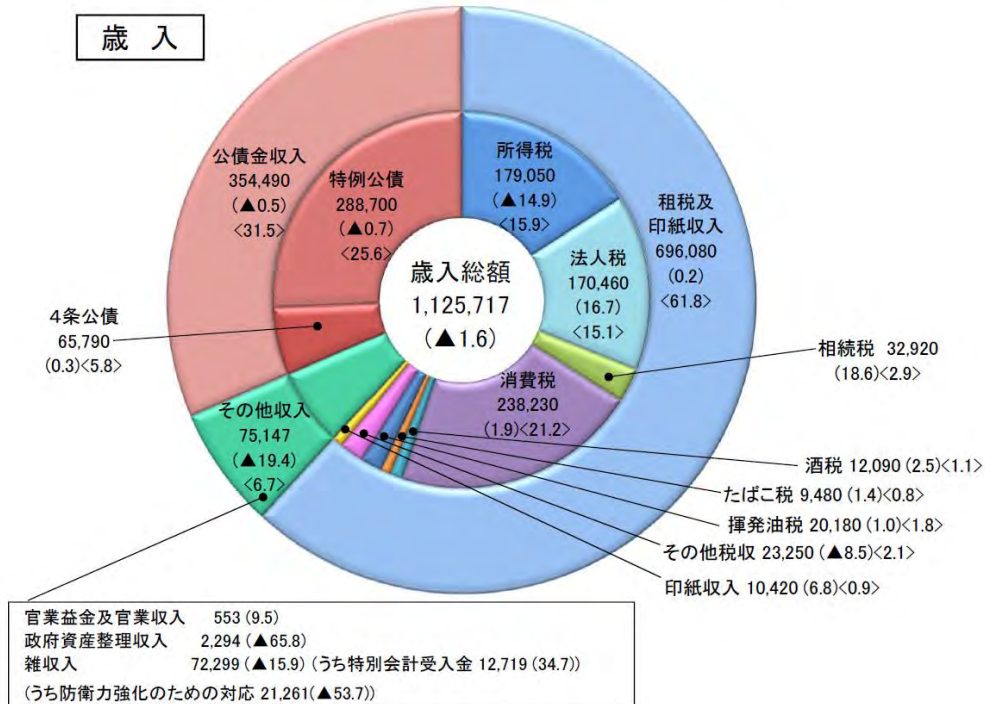
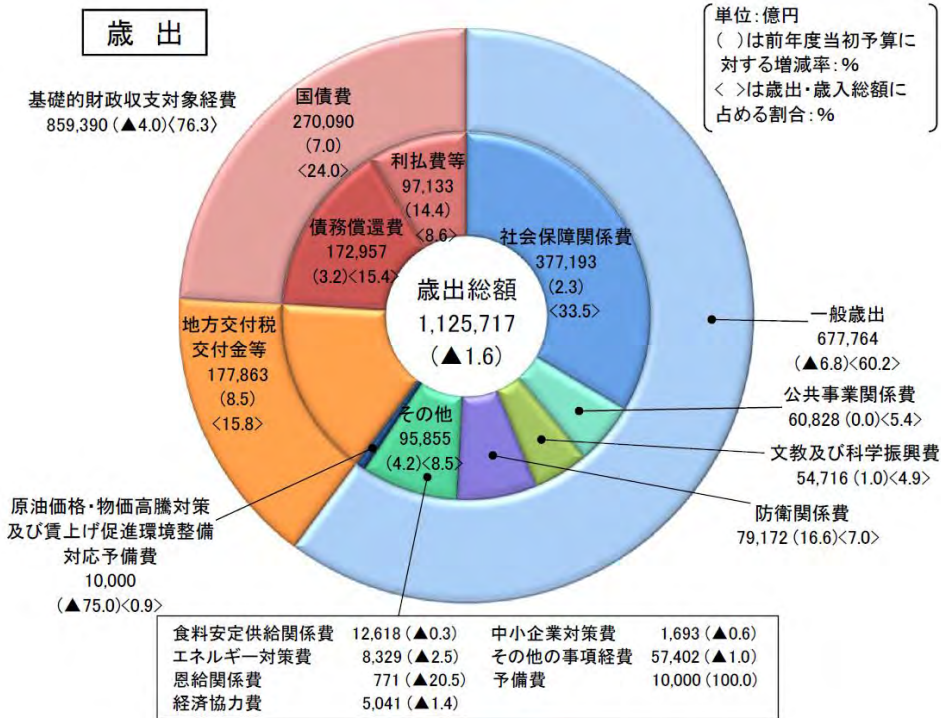
このほか、令和5年度補正予算で従前の新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費から使途を変更した、原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費は前年度当初予算から3兆円減額の1兆円が計上された。

歳入予算については、租税及印紙収入は69兆6,080億円（同0.2%増）となり、当初予算として過去最高を見込んでいる。定額減税の実施等により所得税等が減少する一方、堅調な企業業績や物価高等により、法人税や消費税等の増加を見込んでいる。

公債金は35兆4,490億円（同0.5%減）で3年連続の減額となった。内訳は、4条公債が6兆5,790億円（同0.3%増）、特例公債が28兆8,700億円（同0.7%減）となっている。公債依存度は31.5%となり、前年度当初予算に比べ0.4%ポイント上昇した。

歳出の基礎的財政収支対象経費（歳出総額から利払費と債務償還費（交付国債分を除く）を除いたもの）は前年度当初予算に比べ3兆5,805億円減少（対前年度当初予算比4.0%減）した。一般会計ベースの基礎的財政収支は前年度当初予算から1兆9,450億円改善したものの、8兆8,163億円の赤字となった。また、令和6年度末の国及び地方の長期債務残高は1,315兆円（対GDP比214%）と見込まれている。

令和6年度一般会計予算の内訳



(出所) 財務省「予算の説明」等より作成

条 約

グローバル戦闘航空プログラム（G C A P）政府間機関の設立に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）

（衆議院 6.5.14承認 参議院 5.29外交防衛委員会付託 6.5本会議承認）

【要旨】

この条約は、グローバル戦闘航空プログラム（以下「G C A P」という。）の管理等を我が国、英国及びイタリアのために行うことを目的とする国際機関としてG C A P政府間機関（以下「G I G O」という。）を設立するものであり、2023年（令和5年）12月14日に東京において署名された。

この条約は、前文、本文67箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、G I G Oを設立し、本部は英国に置くこと、G I G Oが運営委員会及びG C A P実施機関（以下「実施機関」という。）によって構成されること等を規定する。
- 二、G I G Oを統治する最高機関である運営委員会の構成及び任務、小委員会の設置並びに実施機関の地位、任務及び活動等について規定する。
- 三、締約国は、G I G Oの資金のために拠出すること等を規定する。
- 四、G I G O、運営委員会及び小委員会の構成員等がそれぞれ享有する特権及び免除等について規定する。
- 五、G C A Pに係る情報を取得することに関心を有する非締約国との意思疎通、追加的な締約国となる可能性がある国との交渉、非締約国によるこの条約への加入等について規定する。
- 六、締約国は、法的義務及び規則に従い、並びに国家安全保障上の直接の利益に妥当な考慮を払った上で、G C A Pにおいて又はG C A Pを通じて生み出された品目及び情報の非締約国への輸出等に関する他の締約国の意図を可能な限り支援すること等を規定する。
- 七、締約国は、G C A Pのための装備、技術等の非締約国への輸出を円滑にするための共通の仕組みを創設し、及び維持すること、当該仕組みについては、この条約、適用のある国際協定並びに武器管理制度に関する約束を含む締約国のその他の法的義務及び規則を反映すること等を規定する。
- 八、締約国及びG I G Oは、締約国間の別途の取決めに従って秘密情報を保護すること等を規定する。
- 九、締約国は、G I G Oを解散することを全会一致で決定することができること、この条約が終了する場合又はいずれか一の締約国がこの条約から脱退する場合には、費用、法的請求及び秘密情報その他の機微な情報の保護に関する残存するいかなる義務も、引き続き拘束力を有すること等を規定する。
- 十、この条約は、締約国からの最後の批准書又は受諾書が寄託された日の翌日に効力を生ずる。

日本国の自衛隊とドイツ連邦共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）

（衆議院 6.5.21承認 参議院 6.5外交防衛委員会付託 6.12本会議承認）

【要旨】

この協定は、日本国の自衛隊とドイツ連邦共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する枠組みを設けるものであり、2024年（令和6年）1月29日に東京で署名されたものである。

この協定は、前文、本文7箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定は、自衛隊とドイツ軍隊との間における、共同訓練、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動若しくは大規模災害への対処のための活動、外国での緊急事態における自国民等の退去のための保護措置若しくは輸送、連絡調整その他の日常的な活動

又はそれぞれの国の法令により物品若しくは役務の提供が認められるその他の活動のために必要な物品又は役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とする。

二、この協定に基づいて提供される物品又は役務は、食料、水、宿泊、輸送（空輸を含む。）、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信業務、衛生業務、基地活動支援（基地活動支援に付随する建設を含む。）、保管業務、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備業務（校正業務を含む。）、空港・港湾業務及び弾薬の各区分に係るものとし、それぞれの区分に係る物品又は役務については、付表において定める。また、物品又は役務の提供については、武器の提供が含まれるものと解してはならない。

三、この協定に基づく物品又は役務の提供に係る決済の手續等について定める。この協定に基づいて行われる物品又は役務の相互の提供は、この協定に従属し、両締約国政府の権限のある当局の間で作成される手續取決めに従って実施される。

四、両締約国政府は、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手續を完了した旨を外交上の経路を通じて相互に通告する。この協定は、双方の通告が受領された日のうちいずれか遅い方の日に効力を生ずる。この協定は、10年間効力を有し、その後は、いずれか一方の締約国政府がこの協定を終了させる意思を通告しない限り、順次それぞれ10年の期間、自動的に効力を延長される。

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とアンゴラ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）

（衆議院 6.4.9承認 参議院 4.15外交防衛委員会付託 4.24本会議承認）

【要旨】

この協定は、我が国とアンゴラとの間において、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みの整備を通じて両国間の投資の機会を増大させ、経済関係を一層強化するため、2023年（令和5年）8月にルアンダで署名されたものである。この協定は、前文、本文28箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

一、一方の締約国は、自国の区域において、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分（以下「投資活動」という。）に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対して内国民待遇及び最恵国待遇を与える。

二、一方の締約国は、自国の区域において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際慣習法に基づく待遇を与える。

三、いずれの一方の締約国も、自国の区域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、輸出についての要求等の特定措置の履行要求を課し、又は強制することができない。

四、いずれの一方の締約国も、公共の目的のためのものであること等の要件を満たさない限り、収用、国有化等を実施してはならない。また、収用、国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならない。

五、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争が協議等によって解決されない場合には、当該投資紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託され得る。

六、両締約国は、この協定の効力発生のために必要とされる国内手續の完了を相互に通告する。この協定は、双方の通告が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後30日目の日に効力を生ずる。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とギリシャ共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第4号）

（衆議院 6.4.9承認 参議院 4.15外交防衛委員会付託 4.24本会議承認）

【要旨】

この条約は、人的交流及び経済的交流に伴って発生する国際的な二重課税の除去を目的として、我が国とギリシャとの間で課税権を調整するものであり、2023年（令和5年）11月1日にアテネで

署名されたものである。この条約は、前文、本文30箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。
- 二、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。
- 三、配当、利子及び使用料については、源泉地国において限度税率の範囲で課税することができること又は免税とすること等を規定する。
- 四、この条約の規定による課税によって生ずる二重課税を居住地国において除去する。
- 五、この条約の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対して申立てをすることができること及び権限のある当局が相手国の権限のある当局と協議を行って解決を図ることができることに加え、一定の要件の下において仲裁に付託することができること等を規定する。
- 六、両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換すること等を規定するとともに、滞納租税債権一般を対象とする徴収共助の規定を導入し、その実施のための要件、手続等について規定する。
- 七、この条約の特典の濫用を防止するため、第三国に存在する恒久的施設に帰属する所得について第三国において課される租税の額が一定の額に満たない場合及び取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられない。
- 八、この条約は、両締約国のそれぞれの法令上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第5号）

（衆議院 6.4.9承認 参議院 4.15外交防衛委員会付託 4.24本会議承認）

【要旨】

この議定書は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（以下「協定」という。）に、情報の電子的手段による国境を越える移転及び個人情報の保護に関する規定を追加するための改正等について定めるものであり、2024年（令和6年）1月31日にブリュッセルにおいて署名が行われた。

この議定書は、前文、本文7箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、協定第8・71条を改め、対象者及び個人情報の定義に係る規定を加えることを定める。
- 二、協定第8・81条を改め、両締約国は、情報の電子的手段による国境を越える移転が対象者の事業の実施のために行われる場合には、当該移転を確保することを約束すること等について定める。
- 三、協定第8・81条の次に第8・82条として、両締約国は、各締約国の法令に従い個人が自己の個人情報及びプライバシーの保護についての権利を有すること並びにこの点に関する高い基準がデジタル経済における信用及び貿易の発展に寄与することを認めること等に関する規定を加えることを定める。
- 四、協定第8・63条を削除する。
- 五、この議定書は、協定第23・2条1及び2の規定に従い、この議定書の効力発生のためのそれぞれの関係する国内法上の要件及び手続について、当該要件を満たしたこと及び当該手続が完了したことを両締約国が相互に通告する日の属する月の後2番目の月の初日又は同日よりも遅い日であって両締約国が合意する日に効力を生ずる。

航空業務に関する日本国政府とクロアチア共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第6号）

（衆議院 6.5.21承認 参議院 6.5外交防衛委員会付託 6.12本会議承認）

【要旨】

我が国とクロアチアとの間の定期航空路線の開設については、クロアチアから提起された航空協定締結の要望及び近年の我が国とクロアチアとの間の人的交流の拡大を踏まえ交渉を行った結果、2023年（令和5年）7月21日に東京においてこの協定が署名された。

この協定は、我が国とクロアチアとの間及びその以遠における定期航空路線の開設及び定期航空業務の安定的な運営を可能とすることを目的としており、前文、本文21箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書Ⅰ及び附属書Ⅱから成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、一方の締約国の航空企業は、他方の締約国の領域を無着陸で通過することができるほか、当該他方の締約国の領域に給油、整備等、運輸以外の目的で着陸することができる。
- 二、一方の締約国の指定航空企業は、附属書Ⅰに定める路線（以下「特定路線」という。）において、他方の締約国内の地点に着陸して定期的に両締約国間の貨客を運送することができるとともに、特定路線上に第三国内の地点がある場合には、定期的に当該地点と他方の締約国内の地点との間の貨客を運送することができる。
- 三、特定路線において運営される航空業務（以下「協定業務」という。）を開始するためには、まず、一方の締約国が当該路線を運航する自国の航空企業を指定する。当該航空企業は、他方の締約国からその法令に従って運営許可を受けた後に、指定航空企業として運航を開始することができる。
- 四、一方の締約国の指定航空企業は、他方の締約国の空港等の施設の使用料金につき最恵国待遇及び内国民待遇と同等の待遇を与えられるとともに、その航空機が使用する燃料等について当該他方の締約国の関税等を原則として免除される。
- 五、両締約国の指定航空企業は、両締約国間の協定業務の運営につき公平かつ均等な機会を与えられる。
- 六、指定航空企業が提供する輸送力は、貨客輸送需要に適合するものでなければならないが、その需要のうち当該指定航空企業を指定した締約国発着の貨客を運送することを主目的として輸送力を供給する。
- 七、この協定は、各締約国によりその憲法上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。

社会保障に関する日本国とオーストリア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第7号）

（衆議院 6.5.21承認 参議院 6.5外交防衛委員会付託 6.12本会議承認）

【要旨】

この協定は、我が国とオーストリアとの間で、両国間の人的交流に伴って生ずる年金制度等への二重加入等の問題の解決を図ることを目的とするものであり、2022年（令和4年）9月に両国政府間で協定の締結交渉を開始した結果、2024年（令和6年）1月19日に東京において署名されたものである。

この協定は、前文、本文28箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定は、オーストリアについては、年金保険、疾病保険、災害保険及び失業保険について適用する。また、我が国については、年金制度に関しては国民年金及び厚生年金保険について、医療保険制度に関しては健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法及び高齢者の医療の確保に関する法律により実施される医療保険制度について並びに失業等給付に関する雇用保険制度について、それぞれ適用する。
- 二、強制加入に関する法令の二重適用の回避のため、原則として、就労が行われる締約国の法令のみを適用する。ただし、年金制度及び雇用保険制度への強制加入に関しては、被用者又は自営業者が、一時的に相手国において就労する場合には、当該被用者については派遣（第三国の領域を

經由する派遣を含む。)の期間が5年を超えない場合に自国の法令のみを適用することとし、当該自営業者についてはその居住国の法令のみを適用する。

三、一方の締約国の年金の給付を受ける権利を確立するため、他方の締約国の法令による保険期間を考慮することにより、当該一方の締約国の年金制度への加入期間だけでは必要な期間の要件を満たさない場合においても給付を受ける権利を取得できるようにする。なお、給付額の計算に際しては、それぞれの国内法令の規定に従って、自国の年金制度への加入期間に応じた額を支給する。

四、この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後3箇月目の月の初日に効力を生ずる。

刑事に関する共助に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第8号）

（衆議院 6.5.21承認 参議院 6.5外交防衛委員会付託 6.12本会議承認）

【要旨】

我が国政府は、刑事共助条約の締結交渉を開始することについてブラジル政府との間で意見が一致したことを受け、2021年（令和3年）12月から条約の締結に向けた交渉を行った。その結果、条約の案文について最終的な合意をみるに至ったので、2024年（令和6年）1月25日に東京において、この条約の署名が行われた。この条約は、前文、本文22箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

一、各締約国は、他方の締約国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続について条約の規定に従って共助を実施する。

二、共助には、①証言又は供述の取得、②映像及び音声の送受信による通話を通じた聴取を可能とすること、③物件の取得（捜索又は差押えによるものを含む。）、④人、物件又は場所の見分、⑤人、物件若しくは場所又はこれらの所在地の特定、⑥被請求国の立法機関、行政機関若しくは司法機関又は可能な場合には地方公共団体の保有する物件の提供、⑦請求国における出頭が求められている者に対する招請の伝達、⑧拘禁されている者の身柄の移送であって証言の取得その他の目的のためのもの、⑨刑事手続に関する文書の送達、⑩犯罪の収益又は道具の没収及び保全並びにこれらに関連する手続についての共助、⑪被請求国の法令により認められるその他の共助であって両締約国の中央当局間で合意されたものを含む。

三、条約に規定する任務を行う中央当局として、日本は法務大臣若しくは国家公安委員会又はこれらがそれぞれ指定する者を、ブラジルは法務治安省をそれぞれ指定する。この条約に基づく共助の請求は、請求国の中央当局から被請求国の中央当局に対して行われる。

四、被請求国の中央当局は、被請求国が、請求国における捜査、訴追その他の手続の対象となる行為が自国の法令によれば犯罪を構成しないと認める場合等には、共助を拒否することができる。

五、この条約は、両締約国が、この条約の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後30日目の日に効力を生ずる。

国際復興開発銀行協定の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第9号）

（衆議院 6.5.7承認 参議院 5.20外交防衛委員会付託 5.24本会議承認）

【要旨】

国際復興開発銀行協定（以下「協定」という。）に規定されている国際復興開発銀行（以下「銀行」という。）の融資等の上限は、1945年（昭和20年）の銀行設立当時に規定されたものであり、現在では、近年のリスク管理手法と比べて過度に保守的なものであると広く考えられるに至っている。このような背景を踏まえ、加盟国は、銀行による現在及び将来の支援ニーズへの一層幅広い対応を可能とし、銀行の機能を強化するため、協定に規定されている融資等の上限の撤廃が必要であるとの見解で一致した。

この改正は、こうした経緯から、2023年（令和5年）7月10日に銀行の総務会において承認されたものであり、銀行の機能を強化することを目的として、協定上の融資等の上限を撤廃することについて定めるものである。

欧州復興開発銀行を設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第10号）
（衆議院 6.5.7承認 参議院 5.20外交防衛委員会付託 5.24本会議承認）

【要旨】

欧州復興開発銀行を設立する協定（以下「協定」という。）に規定されている欧州復興開発銀行（以下「銀行」という。）の融資等の上限は、1991年（平成3年）の銀行設立当時に規定されたものであり、現在では、近年のリスク管理手法と比べて過度に保守的なものであると広く考えられるに至っている。このような背景を踏まえ、加盟者は、銀行による現在及び将来の支援ニーズへの一層幅広い対応を可能とし、銀行の機能を強化するため、協定に規定されている融資等の上限の撤廃が必要であるとの見解で一致した。

また、加盟者は、2020年（令和2年）10月の銀行の総務会において承認された中期戦略に基づき、銀行の支援対象の拡大について議論してきた結果、開発上のニーズが高く、現在の受益国との結び付きの強い地域としてサブサハラ・アフリカの加盟国を受益国に追加できるようにすべきであるとの見解で一致した。

この改正は、こうした経緯から、2023年（令和5年）5月18日に銀行の総務会において承認されたものであり、主な内容は次のとおりである。

- 一、銀行の受益国の範囲を拡大し、銀行が、現在の受益国である中欧及び東欧の各国、モンゴル並びに地中海の南部及び東部の加盟国に加え、限られた数のサブサハラ・アフリカの加盟国においてもその目的を達成することができることを定める。
- 二、協定に規定されている融資等の上限を撤廃するとともに、理事会が銀行の財務の健全性等を保護するため、適当な制限を定め、及び維持することを定める。

千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書の二千九年の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第11号）

（衆議院 6.5.7承認 参議院 5.20外交防衛委員会付託 5.24本会議承認）

【要旨】

この改正は、一定の条件下で二酸化炭素を含んだガスの輸出を可能とするものであり、2009年（平成21年）の1972年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の1996年の議定書（以下「議定書」という。）締約国会議において採択された。

この改正の主な内容は次のとおりである。

- 一、議定書の第6条は、投棄のために廃棄物その他の物を他国に輸出することを許可してはならない旨規定していたが、この改正では、当該規定の例外として、締約国が、受入国との間で協定を締結し、又は取決めを行っていることを条件として、二酸化炭素を含んだガスの輸出を行うことができることを新たに規定している。
- 二、一に記載する協定又は取決めには次の事項を含めることを規定している。
 - 1 輸出国と受入国との間の許可を与える責任の確認及び配分
 - 2 非締約国に輸出する場合、議定書上の義務に反しないことを確保するための議定書と同等の規定
- 三、この改正は、議定書の締約国の3分の2が改正の受諾書を寄託した後60日目の日に、改正を受諾した締約国について効力を生ずる。
- 四、この改正は、2019年（令和元年）10月に採択された議定書締約国会議決議により、締約国が、受諾時又は受諾後に暫定的適用を宣言することによって、この改正を暫定的に適用させることが可能である。

承認を求めるの件

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第1号）

（衆議院 6. 3. 26承認 参議院 3. 28総務委員会付託 3. 29本会議承認）

【要旨】

本件は、放送法第70条第2項の規定に基づき、日本放送協会の令和6年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、収支予算

一般勘定事業収支については、事業収入が6,021億円、事業支出が6,591億円で、570億円の収支不足となる。この不足額については、還元目的積立金の一部をもって補てんすることとしている。

二、事業計画

経営計画の初年度となる令和6年度は、健全な民主主義の発達に資するため、情報空間の参照点の提供と信頼できる多元性確保への貢献を基軸として、経営計画に基づいた事業運営を着実に実施するとし、適切な資源管理とデジタル技術の活用等によりコンテンツ価値の最大化を図るとともに、命と暮らしを守る報道の深化、多様で質の高いコンテンツによる公共的価値の創造のほか、国際発信の再強化、全国ネットワークを生かした地域の姿の発信、ユニバーサル放送・サービスの充実、インターネット活用業務におけるコンテンツの効果的な提供、新たな営業アプローチの推進、財源の多様化、NHKグループ全体でのガバナンスの強化、アカウンタブルな経営の徹底、放送センターの建替えの推進等に取り組むとしている。

三、資金計画

資金計画は、受信料等による入金総額8,308億円、事業経費、建設経費等による出金総額8,404億円をもって施行する。

四、総務大臣の意見

本件には、総務大臣から、現行の受信料額を維持しつつ、還元目的積立金も活用し、視聴者への還元を行う点は評価できるとした上で、予算の執行に当たっては、受信料収入と事業規模との均衡を早期に確保していくこと、重要な公共インフラを提供する者として、引き続き将来の災害に備えること、放送という手段に加え、インターネットを通じて放送番組を国民・視聴者に提供すること、「業務」・「受信料」・「ガバナンス」を一体的に改革することに不断に取り組むこと等が求められる旨の意見が付されている。

【附帯決議】（6. 3. 29総務委員会議決）

政府及び日本放送協会は、公共放送の使命を全うし、国民・視聴者の信頼に応えることができるよう、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、協会は、公共放送としての社会的使命を認識し、政治的公平性を確保し、事実を客観的かつ正確、公平・公正に伝え、真実に迫るための最善の努力を不断に行うとともに、意見が分かれている問題については、できる限り多くの角度から論点を明らかにするなど、放送法の原則を遵守すること。

二、政府は、日本国憲法で保障された表現の自由、放送法に定める放送の自律性を尊重し、協会を含めた放送事業者の番組編集における自主・自律性が保障されるように放送法を運用すること。

また、経営委員の任命に当たっては、女性委員の比率を引き上げることなどにより多様な意見が反映されるよう、幅広く選任するべく努めること。

三、経営委員会は、放送法が定める協会の自律性を保障するために、協会の経営に関する最高意思決定機関として重い職責を担っていることを深く認識し、協会が放送法に定められた役割を確実に果たすよう、執行部との適切な連携を図りつつ、権限を行使すること。

また、協会は、経営委員会及び理事会等における意思決定過程等を明らかにするため、経営委員会及び理事会の議事録の適切な作成・管理を行うとともに、原則としてこれを公表すること。

四、協会は、不祥事が相次いでいる現状を踏まえ、国民・視聴者の信頼を回復するため、公共放送

を担う者としての役職員の倫理観を高め、ガバナンスの強化、コンプライアンスの徹底、不祥事の再発防止策の確実な実施等を組織一体となって行うことにより、不祥事の根絶に努めること。

特に、協会の放送番組において、不正確な又は視聴者の誤解を招く表現により、放送の信頼を損なう事態があったことを踏まえ、番組制作過程における責任ある体制の構築、チェック機能の強化等、徹底した再発防止に努めること。

五、協会は、国民・視聴者に対する還元等により、当面、事業収支差金の赤字が見込まれていることを踏まえ、必要な還元を進めつつも、不断の経営改革により、できる限り早期に赤字予算を解消し、受信料収入と事業規模との均衡を確保すること。

なお、事業支出の削減に当たっては、国民・視聴者に対するサービスの低下を招かないよう、コンテンツの質と量を担保するための環境整備に十分に配慮すること。

六、協会は、公共放送の存在意義及び受信料制度に対する国民・視聴者の理解を促進し、受信契約の締結は視聴者の理解を得た適正なものでなければならないことを認識した上で、営業活動の一層の合理化・適正化に向けて不断の見直しを行うこと。

また、支払率の低下について、その原因を分析し、対処方法について検討を行うなど、受信料の公平負担の徹底に努めること。

なお、令和5年4月から運用を開始した割増金については、個別事情に配慮し、適切な対応を行うこと。

七、協会は、音声波の削減については、災害時における情報提供手段としての高い有用性があること、ラジオ第2放送が民間放送事業者の手掛けにくい教育・教養番組の放送を多面的に行っていること等を考慮した検討を行うこと。

八、協会は、放送センターの建設計画の抜本的な見直しの具体的な内容を早急に明らかにし、国民・視聴者の理解が得られるよう説明を尽くすとともに、建替えに係る費用の圧縮に徹底的に取り組む、その成果を国民・視聴者に適切に還元すること。

九、協会は、業務の合理化・効率化を推進するとともに、調達に係る取引の透明化、外部制作事業者の活用等を迅速かつ確実に実施し、経営改革に積極的に取り組むこと。なお、外部の事業者との取引に当たっては、社会や経済の状況に鑑み、価格交渉に適切に応じ、適正な価格による取引の実現に努めること。

また、経営改革に当たっては、職員の雇用の確保及び処遇の改善に十分配慮し、特に職員給与の決定においては、業務量の増加及び人員の削減に起因する職員の負担の増大、民間企業における賃金や物価高騰等を踏まえ、適正な水準とすること。

十、政府及び協会は、デジタル時代における放送の持続的な維持・発展を図るため、公共放送、受信料制度及び協会のインターネット活用業務の在り方を含む放送制度について引き続き検討を行うこと。

また、協会は、インターネット活用業務の実施に当たっては、その影響力の大きさを十分認識し、国民・視聴者のニーズや動向を的確に把握するとともに、関係者間での情報共有及び連携を図るよう努めること。

十一、協会は、地域の関係者と連携しながら、地域ならではの魅力を紹介し、地域の活性化及び発展に寄与するコンテンツを充実するとともに、国内外に向けた積極的な発信に努めること。

また、激動する国際情勢等に鑑み、我が国に対する理解が促進されるとともに、在外邦人に的確な情報が提供されるよう、国際放送及び海外発信の一層の充実を図ること。

十二、協会は、自然災害が相次いでいる現状に鑑み、いかなる事態においても放送・サービスが継続され、正確な情報が国民・視聴者に伝達されるよう、令和6年能登半島地震で明らかになった課題も踏まえ、中継局を含む放送設備の整備と非常時の体制の強化、偽情報・誤情報の流通・拡散を防止する取組の強化を図ること。

また、政府は、放送事業者が災害時に備える取組を推進することができるよう支援を行うこと。

十三、協会は、障がい者、高齢者及び外国人に対し、十分な情報アクセス機会を確保し、デジタル・

ディバイドを解消するため、新たな技術の開発・活用などにも取り組み、字幕放送、解説放送、手話放送など「人にやさしい放送」の一層の充実等を図ること。

十四、協会は、過労により職員が亡くなる事態が再発してしまった事実を厳粛に受け止め、協会の業務に携わる者の命と健康を最優先に確保し、適正な業務運営と過重労働防止やハラスメント防止などの労働環境の改善に全力で取り組むこと。

また、障がい者の雇用率の一層の向上及び女性の採用・登用の拡大を図ること。
右決議する。

予備費等承諾を求めるの件

令和四年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）

（衆議院 6.4.16承諾 参議院 5.24決算委員会付託 5.29本会議承諾）

【要旨】

一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費予算額9兆8,600億円のうち、令和4年4月28日から9月20日までの間に使用を決定した金額は4兆8,588億円で、その内訳は、燃料油価格激変緩和強化対策事業に必要な経費1兆2,959億円、住民税非課税世帯等に対する給付金の支給等に必要な経費8,539億円、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援に必要な経費8,265億円などである。

令和四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）

（衆議院 6.4.16承諾 参議院 5.24決算委員会付託 5.29本会議承諾）

【要旨】

一般会計予備費予算額9,000億円のうち、令和4年4月15日から9月30日までの間に使用を決定した金額は4,197億円で、その内訳は、燃料油価格激変緩和強化対策事業に必要な経費2,774億円、配合飼料価格高騰緊急対策事業に必要な経費434億円、こどもみらい住宅支援事業に必要な経費300億円などである。

令和四年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）

（衆議院 6.4.16承諾 参議院 5.24決算委員会付託 5.29本会議承諾）

【要旨】

特別会計予備費予算総額8,048億円のうち、令和4年11月4日に使用を決定した金額は688億円で、食料安定供給特別会計食糧管理勘定における輸入食糧麦等の買入れに必要な経費である。

令和四年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）

（衆議院 6.4.16承諾 参議院 5.24決算委員会付託 5.29本会議承諾）

【要旨】

一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費予算額9兆8,600億円のうち、令和5年3月28日に使用を決定した金額は2兆2,226億円で、その内訳は、地域の実情に応じたきめ細やかな支援及び低所得世帯への支援に必要な経費1兆2,000億円、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援に必要な経費7,365億円、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に必要な経費1,550億円などである。

令和四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）

（衆議院 6.4.16承諾 参議院 5.24決算委員会付託 5.29本会議承諾）

【要旨】

一般会計予備費予算額9,000億円のうち、令和5年3月17日から3月28日までの間に使用を決定した金額は1,060億円で、その内訳は、ウクライナにおける復旧・復興に対する支援に必要な経費606億円、大雪に伴う道路の除雪事業に必要な経費311億円、貨幣交換差減補填金の不足を補うために必要な経費93億円などである。

令和四年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

(衆議院 6.4.16承諾 参議院 5.24決算委員会付託 5.29本会議承諾)

【要旨】

令和5年2月21日に決定した経費増額総額は733億円で、交付税及び譲与税配付金特別会計における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額である。

令和五年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

(衆議院 継続審査)

【要旨】

一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費予算額2兆円のうち、令和5年12月22日に使用を決定した金額は1兆1,310億円で、地域の実情に応じた低所得者支援及び定額減税を補足する給付に必要な経費である。

令和五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

(衆議院 継続審査)

【要旨】

一般会計予備費予算額5,000億円のうち、令和5年4月18日から6年1月26日までの間に使用を決定した金額は1,915億円で、その内訳は、災害救助等に必要な経費380億円、道路等災害復旧事業等に必要な経費337億円、水産物の新たな需給構造構築支援に必要な経費207億円などである。

令和五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

(衆議院 継続審査)

【要旨】

特別会計予備費予算総額7,286億円のうち、令和5年9月29日から6年1月26日までの間に使用を決定した金額は19億円で、その内訳は、エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定における給油所等設備災害復旧に必要な経費18億円、財政投融资特別会計投資勘定における政府保有株式の処分に必要な経費0.9億円である。

令和五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

(衆議院 継続審査)

【要旨】

一般会計予備費予算額5,000億円のうち、令和6年3月1日から3月18日までの間に使用を決定した金額は1,161億円で、その内訳は、道路等災害復旧事業等に必要な経費768億円、災害救助費等負担金の不足を補うために必要な経費139億円、地域福祉の向上に資する住宅再建支援等に必要な経費61億円などである。

令和五年度特別会計予算総則第二十一条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

(衆議院 継続審査)

【要旨】

令和6年2月20日から3月26日までの間に決定した経費増額総額は710億円で、その内訳は、交付税及び譲与税配付金特別会計における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額698億円、自動車安全特別会計空港整備勘定における空港災害復旧事業に必要な経費の増額11億円である。

決算その他

令和四年度一般会計歳入歳出決算、令和四年度特別会計歳入歳出決算、令和四年度国税収納金整理資金受払計算書、令和四年度政府関係機関決算書

(参議院 第212回国会 5.12.11決算委員会付託 6.6.12本会議是認 衆議院 6.18議決)

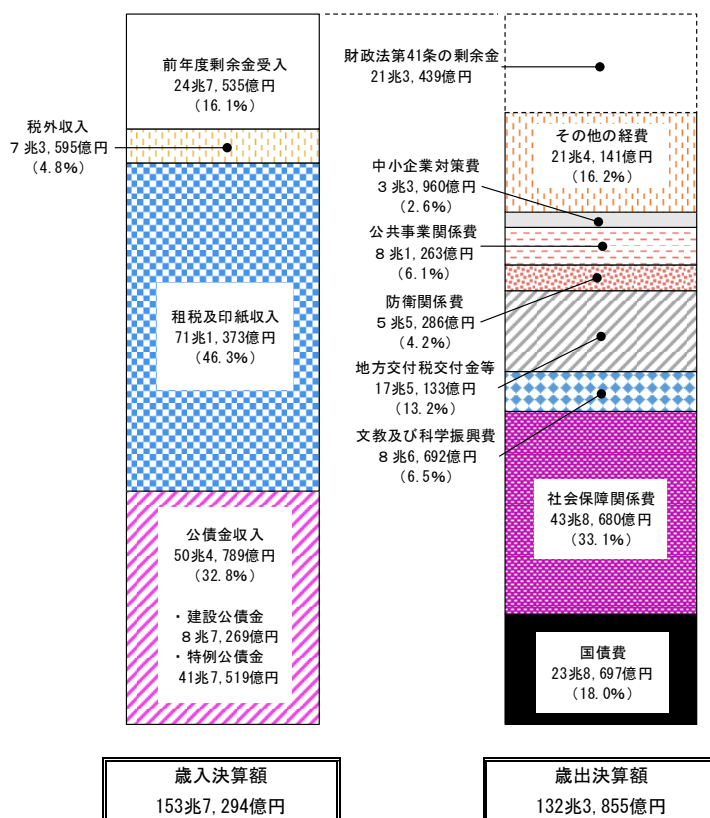
令和4年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は153兆7,294億円、歳出決算額は132兆3,855億円であり、差引き21兆3,439億円の剰余を生じた。この剰余金は、財政法第41条の規定により、令和5年度の一般会計の歳入に繰り入れられた。なお、財政法第6条の純剰余金は2兆6,294億円である。

令和4年度特別会計歳入歳出決算における13の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は447兆8,921億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は432兆3,539億円である。

令和4年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は96兆4,959億円であり、資金からの支払命令済額は21兆4,109億円、資金からの一般会計等の歳入への組入額は73兆6,508億円であるため、差引き1兆4,341億円の剰余を生じた。

令和4年度政府関係機関決算書における4機関の収入済額を合計した収入決算額は1兆2,693億円、支出済額を合計した支出決算額は1兆243億円である。

〈令和4年度一般会計歳入歳出決算の概要〉



(注) ()内は総額に占める割合であり、単位未満四捨五入。

(出所) 財務省資料より作成

令和四年度国有財産増減及び現在額総計算書

(参議院 第212回国会 5.12.11決算委員会付託 6.6.12本会議是認 衆議院 6.18是認)

令和4年度国有財産増減及び現在額総計算書における4年度中の国有財産の差引純増加額は5兆2,862億円、4年度末現在額は131兆8,347億円である。

令和四年度国有財産無償貸付状況総計算書

(参議院 第212回国会 5.12.11決算委員会付託 6.6.12本会議是認 衆議院 6.18是認)

令和4年度国有財産無償貸付状況総計算書における4年度中の国有財産の無償貸付の差引純増加額は228億円、4年度末現在額は1兆2,437億円である。

N H K 決 算

日本放送協会令和二年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の令和2年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

令和2年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は1兆2,725億円、負債合計は4,516億円、純資産合計は8,209億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は7,099億円、経常事業支出は6,917億円となっており、経常事業収支差金は181億円となっている。

日本放送協会令和三年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の令和3年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

令和3年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は1兆2,743億円、負債合計は4,134億円、純資産合計は8,609億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は7,001億円、経常事業支出は6,638億円となっており、経常事業収支差金は363億円となっている。

日本放送協会令和四年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の令和4年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

令和4年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は1兆2,970億円、負債合計は4,098億円、純資産合計は8,872億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は6,917億円、経常事業支出は6,753億円となっており、経常事業収支差金は163億円となっている。